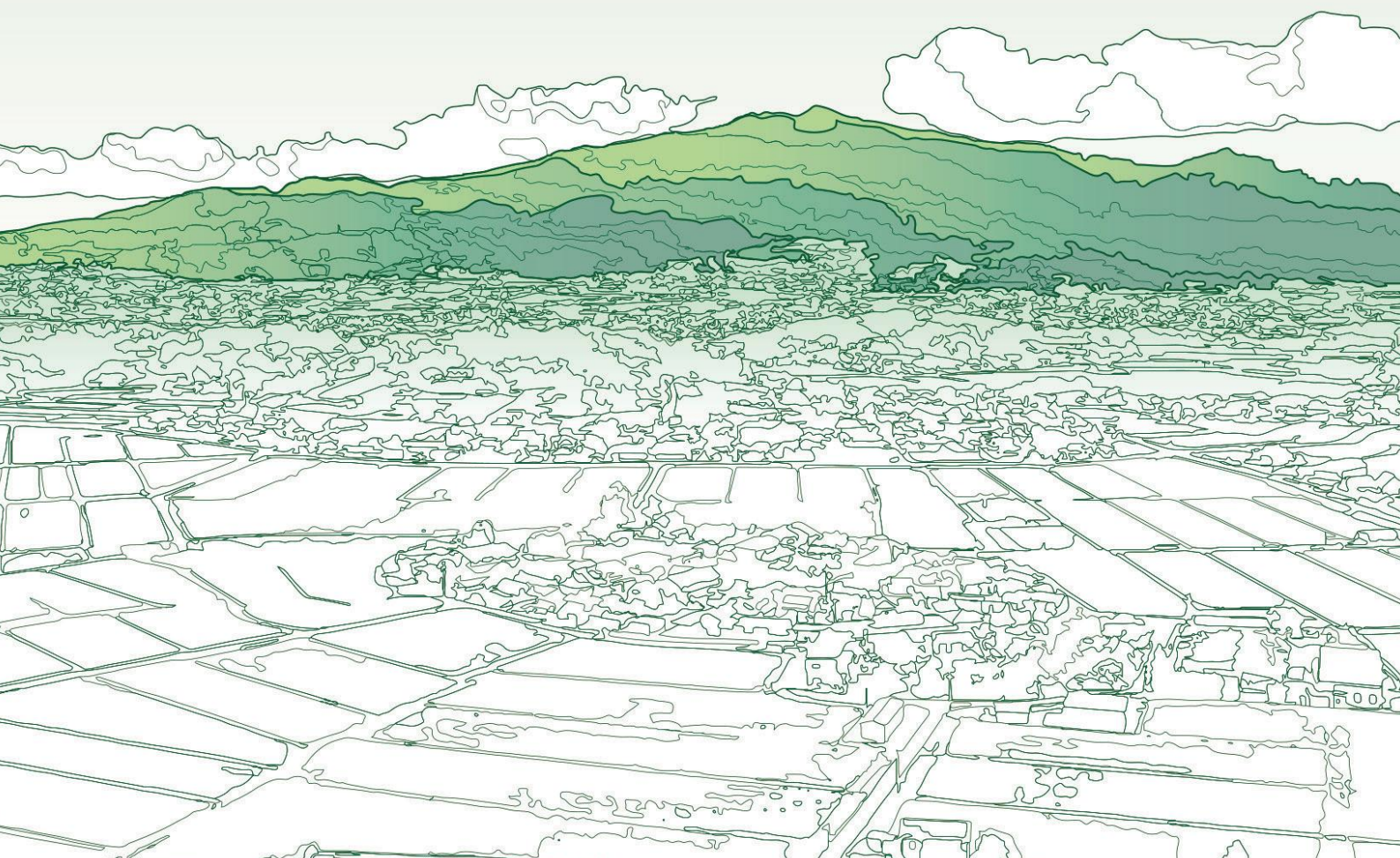


第 2 次 東御市都市計画マスタープラン

2026～2045



ごあいさつ

本市は、平成 20 年 6 月に策定した都市計画マスタープランに基づき、豊かな自然環境と歴史・文化を礎に、地域ごとの個性を大切にしながら、計画的なまちづくりを進めてまいりました。こうした取組は、本市のまちの基盤を形づくるうえで、大きく寄与してきたものと考えています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行、激甚化する自然災害など、私たちを取り巻く社会情勢は時代とともに大きく変化しています。今、こうした時代の要請に的確に対応し、持続可能なまちづくりを推進していくことが、あらためて求められています。

このたび策定いたしました「第 2 次東御市都市計画マスタープラン」は、本市の目指す将来像である「人と自然にやさしい豊かな暮らしを実感できるまち とうみ」を実現するための、まちづくりの指針となるものです。これまで培ってきたまちの基盤を継承しつつ、20 年先を見据えた土地利用や交通、防災といった分野別の方針を定めるとともに、市内 5 地区（田中・滋野・祢津・和・北御牧）が、それぞれの魅力を活かしながら、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めていけるよう、まちの骨格を描いています。

今後は、本計画をまちづくりの基軸として、市民・事業者の皆様と行政がそれぞれの役割を果たしながら、守るべきものを大切にしつつ、新たな視点を柔軟に取り入れ、本市のまちづくりを次なるステージへと進めていきます。

策定にあたっては、アンケートや各地域での説明会・懇談会、パブリックコメントの実施に加え、策定検討委員会および都市計画審議会における議論を通じて、市民の皆様をはじめ、関係各位から多くのご意見をいただきました。多大なるご理解とご協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



令和 8 年 3 月
東御市長

花岡利夫

目 次

第1章 第2次都市計画マスタープランの策定にあたって	1
1 都市計画マスタープランとは.....	1
2 計画の目的と役割.....	1
2-1 計画の目的.....	1
2-2 計画の役割.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 目標年度.....	2
第2章 東御市の現状と課題	3
1 東御市の概況.....	3
1-1 位置.....	3
1-2 地形.....	4
1-3 歴史.....	5
1-4 気候.....	5
2 分野別の状況.....	6
2-1 人口.....	6
2-2 土地利用.....	9
2-3 道路・交通.....	18
2-4 公園・緑地.....	26
2-5 景観.....	31
2-6 防災・減災.....	33
2-7 都市構造の評価.....	44
3 上位・関連計画.....	45
3-1 市の計画.....	45
3-2 長野県の計画.....	49
3-3 広域圏計画.....	53
4 現状とまちづくりの主要課題.....	58
4-1 分野別の主要課題.....	58

第3章 全体構想	59
1 将来都市像.....	59
1-1 基本理念.....	59
1-2 将来像.....	59
1-3 まちづくりの目標.....	60
1-4 人口フレーム.....	61
2 将来都市構造.....	62
2-1 将来都市構造の基本的な考え方.....	62
2-2 将来都市構造.....	63
3 分野別の整備方針.....	67
3-1 土地利用.....	67
3-2 道路・交通.....	71
3-3 都市環境・景観.....	74
3-4 防災・減災.....	77
第4章 東御市緑の基本計画	79
1 緑地の保全及び緑化の目標.....	79
1-1 緑地の確保目標水準.....	79
1-2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準.....	79
2 緑地の保全及び緑化の推進の方針.....	80
2-1 緑の基本方針.....	80
2-2 系統別緑地の配置方針.....	80
2-3 総合的な緑地の配置方針.....	81
3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策.....	83
3-1 自然環境の保全（緑をまもる）.....	83
3-2 水と緑の環境づくりと緑地空間の創出（緑をそだてつなげる）.....	84
3-3 身近な緑を活用した緑地空間の創出（緑をすすめる）.....	84
4 都市公園の整備及び管理の方針.....	85
4-1 都市公園の適切な管理・運営.....	85

第5章 地区別構想	86
1 地区区分の設定.....	86
1-1 地区区分の考え方.....	86
1-2 地区区分の設定.....	86
2 地区別まちづくりの方針.....	87
2-1 田中地区.....	87
2-2 滋野地区.....	94
2-3 祢津地区.....	101
2-4 和地区.....	108
2-5 北御牧地区.....	115
第6章 実現化の方策	122
1 都市計画制度の運用.....	122
1-1 都市計画区域.....	122
1-2 地域地区.....	122
1-3 都市計画道路の見直し.....	122
1-4 地区計画など.....	123
2 計画の実現に向けて.....	124
2-1 基本的な考え方.....	124
2-2 都市計画の決定・変更.....	124
2-3 財源の確保と民間活力の導入.....	124
2-4 広域的な連携と調整.....	124
3 計画の進行管理.....	125
3-1 庁内関係部局等との都市計画マスタープランの共有化.....	125
3-2 都市計画マスタープランの適切な見直し.....	125
3-3 都市計画マスタープランの進行管理.....	125
4 パートナースhip（協働）によるまちづくり.....	126
4-1 市民の役割.....	126
4-2 事業者の役割.....	126
4-3 行政の役割.....	127
資料編	128
1 用語集.....	128
2 策定体制.....	134
3 計画策定の経過.....	137

第1章 第2次都市計画マスタープランの策定にあたって

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づき市町村が定める都市計画の基本的な方針であり、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を示す計画です。本市では平成20年度（2008年度）に東御市都市計画マスタープランを策定し、計画的なまちづくりを進めてきました。しかし、この間に人口減少や少子高齢化の急速な進行、新型コロナウイルス感染症の流行などによるライフスタイルの多様化など、社会情勢は大きく変化しています。こうした変化に的確に対応し、持続可能なまちづくりを推進するため、第2次東御市都市計画マスタープランを策定します。

また、本計画は、都市緑地法第4条に基づく緑の基本計画を統合した計画とします。都市の緑が担う環境保全や景観形成、防災機能などの幅広い役割を都市計画の方針と一体的に位置づけることで、施策間の整合性を高め、都市と緑が調和したまちづくりを効果的に推進します。

2 計画の目的と役割

2-1 計画の目的

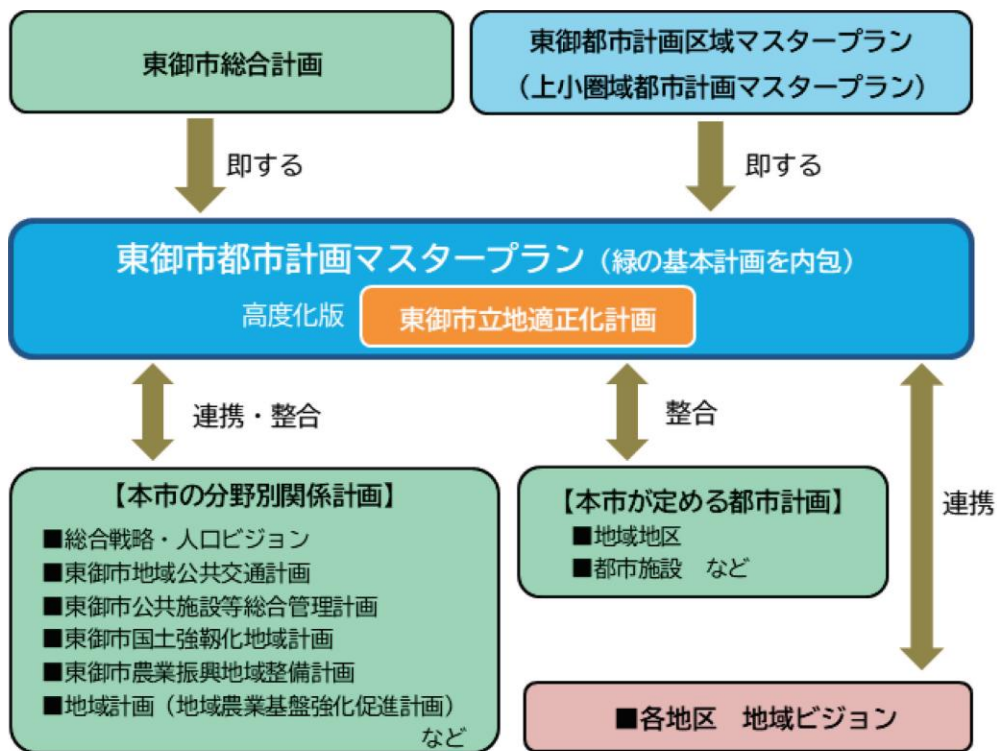
本計画の目的は、本市の将来都市像を明らかにし、その実現に向けて土地利用や都市施設の整備、防災や環境、緑地保全などの施策を総合的に方向づけることにあります。将来にわたり持続可能で安心して暮らせるまちを維持するために、秩序ある都市構造を形成し、生活環境の質を確保・向上させることを目指します。

2-2 計画の役割

- 本市の最上位計画である東御市総合計画に基づき、都市計画分野に関する基本方針を定める中核的な計画としての役割を担います。
- 国や県をはじめとする広域的な計画との連携を図り、本市の特性を生かしつつ、広域的な視点からも調和のとれたまちづくりを進めるための指針となります。
- 市民・事業者・行政が将来像を共有し、共通の認識のもとで協働してまちづくりを進めるための拠り所となり、市民参加や地域との連携を促す役割を果たします。

3 計画の位置づけ

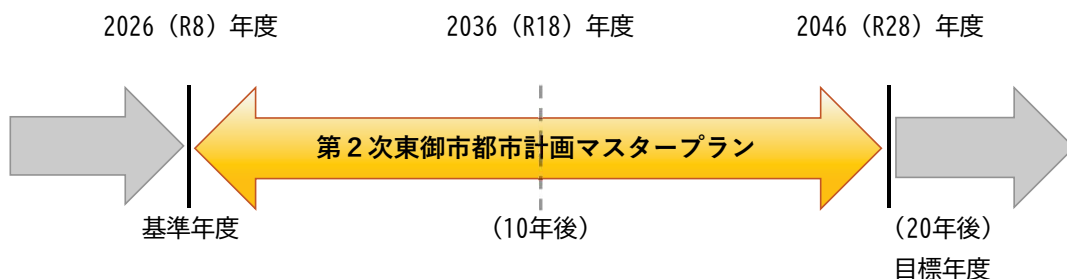
本計画は、本市の最上位計画である第3次東御市総合計画や、長野県が定める東御都市計画区域マスタープラン（上小圏域都市計画マスタープラン）に即して、本市が進める様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めます。



計画の位置づけ

4 目標年度

本計画は、「令和8年度（2026年度）」を基準年度として、目標年度を20年後の「令和28年度（2046年度）」とします。なお、計画の進行管理については、概ね10年経過後に施策・事業の実施状況について調査・分析・評価を行い、人口動態や都市機能の立地状況、効果等を確認しながら、必要に応じて、計画の見直しや関連する都市計画の変更等を検討します。



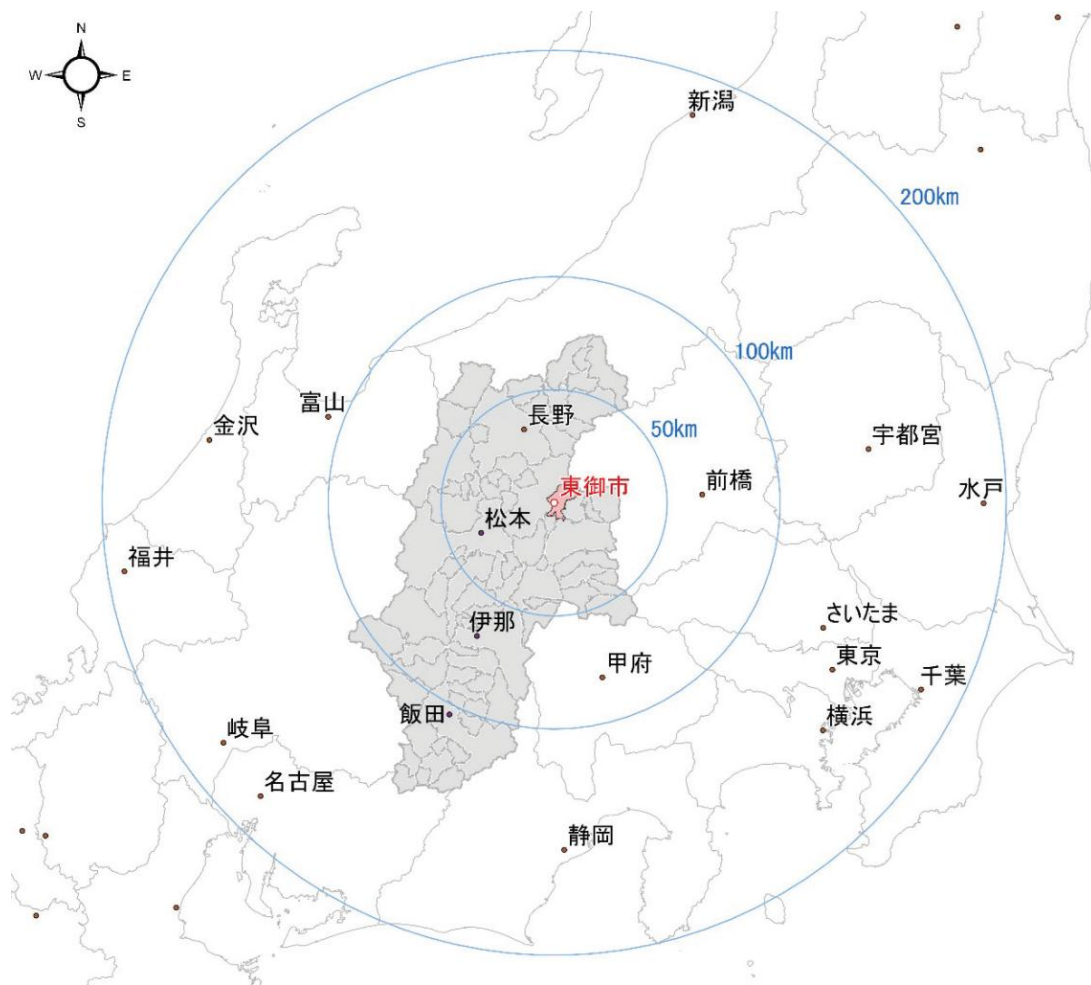
都市計画マスタープランの目標年度

第2章 東御市の現状と課題

1 東御市の概況

1-1 位置

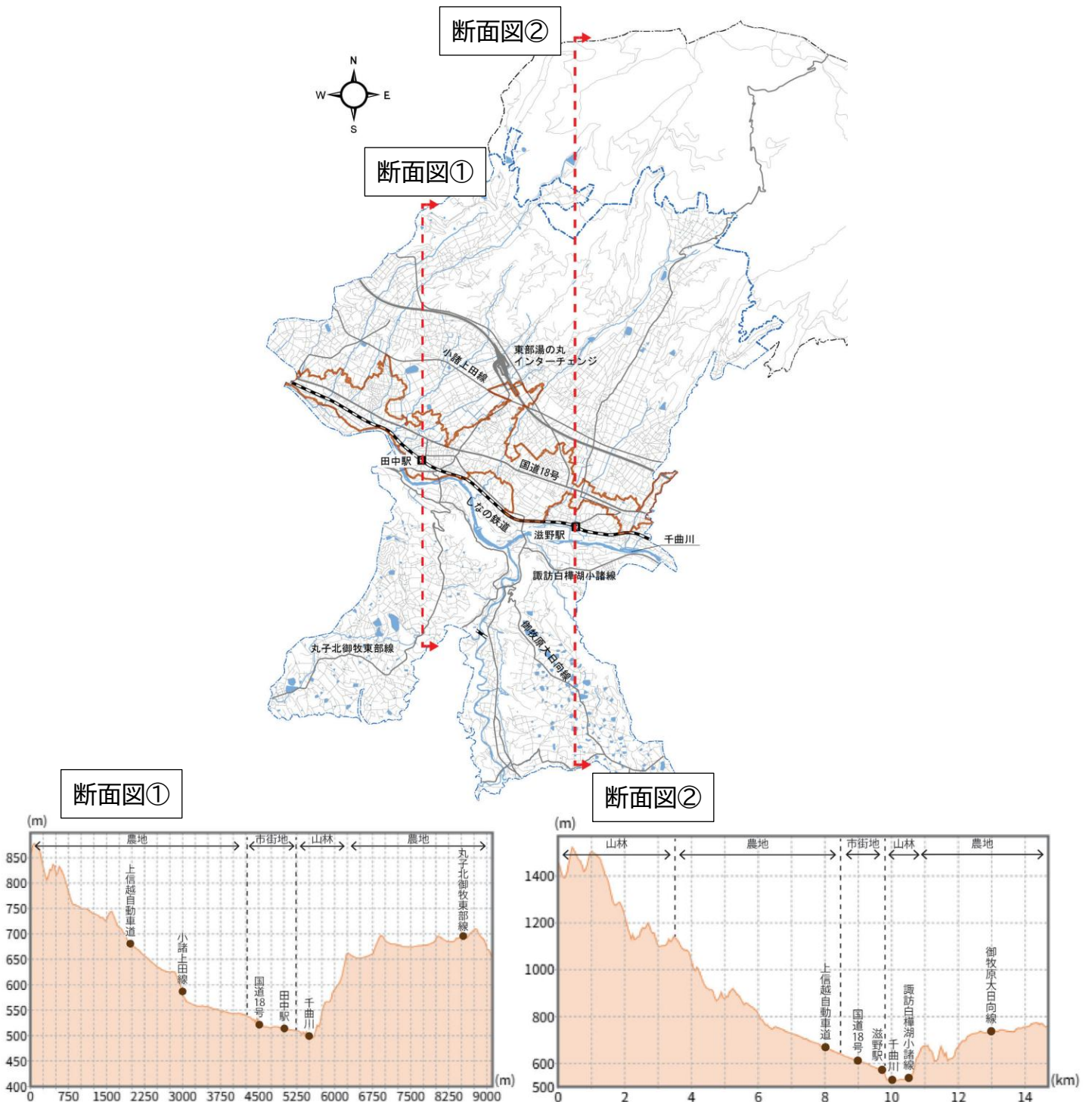
本市は長野県の東部に位置し、北は群馬県嬭恋村、西は上田市、南は佐久市や北佐久郡立科町、東は小諸市に接しています。市域は東西 14.7 km、南北 16.5 km、総面積 112.37 km²です。広域的にみると、東京や名古屋から 200km 圏内となっており、前橋市や甲府市は 100km 圏内に位置しています。



広域位置図

1-2 地形

本市は、北側に位置する 2,000m 級の山々から流れ下る河川によって形成された扇状地が重なり合い、北東から南西に傾斜する地形となっており、標高 470m から 2,228m に及ぶ大きな高低差を特徴としています。千曲川が市域を東西に流れ、これと並行して国道 18 号やしなの鉄道が配置されています。この交通軸に沿って国道 18 号の沿線概ね 1 km の範囲に市街地が形成されています。また、市街地の北側には上信越自動車道が通過しており、そのほぼ中央に位置する東部湯の丸インターチェンジ周辺には商業、流通系の施設が立地しています。



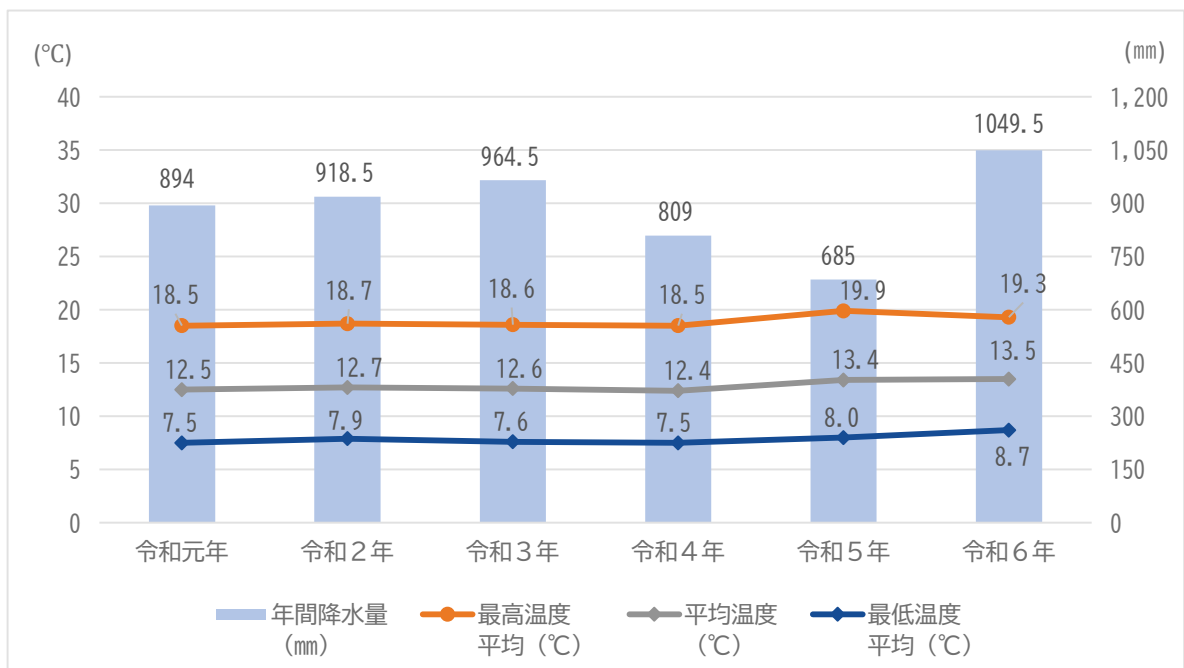
資料：地理院地図（電子国土 Web）（平成 26 年(2014 年)）国土交通省より作成

1-3 歴史

本市は、古くから馬の産地として知られ、平安時代の信濃御牧（官牧）十六牧の中でも、もっとも貢馬が多かったと伝えられています。中世には東信地方一帯を支配してきた海野氏をはじめ、望月氏、布下氏、諸沢氏によって統治されてきました。また、江戸時代に入ると北国街道の宿場町として海野宿と田中宿が設けられました。このうち海野宿については、当時の面影を残す建造物群として現在では観光の要所となっています。

1-4 気候

本市の気候は、四季を通じて日照時間が長く、気温の日較差が年間平均 10℃以上と大きい準高原的な内陸性気候です。年間降水量が 1,000 mm 前後と全国でもまれな寡雨地帯となっています。



気温と降水量の推移

資料：東御市の統計 2024 再編加工

2 分野別の状況

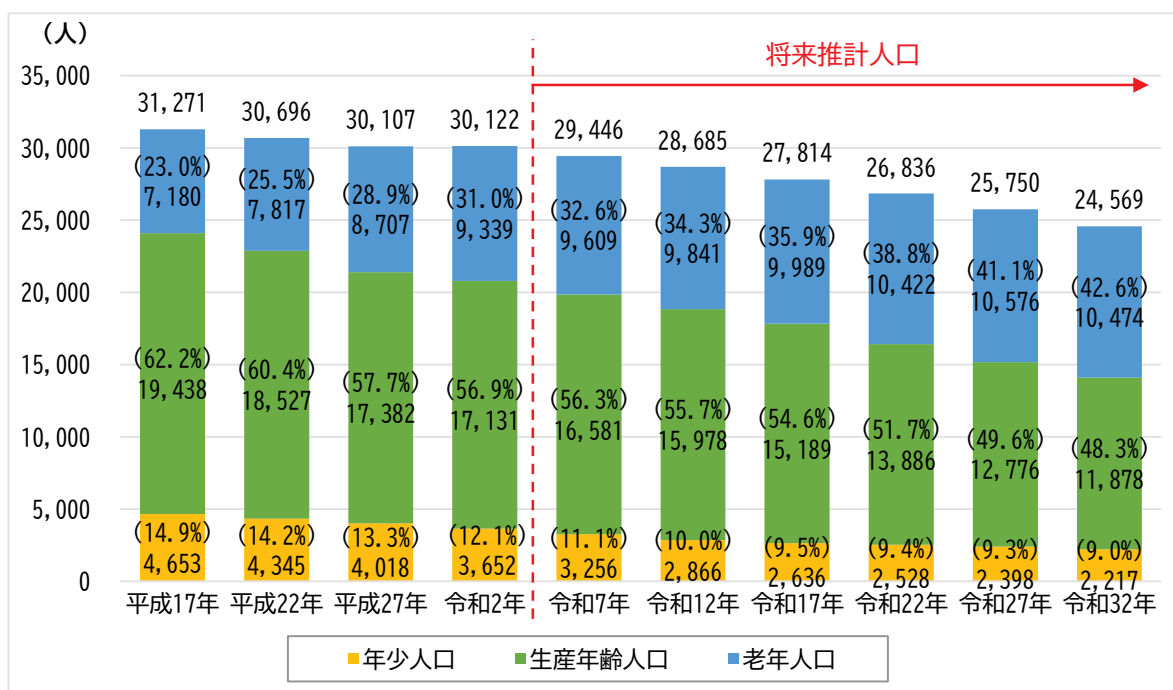
2-1 人口

(1) 総人口の推移と見通し

国勢調査による本市の総人口は、平成17年（2005年）では31,271人でしたが、その後、人口減少が進行し、直近の令和2年（2020年）は30,122人となり、15年間で1,149人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）による将来推計人口では、令和32年（2050年）の総人口は24,569人と見込まれ、さらに人口減少が進むものと予測されています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）は減少傾向であるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向であり、今後も少子高齢化の進行が続くと予測されています。



東御市の総人口・年齢3区分別人口の推移

資料：【H17～R2】国勢調査（総務省統計局）再編加工

【R7～R12】日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）再編加工

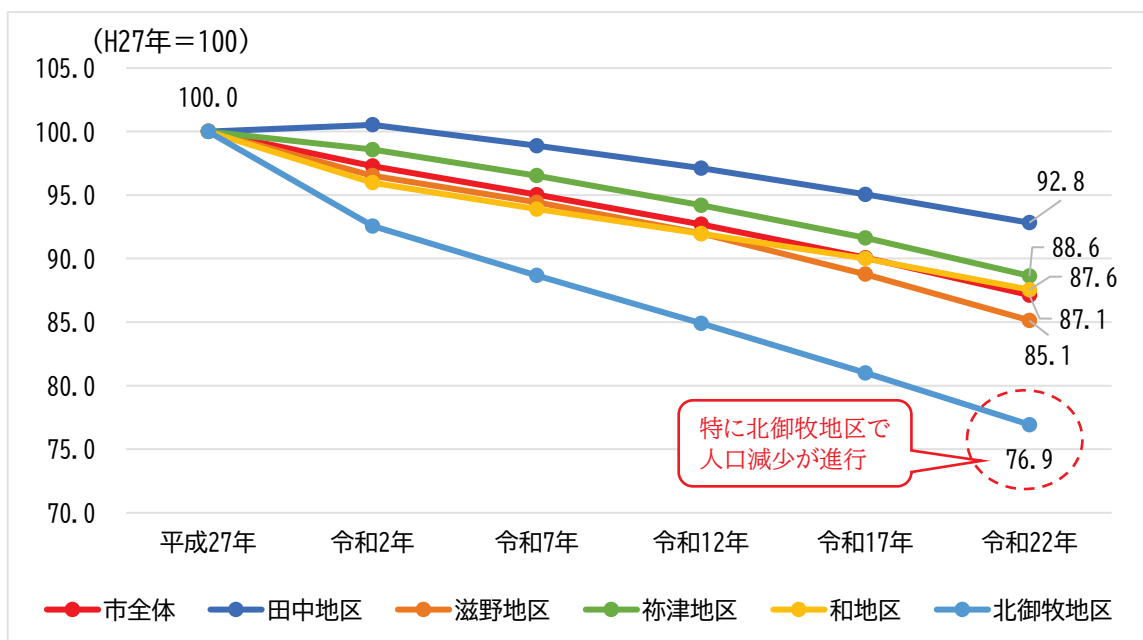
※平成27年以降の年齢区分別人口は年齢不詳を按分している。

(2) 地区別人口の推移

① 地区別人口指数の推移と見通し

平成27年(2015年)、令和2年(2020年)の地区別人口(住民基本台帳人口)を整理するとともに、社人研推計(R5推計)に準拠したコーホート要因法により、令和7年(2025年)から令和22年(2040年)までの地区別将来人口(住民基本台帳人口ベース)を推計しました。

下図では、平成27年(2015年)の地区別人口を“100”とした場合の令和22年(2040年)までの25年間の推移を指数で示しています。市全体では令和22年(2040年)時点で“87.1”となっており、地区別にみると、滋野地区、北御牧地区では市全体の数値を下回る見通しで、特に北御牧地区で人口減少が進行すると予測されます。



地区別人口指数の推移

資料：【H27・R2】住民基本台帳人口(各年10月1日現在)(東御市)再編加工

【R7~R22】社人研推計(R5推計)に準拠したコーホート要因法による独自推計(住民基本台帳人口ベース)

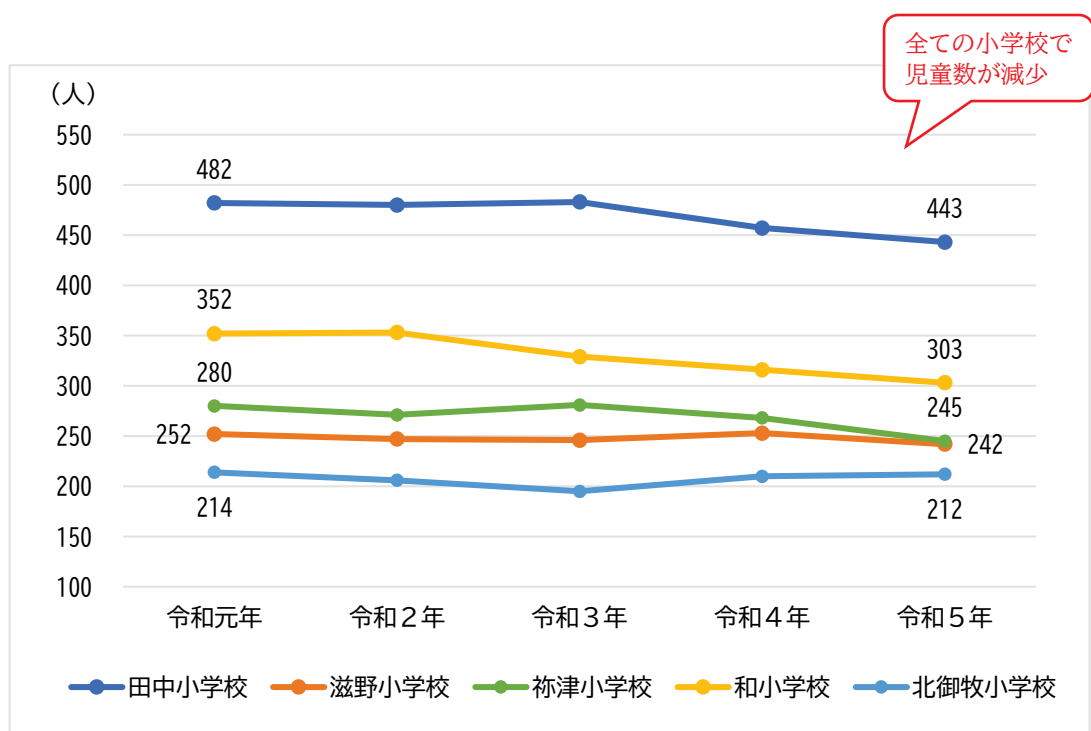
(3) 小学校別の児童数の推移

令和元年（2019年）から令和5年（2023年）までの5年間における小学校別の児童数の推移を整理しました。

滋野小学校と北御牧小学校の児童数は、ほぼ横ばいで推移していますが、祢津小学校と和小学校の児童数は減少傾向にあり、令和元年（2019年）から10%以上減少しています。また、市全体でみると、令和元年（2019年）から135人（-8.5%）減少しています。

全国的には児童数の減少に伴い、学校の再編・統合などを進めている動きもありますが、本市においては、将来の動向を踏まえ、人口維持方策を検討していく必要があります。

小学校名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減数	増減率
田中小学校	482	480	483	457	443	-39	-8.1%
滋野小学校	252	247	246	253	242	-10	-4.0%
祢津小学校	280	271	281	268	245	-35	-12.5%
和小学校	352	353	329	316	303	-49	-13.9%
北御牧小学校	214	206	195	210	212	-2	-0.9%
計	1,580	1,557	1,534	1,504	1,445	-135	-8.5%



小学校別の児童数の推移

資料：東御市の統計 2024 再編加工

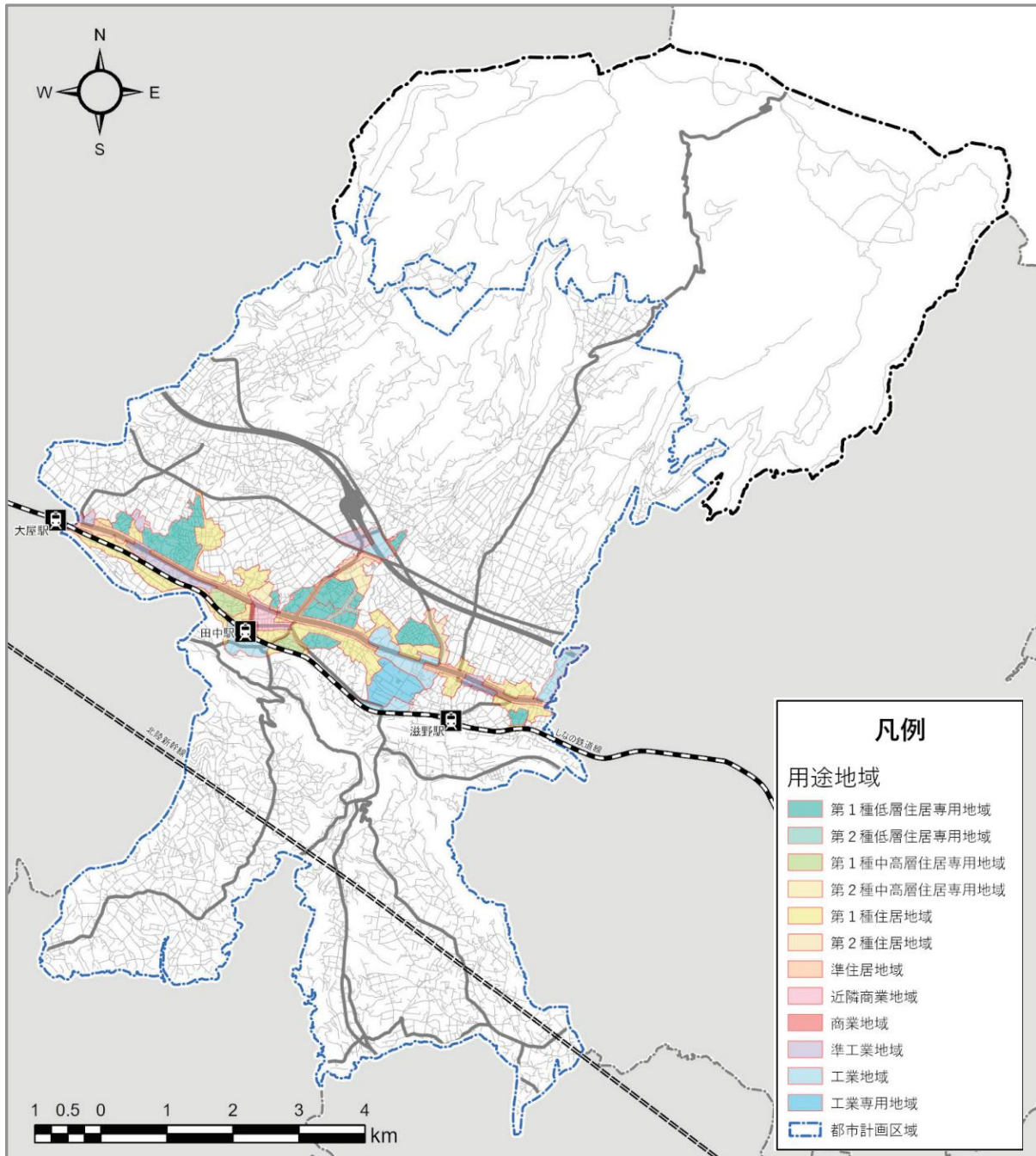
2-2 土地利用

(1) 法規制状況

① 用途地域の指定状況

地域地区の指定をみると、国道18号沿いを中心として用途地域が指定されています。

都市計画 区域名	当初 決定 年月日	最終 決定 年月日	第1種 低層住 居専用 地域	第2種 低層住 居専用 地域	第1種 中高層 住居専 用地域	第2種 中高層 住居専 用地域	第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	準住居 地域	田園 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	計
東御	S53.1.20	H3.7.4	145.0	6.0	22.0	23.0	193.0	13.0	75.0	0.0	16.0	5.0	50.0	97.0	39.0	684.0

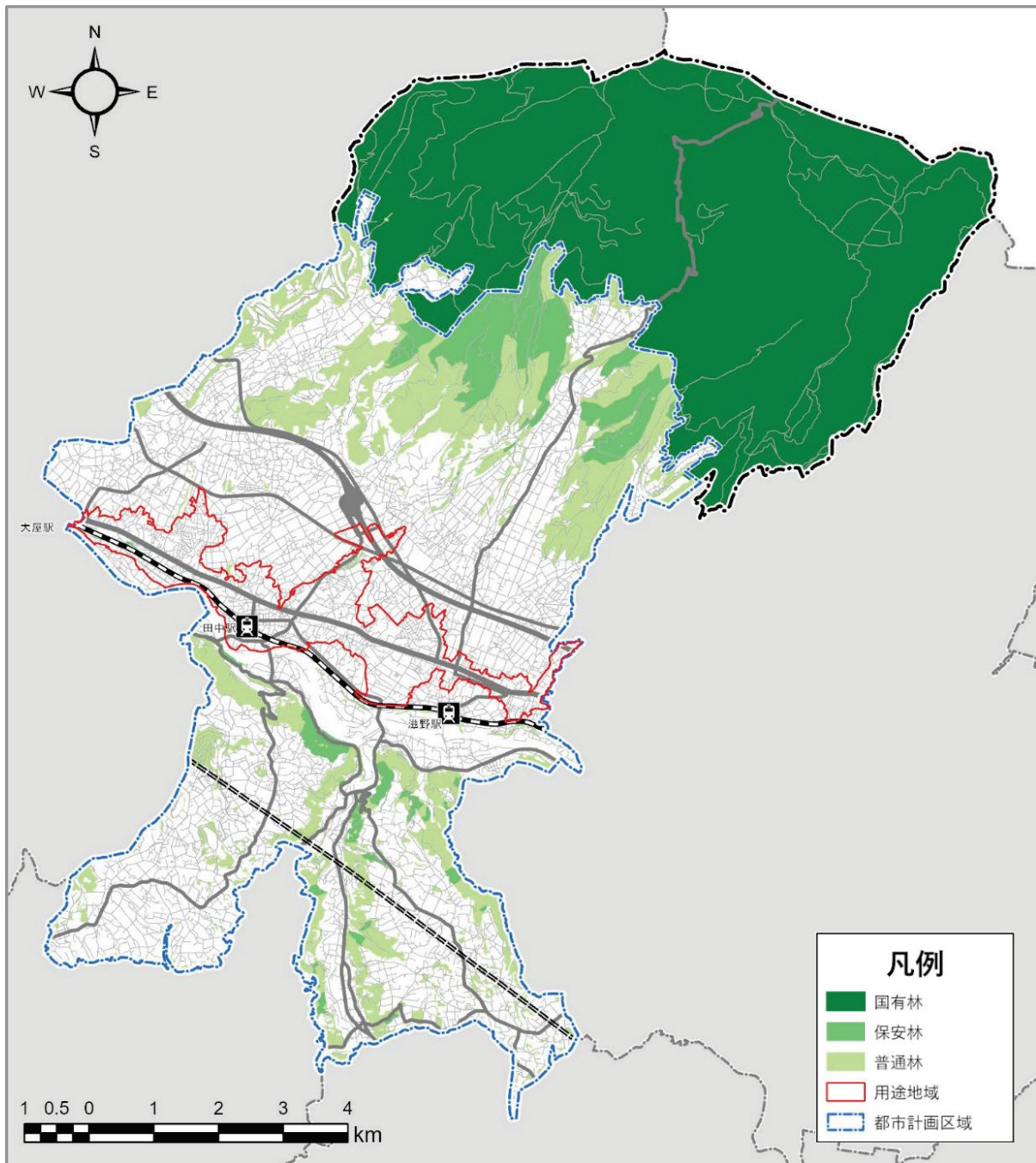


地域地区の指定現況

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査

② 森林の状況

森林の土地として利用し、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る地域である森林地域については、市北部の山岳地帯、御牧原台地や八重原台地の縁辺部が該当しています。また、市北部の都市計画区域外の山岳地帯では国有林が広く分布しており、都市計画区域内では、土砂崩壊の対策のために立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される保安林が分布しています。

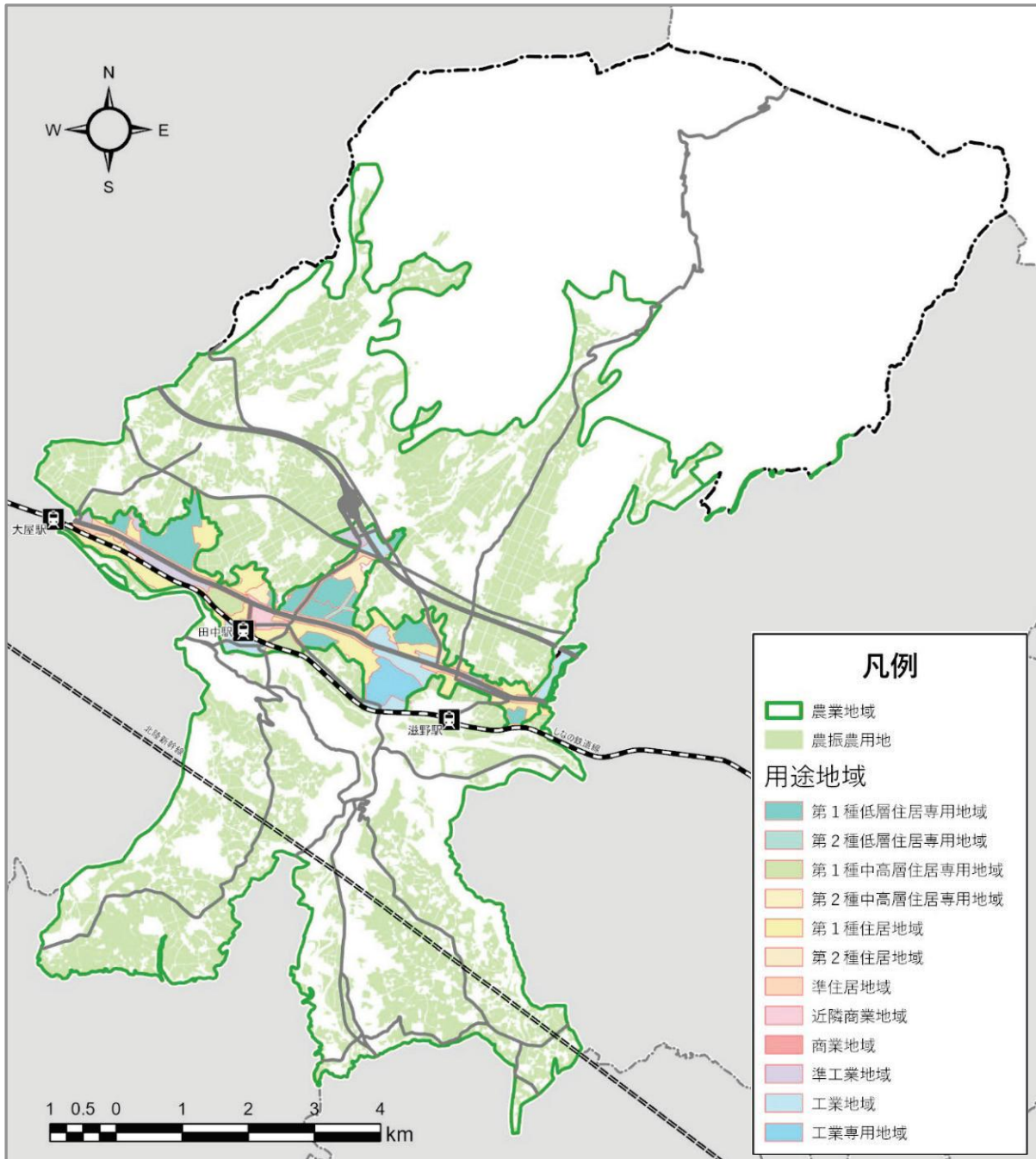


森林地域の現況

資料：国土数値情報 森林地域データ（平成 27 年（2015 年））（国土交通省）、令和 6 年度 東御市都市計画基礎調査

③ 農地の状況

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業の振興を図るために確保すべき土地である農振農用地については、市街地の用途地域や北部の山岳地帯を除き、市内の広範囲が指定されています。



農業地域、農振農用地の現況

資料：国土数値情報 農業地域データ（平成27年（2015年））（国土交通省）、令和6年度農振農用地データ（東御市）

(2) 土地利用現況

都市計画区域における土地利用の状況は、区域面積 7,441.8ha のうち 75.0%が自然的土地利用であり、都市的土地利用は 25.0%となっています。

用途地域指定区域においては、区域面積 684ha のうち都市的土地利用が 76.6%を占め、自然的土地利用は 23.4%であり、可住地面積は区域面積の 66.9%にあたる 457.8ha です。

土地利用面積 (ha)

区域区分		用途地域指定区域	用途地域指定外区域	都市計画区域合計
自然的土地利用	田	12.0	1,132.5	1,144.5
	畑	103.5	1,370.8	1,474.3
	農地計	115.5	2,503.3	2,618.8
	山林	21.5	2,410.2	2,431.7
	水面	4.8	129.2	134.0
	その他の自然地	18.4	378.8	397.2
	計	160.2	5,421.5	5,581.7
都市的土地利用	住宅用地	215.5	487.9	703.4
	商業用地	49.3	40.3	89.6
	工業用地	76.8	80.1	156.9
	宅地計	341.6	608.3	949.9
	農林漁業施設用地	0.8	31.1	31.9
	公益施設用地	37.2	66.7	103.9
	道路用地	83.8	387.3	471.1
	交通施設用地	12.6	27.9	40.5
	公共空地	16.1	38.6	54.7
	その他公的施設用地	0.0	0.0	0.0
	その他の空地① (ゴルフ場)	0.0	72.5	72.5
	その他の空地② (太陽光発電のシステムを直接整備している土地)	10.8	33.3	44.1
	その他の空地③ (平面駐車場)	8.8	6.7	15.5
	その他の空地④ (その他の空地①～③以外の都市的土地利用)	12.1	63.9	76.0
計	523.8	1,336.3	1,860.1	
不明	0.0	0.0	0.0	
合計	684.0	6,757.8	7,441.8	
可住地		457.8	5,733.8	6,191.6
非可住地		226.2	1,024.0	1,250.2
低未利用土地		5.3	14.4	19.7

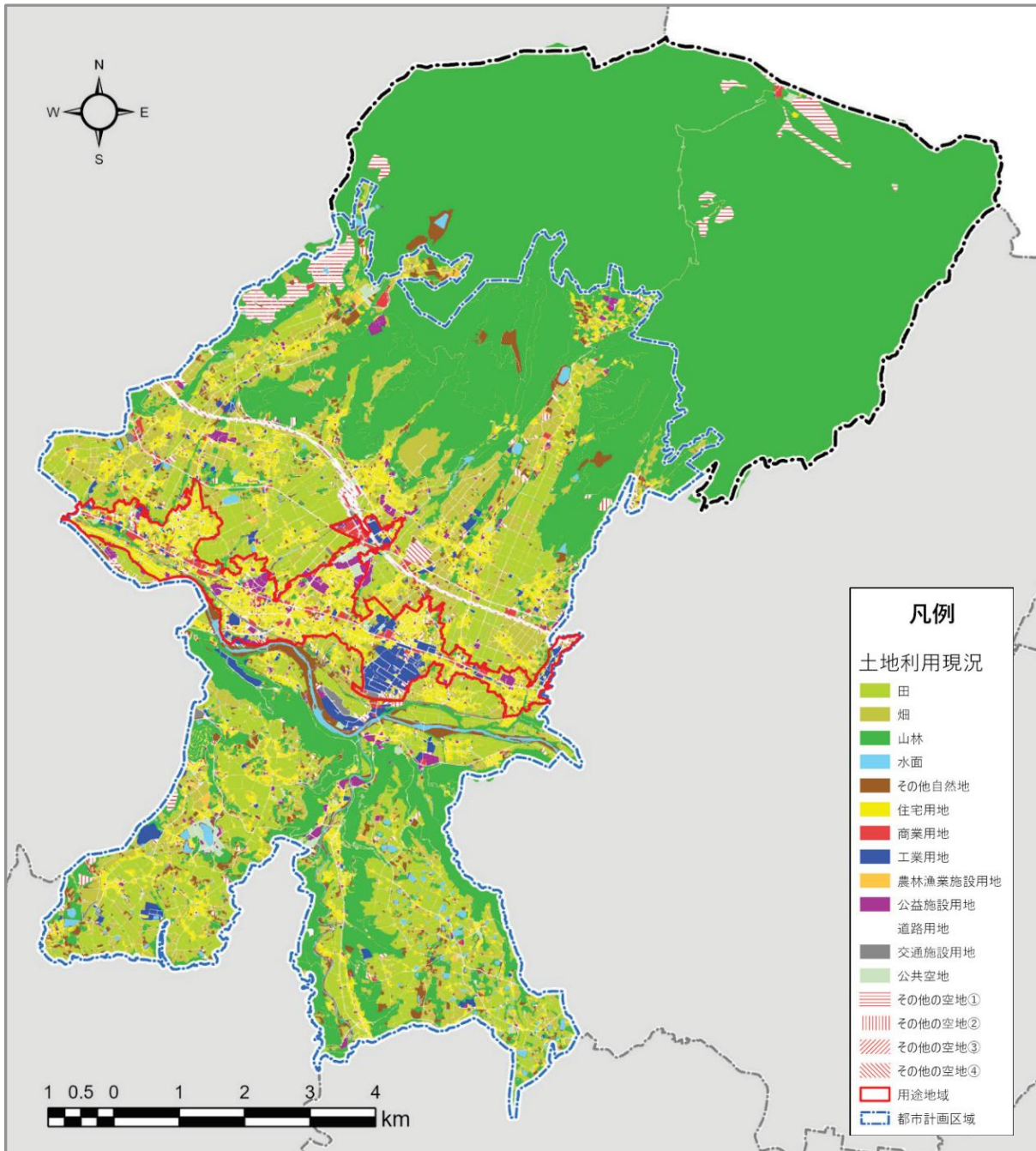
※非可住地は以下のとおりとする。

「水面」、「その他の自然地」、「商業用地」のうち、敷地面積が1ha以上の大規模施設用地、「公益施設用地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「公共空地」、「その他公的施設用地」、これらのほか、土地利用状況に関係なくすべての工業専用地域

※可住地、非可住地、低未利用土地は不明を含まない。

※可住地、非可住地、低未利用土地については内数として集計する。

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査



土地利用現況

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査

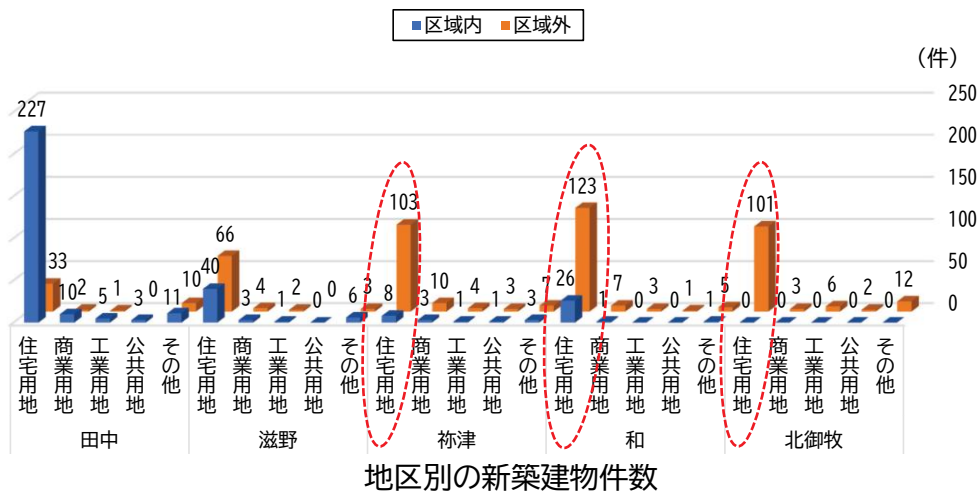
※都市計画区域外は、令和元年度 東御市都市計画基礎調査

(3) 建築

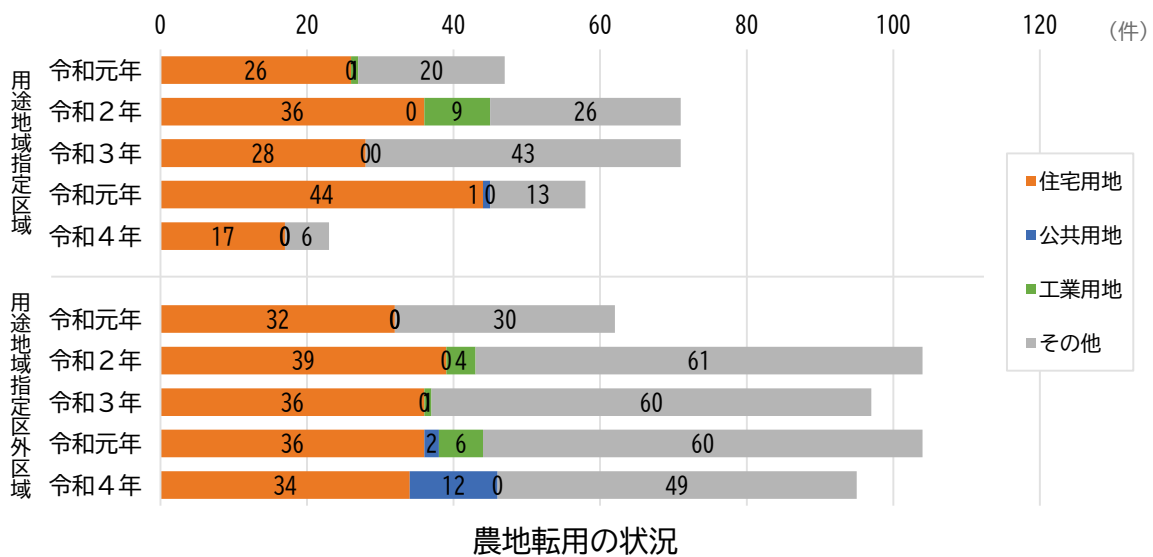
① 新築建物の動向

令和元年（2019年）から令和5年（2023年）における新築件数をみると、用途地域外の新築件数が多く、特に和地区や祢津地区、北御牧地区では100件以上となっています。

新築建物の分布（次頁参照）をみると、用途地域内のほか、用途地域の外周部にも広く分散しています。宅地が分散すると、ライフラインの維持など行政負担の増加、営農環境への影響などが生じるため、秩序のある土地利用に向けた誘導が必要です。また、用途地域の外周部で宅地化が進行しているエリアでは、周辺環境と調和した土地利用の推進が課題であり、用途地域の追加指定などの検討が必要です。

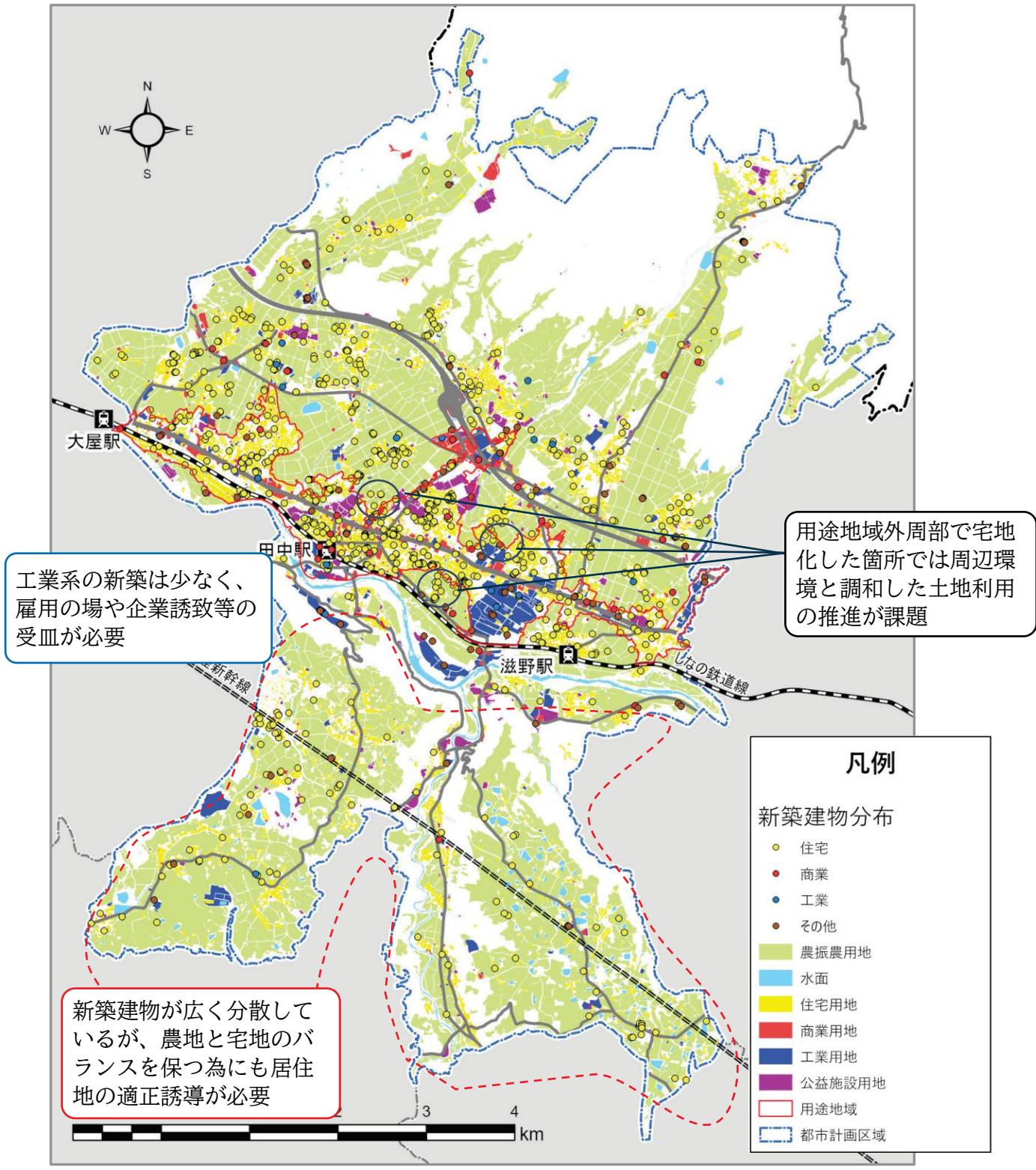


資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査再編加工



※その他は、商業施設、農林業施設、資材置場等

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査再編加工



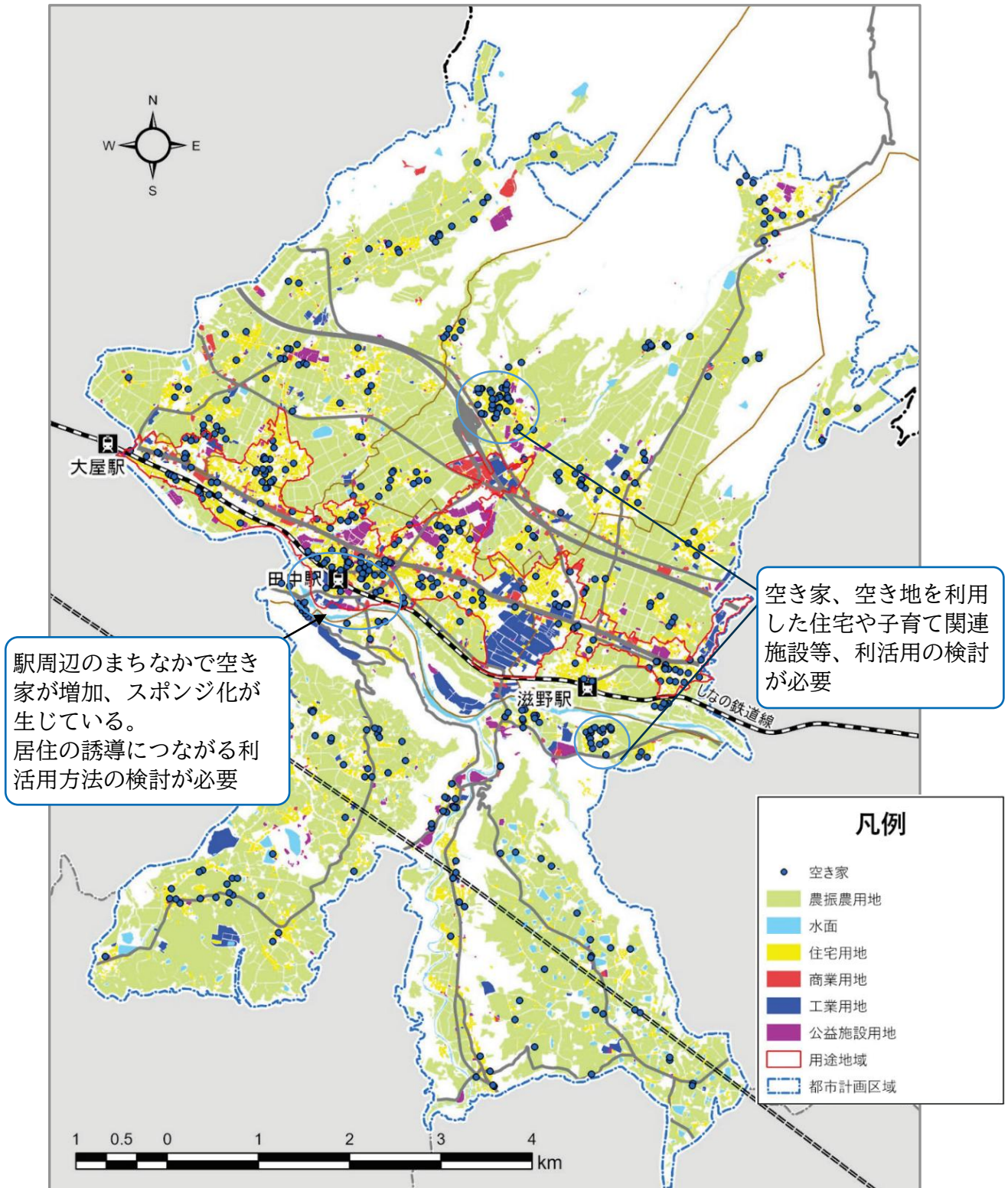
新築建物の分布

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査再編加工

② 空き家の分布

空き家の分布をみると、田中地区、北御牧地区の件数が多くなっています。

田中駅周辺や東部湯の丸インターチェンジ北側などで集積がみられますが、住宅の再利用や子育て関連施設など居住の誘導につながるような利活用の検討が必要です。

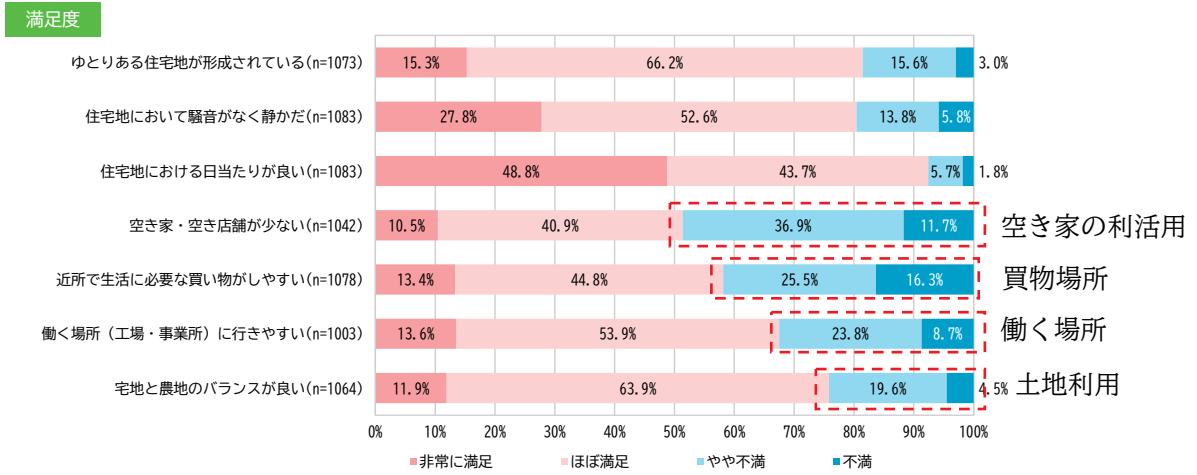


空き家の分布

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査再編加工

(4) アンケート調査結果による住民意向

「土地利用」に関する満足度をみると、「空き家・空き店舗が少ない」、「近所で生活に必要な買い物がしやすい」、「働く場所に行きやすい」、「宅地と農地のバランスが良い」などに不満がみられます。



「土地利用」に関する満足度

資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

2-3 道路・交通

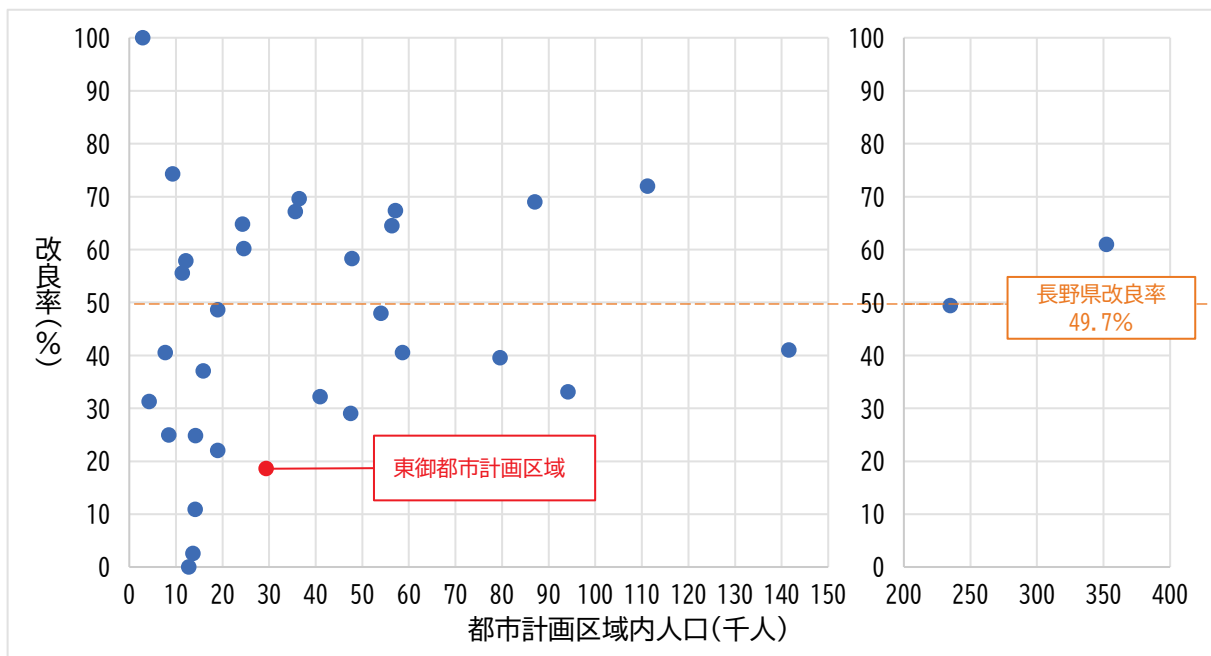
(1) 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は現在6路線、15,780mが都市計画決定されており、このうち3,182mが整備済みで、改良率は20.2%となっています。また長野県全体の改良率は49.7%であり、本市の改良率はこれを下回っています。

都市施設（道路）の整備状況

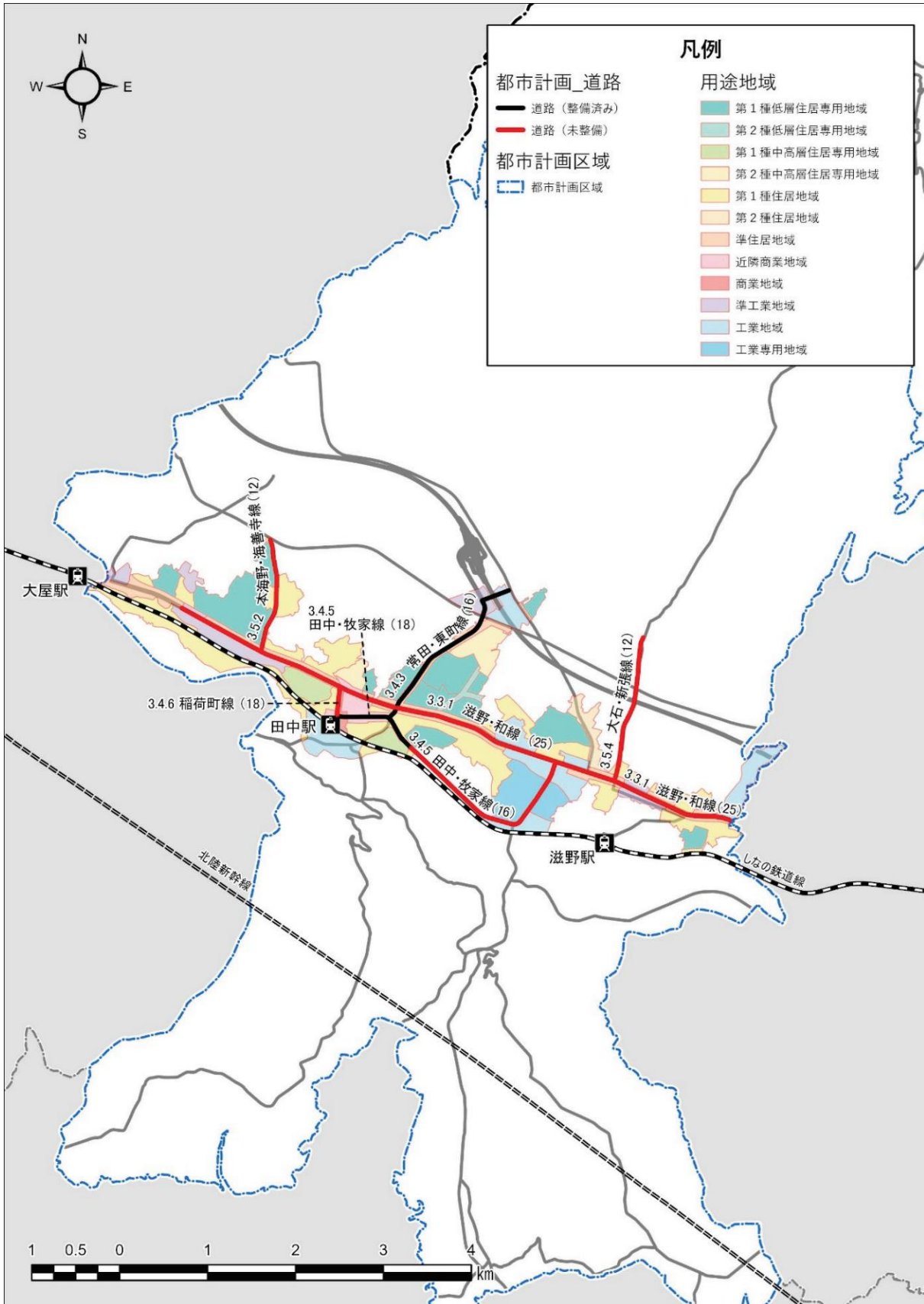
都市施設名称	決定年月日	都市計画決定事項		備 考
		幅員(m)	延長(m)	
3・3・1 滋野・和線	S53. 1.30	25	6,920	
3・5・2 本海野・海善寺線	S53. 1.20	12	1,330	
3・4・3 常田・東町線	S53. 1.19	16	1,950	供用開始 H8.11.14 改良済み延長 2,100m 完成率100%
	H 9. 3. 6	16	1,960	
	H10. 6.25	16	2,100	
3・5・4 大石・新張線	S53. 1.19	12	1,670	
3・4・5 田中・牧家線	S53. 1.19	18.16	3,450	改良済延長1,082m 完成率31.3% 駅前広場 2,500㎡
	H 9. 3. 6	18.16	3,450	
3・4・6 稲荷町線	S53. 1.19	18	320	
	H 9. 3. 6	18	310	
上記6路線	H16. 4. 1			町村合併に伴う名称変更等

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査



都市計画道路の整備率

資料：2025年長野県の都市計画資料編



都市計画道路の整備状況

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査

(2) 交通混雑状況

本市の主要道路のうち 24 時間交通量が最も多い路線は、上信越自動車道（東部湯の丸 IC～上田菅平 IC 間）の 24,521 台で、次いで上信越自動車道（小諸 IC～東部湯の丸 IC 間）の 23,753 台、県道小諸上田線（和 7388-1）17,661 台、国道 18 号（東御市内推計値）17,333 台となっています。また、混雑度については、東部望月線（加沢 440）の 1.48 が最も高い数値となっています。



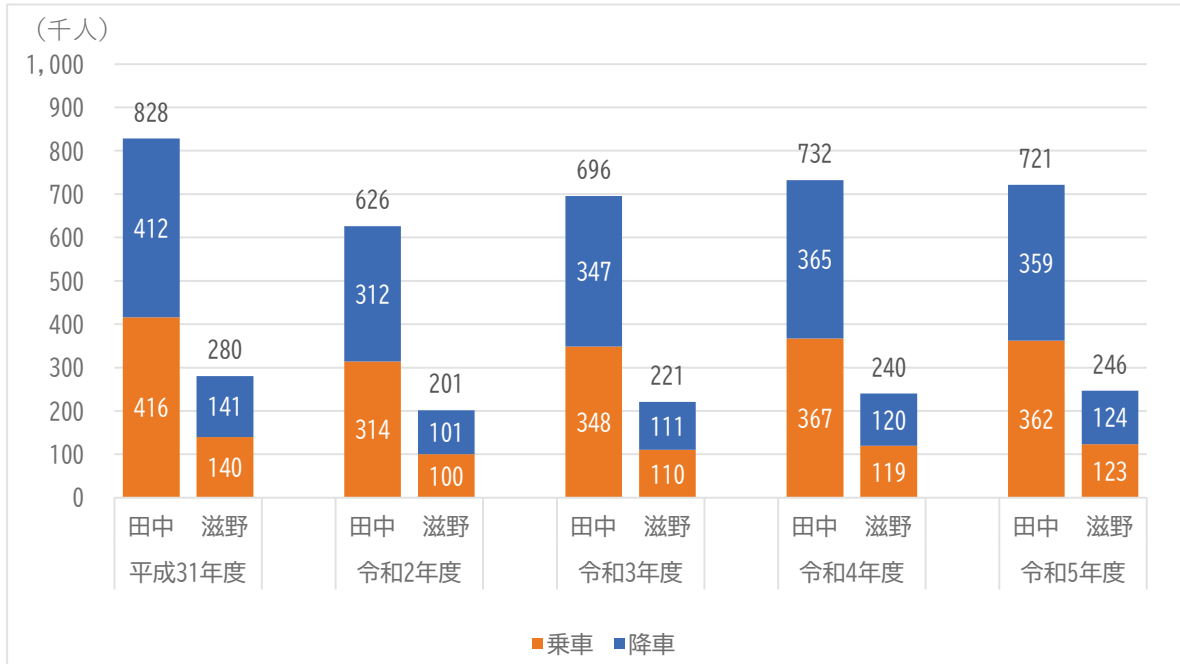
平日 24 時間交通量・混雑時平均旅行速度分布図（令和 3 年）

資料：令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表（国土交通省）
道路の交通容量（社団法人日本道路協会）

(3) 公共交通

① しなの鉄道

本市には、田中駅と滋野駅の2駅があります。直近データの令和5年度時点で、田中駅で年約72万人、滋野駅で約25万人が利用しています。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度には利用者数が大幅に減少しました。



駅別乗降客数の推移

資料：東御市の統計 2024

② 公共交通（定時定路線バス・デマンド交通）

本市では、通勤通学時間帯の需要に応える定時定路線バス（5路線）と、日中の需要に合わせたデマンド交通（とうみレッツ号）があり、自動車を運転できない市民の足として生活を支えています。



東御市定時定路線バス・デマンド交通「とうみレッツ号」運行範囲

※平日のみの運行。土日祝日、旧盆及び年末年始は運休

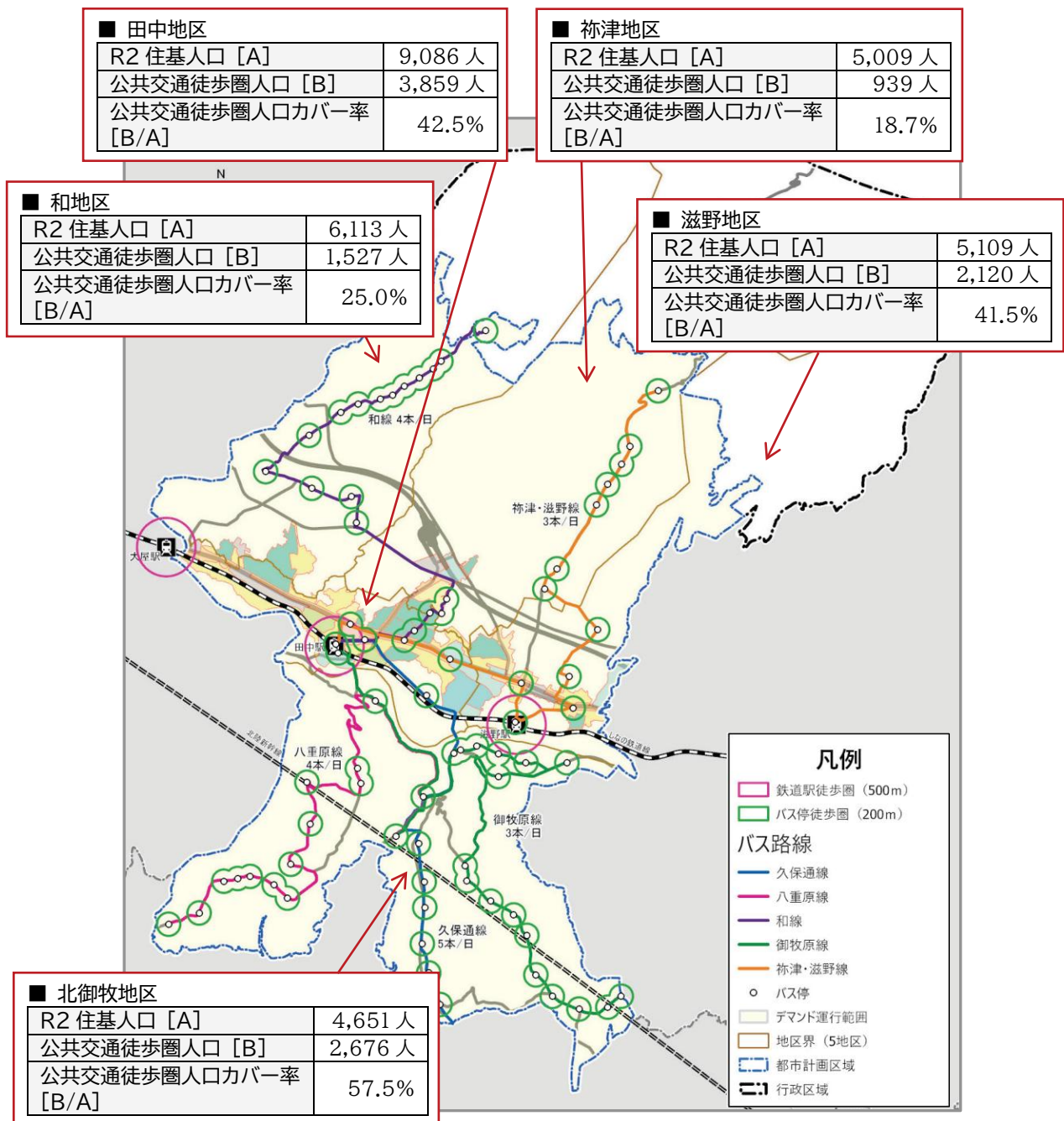
資料：東御市ホームページ（令和8年（2026年）3月現在）

③ 公共交通徒歩圏人口カバー率

「公共交通（鉄道駅及びバス停）の分布」、「公共交通徒歩圏※（鉄道駅から半径 500m、バス停から半径 200m）」の重ね図を作成するとともに、公共交通徒歩圏人口カバー率を整理し、課題を分析しました。

東御市全体の公共交通徒歩圏人口カバー率は 37.1%で、地区別にみると、北御牧地区が約 58%、田中地区、滋野地区が約 40%、祢津地区と和地区は 20%前後となっており、各地区共通して徒歩圏人口カバー率が低い水準にあることから、将来の人口動向や暮らしを支える拠点の配置などを踏まえつつ、コンパクトな都市構造の構築を支援するための公共交通のあり方を検討する必要があります。

※ 徒歩圏の設定は、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に示される基準（鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m）を参考としつつ、本市の地形条件等を考慮して設定

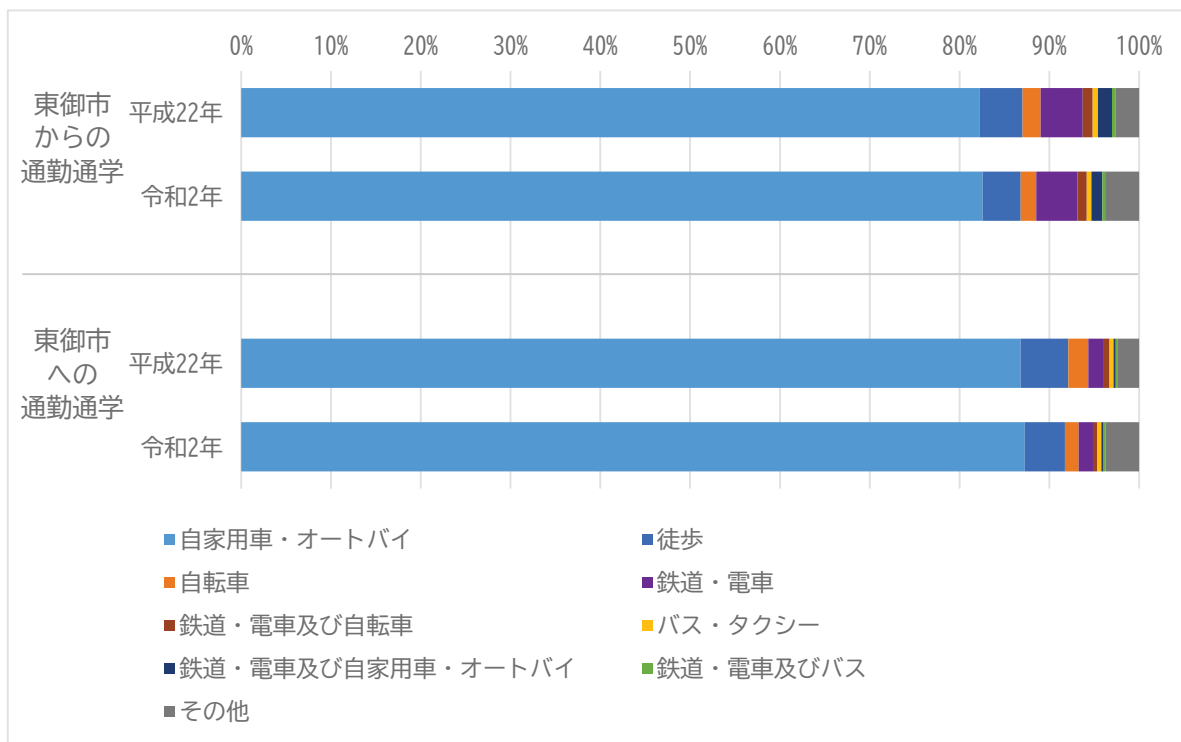


公共交通(鉄道駅、バス停)の分布と公共交通徒歩圏の重ね図

(4) 通勤通学の交通手段

本市における通勤通学の交通手段は、8割以上をマイカー（自家用車・オートバイ）が占めており、公共交通の利用が少ない状態となっています。

	東御市からの通勤通学		東御市への通勤通学	
	平成22年	令和2年	平成22年	令和2年
徒歩	674	578	671	561
自転車	281	240	278	195
鉄道・電車	662	631	219	200
バス・タクシー	82	72	56	55
自家用車・オートバイ	11,586	11,349	10,942	10,951
鉄道・電車及びバス	55	40	28	27
鉄道・電車及び自家用車・オートバイ	220	169	33	34
鉄道・電車及び自転車	156	141	78	59
その他	371	521	299	468
合 計	14,087	13,741	12,604	12,550



通勤通学の交通手段の推移

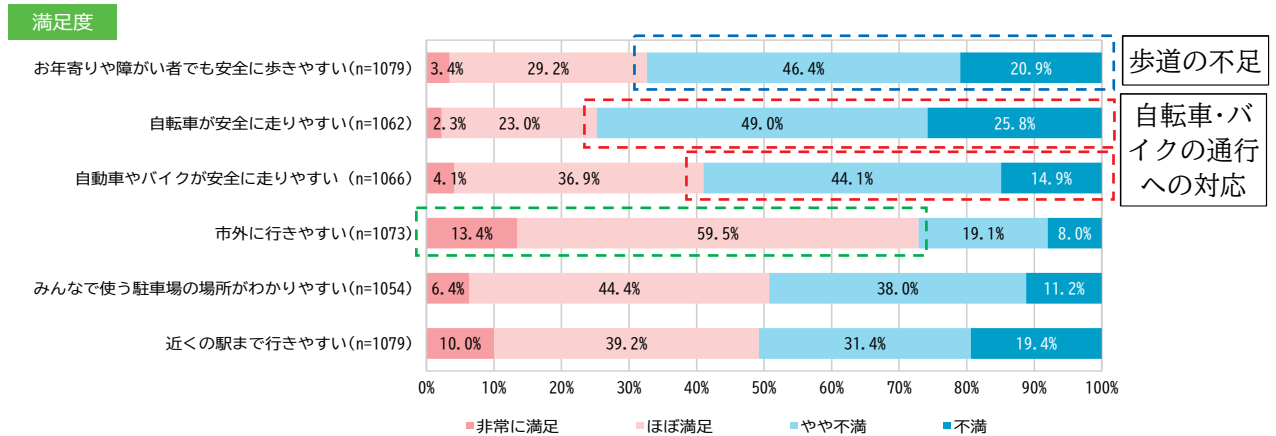
資料：平成22年・令和2年 国勢調査（総務省統計局）

(5) アンケート調査結果による住民意向

「道路・交通」に関する満足度をみると、幹線道路は概ね整備されており、市外への行きやすさは満足度が高い傾向があります。

一方、「歩道の歩きやすさ」、「自転車やバイクの走りやすさ」は不満がみられ、歩道の不足や幅員が狭いことが要因にあり、生活道路としての改善が求められています。

また駐車場についても不満がみられ、まちなかへの誘客支援に向けては、来訪者の駐車場確保や既存駐車場の周知が求められています。



「道路・交通」に関する満足度

資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

2-4 公園・緑地

(1) 都市公園

① 都市公園の整備状況

本市には、計10か所(20.91ha)の都市公園があり、全て整備済みとなっています。

都市公園の整備水準を示す指標として、長野県及び東御市都市公園条例では、住民1人当たりの都市公園面積の標準を10㎡以上としています。現況の住民1人当たりの都市公園面積は6.94㎡/人(209,100㎡/30,122人[※])となっており、標準値を下回っています。

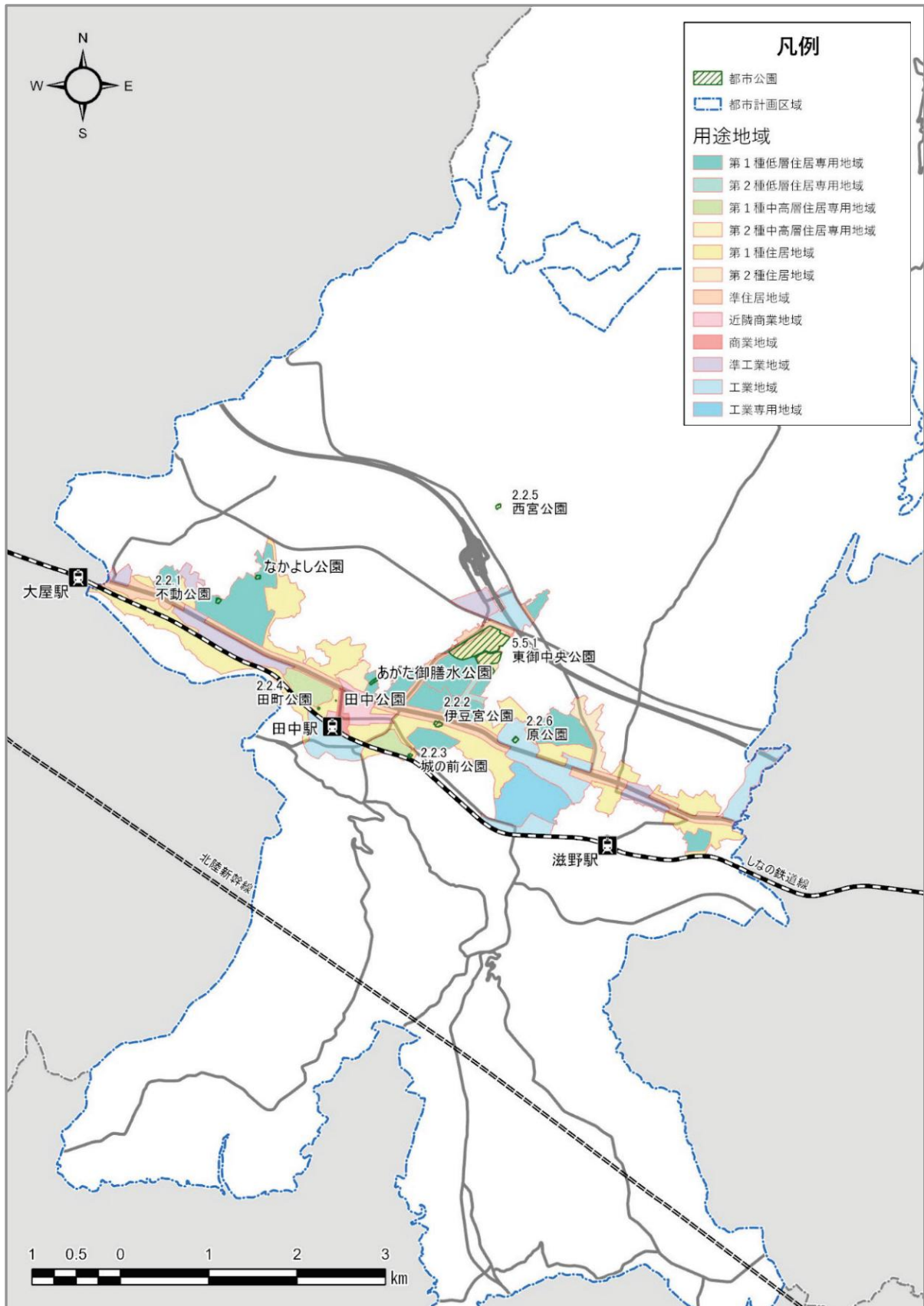
都市計画の視点からみると、人口に対する都市公園の整備が不足している状況であり、住民意向からもその傾向が読み取れることから、将来の人口動向を踏まえつつ、低未利用地や低利用公園を活用し、住民が身近に利用できる公園・緑地等の公共空間を確保していく必要があります。

※ 令和2年国勢調査人口

都市公園の状況

名称	面積	種別	供用開始	都市計画決定日
不動公園	0.50ha	街区公園	S55.3.1	S54.7.7
伊豆宮公園	0.46ha	街区公園	S57.4.3	S56.3.11
城ノ前公園	0.13ha	街区公園	S57.8.7	S57.3.10
田町公園	0.07ha	街区公園	S60.4.1	S59.7.5
西宮公園	0.29ha	街区公園	S62.4.1	S61.8.9
原公園	0.27ha	街区公園	S63.4.1	S62.2.28
東御中央公園	18.3ha	総合公園	H14.4.1	S62.7.2
田中公園	0.11ha	街区公園	S54.1.10	都市計画決定無し
なかよし公園	0.32ha	街区公園	S62.4.18	都市計画決定無し
あがた御前水公園	0.46ha	街区公園	H14.4.1	都市計画決定無し
総面積	20.91ha	—	—	—

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査再編加工



都市計画公園の分布

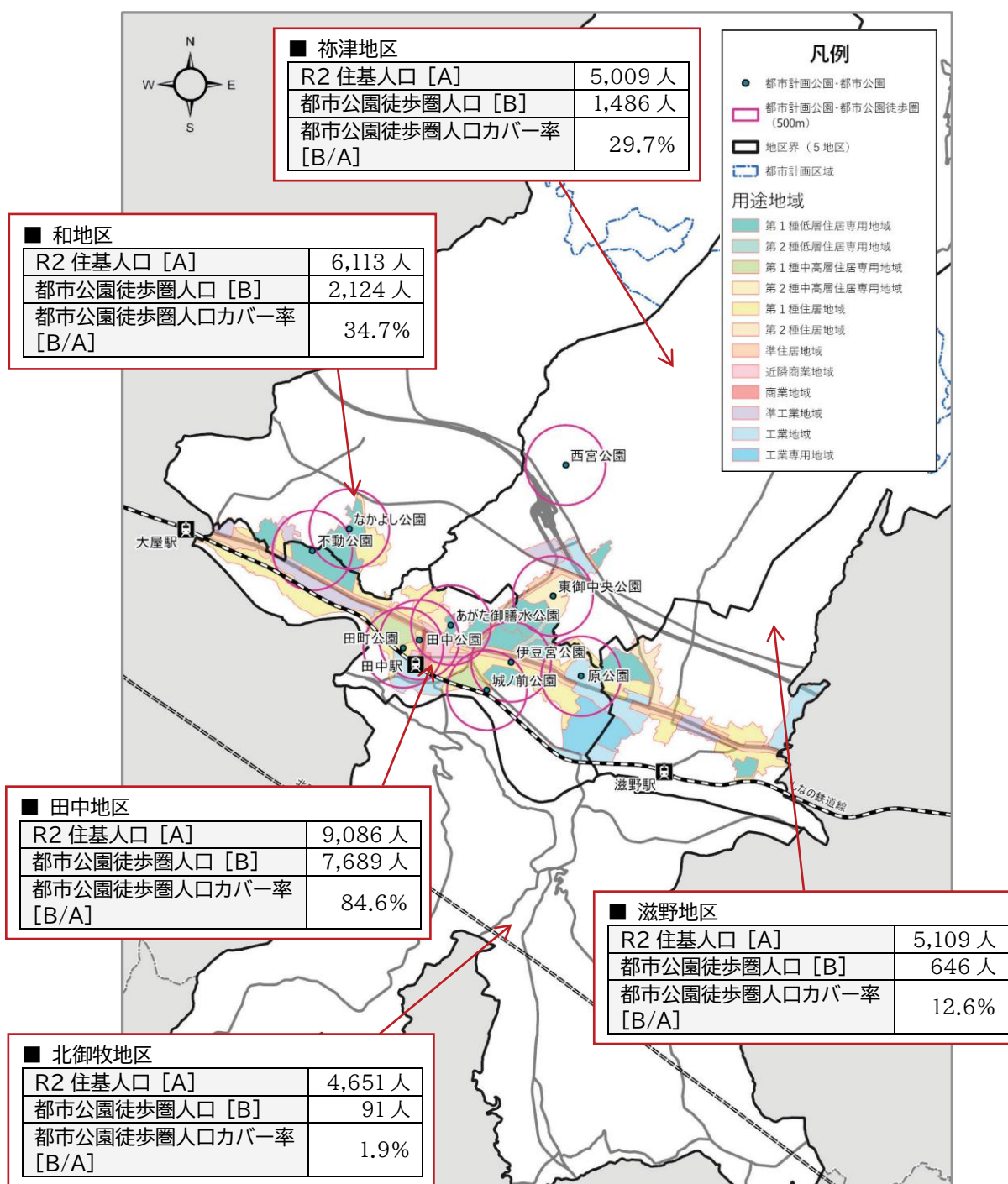
資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査

② 都市公園の徒歩圏人口カバー率

「都市公園の分布」、「都市公園徒歩圏※（半径 500m）」の重ね図を作成するとともに、都市公園徒歩圏人口カバー率を整理し、課題を分析しました。

東御市全体の都市公園徒歩圏人口カバー率は 40.2% で、地区別にみると、田中地区は約 85% となっていますが、祢津地区、和地区が 30% 前後、滋野地区が約 13%、北御牧地区が約 2% であり、田中地区以外については徒歩圏人口カバー率が低い水準にあることから、既設の公園施設の長寿化・修繕などを継続的に行いながら、将来の人口動向を踏まえつつ、公園・緑地の適正配置を図る必要があります。

※ 徒歩圏の設定は、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に示される基準（都市公園から半径 500m）に基づき設定



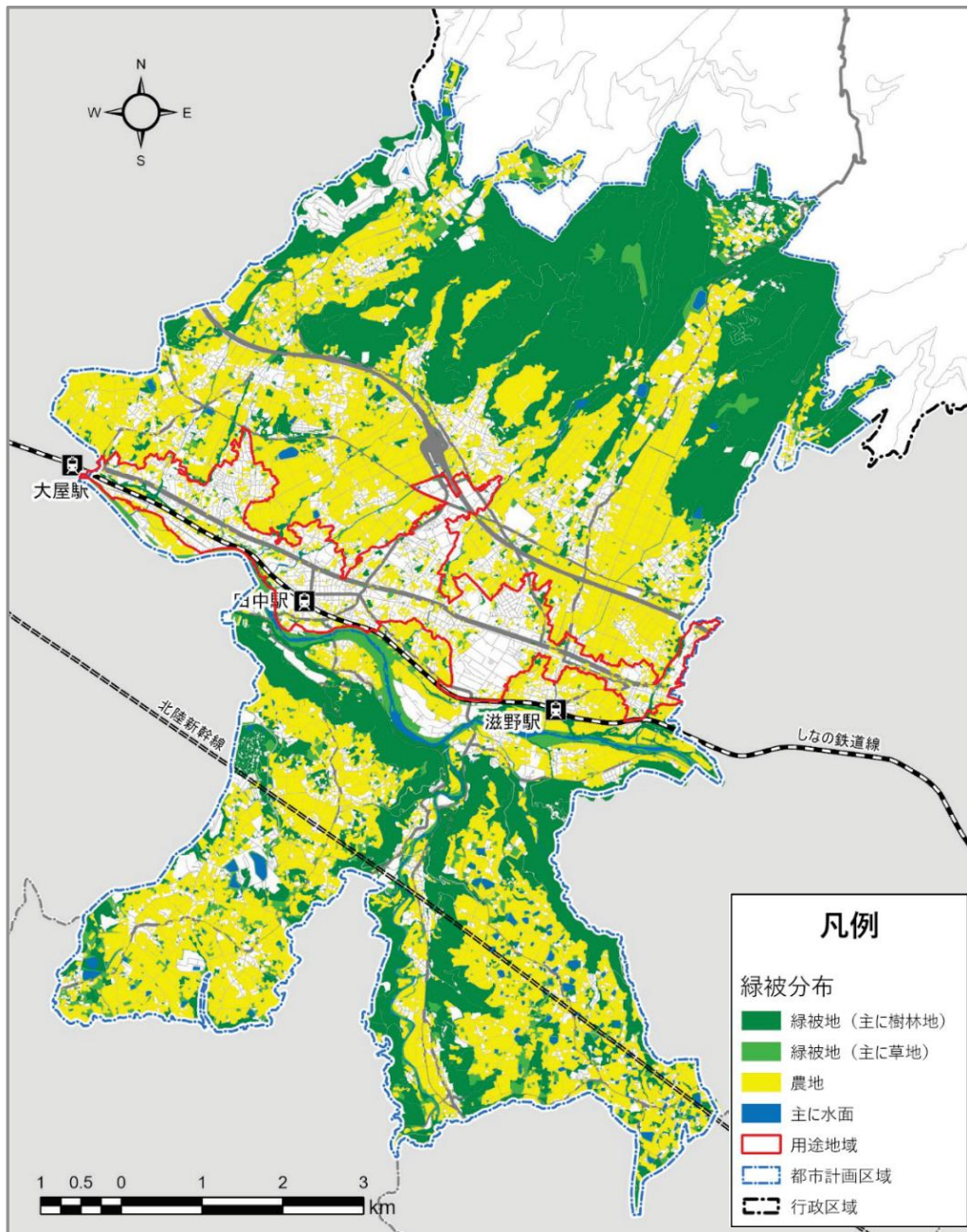
都市公園の分布と都市公園徒歩圏の重ね図

(2) 緑被分布の現状

都市計画区域面積 7,441.8 haのうち 5,581.7 ha (75%) が緑被地となっており、そのうちの 2,618.8 ha (35.2%) が農地、2,431.7 ha (32.7%) が主に樹林地となっています。また、用途地域周辺では農地が多く、都市計画区域北部には緑被地（主に樹林地）が多く分布しています。

緑被分布の状況

区分	緑被地								主に水面		合計	
	主に樹林地		主に草地		農地		合計		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)				
用途地域指定区域	21.5	0.3	18.4	0.2	115.5	1.6	155.4	2.1	4.8	0.1	160.2	2.2
用途地域指定外区域	2,410.2	32.4	378.8	5.1	2,503.3	33.6	5,292.3	71.1	129.2	1.7	5,421.5	72.9
都市計画区域合計	2,431.7	32.7	397.2	5.3	2,618.8	35.2	5,447.7	73.2	134.0	1.8	5,581.7	75.0

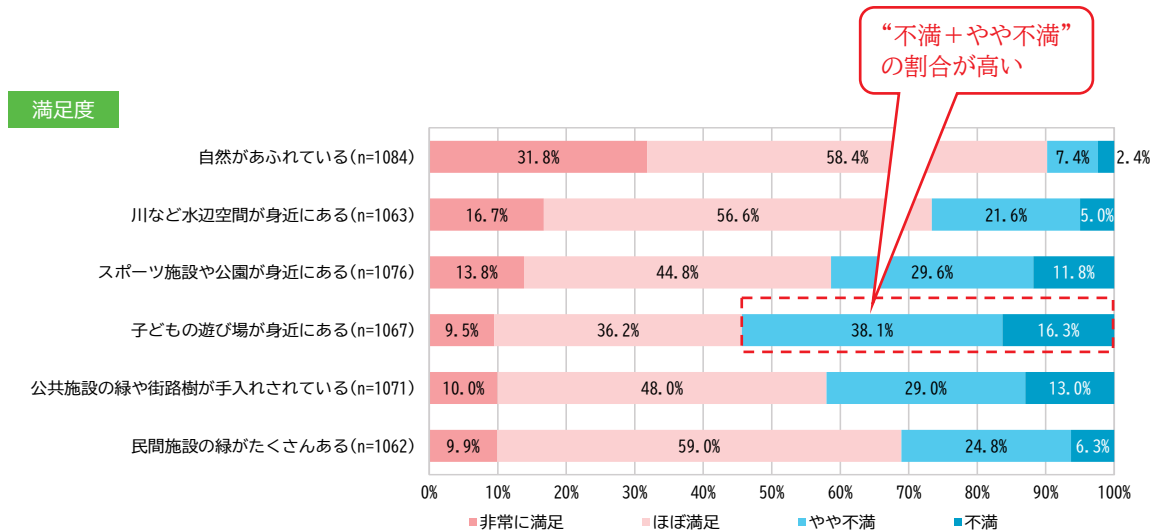


緑被分布の現況

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査

(3) アンケート調査結果による住民意向

「公園・緑地」に関する満足度をみると、「子どもの遊び場が身近にある」の“不満+やや不満”が50%を上回っており、特に子育て環境の観点から利用しやすい公共空間が不足していると評価されています。そのため、低未利用地などを活用し、住民が身近に利用できる公共空間を確保していく必要があります。



「公園・緑地」に関する満足度

資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

2-5 景観

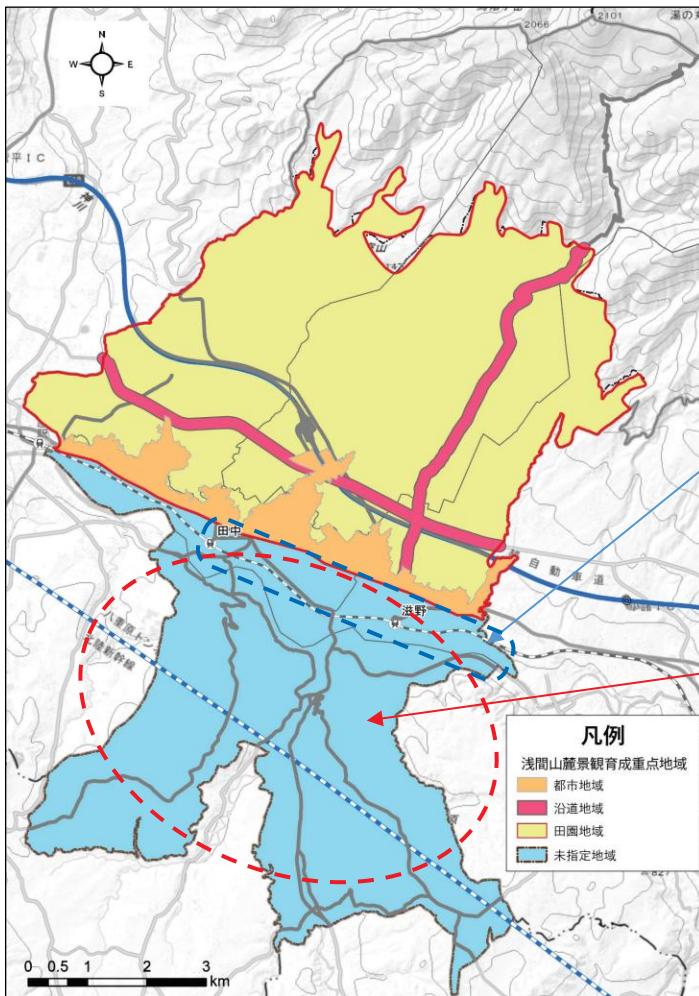
(1) 景観に関する法規制の状況

本市の北部（概ね国道18号より北側）は、長野県景観条例において、浅間山麓景観育成重点地域に指定されており、長野県景観計画に準じた景観保全が行われています。

また海野宿や田中商店街では、住民協定を結んで景観まちづくりに取り組んでいます。

一方、しなの鉄道沿線や南部の北御牧地区は重点地域の指定はなく、長野県景観計画の一般地域となっています。

今後も眺望景観の保全や、沿道、まちなかの良好な景観形成に向けて住民の理解と協力を得ながら取り組むための仕組みが必要です。



国道18号から千曲川の間位置する、田中、滋野地区の用途地域は長野県景観計画の一般地域となっています。

道路、建物、広告物等の要素からなる景観形成の取り組みが必要です。

北御牧地区は長野県景観計画の一般地域となっています。

周囲の山並みと農地、段丘の地形からなる景観を守る仕組みが必要です。

景観に関する法規制の状況

資料：浅間山麓景観育成重点地域景観計画（平成23年（2011年）4月）（長野県）再編加工

2-6 防災・減災

(1) 近年の災害履歴

① 令和元年東日本台風

千曲川流域を中心とした河川の氾濫や浸水害、強風による死者、負傷者などの人的被害に加え、市内全域にわたり、住宅や、道路・橋梁・河川等の土木施設、社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地・農林業用施設など甚大な被害が発生するとともに、電気・ガス・水道などのライフラインも停止し復旧までに時間を要し、本市は激甚災害認定及び災害救助法の適用を受けることとなりました。



田中橋の様子



海野宿橋の様子



布下橋の様子

被災時の様子

○ 人的被害及び家屋の損壊等の状況

種別	被害状況
人的被害	死者1名・軽傷1名 田中橋付近道路陥没により車ごと千曲川へ転落
住家被害	一部損壊 31世帯 45人（内床上2世帯 29人含む）（内床下1世帯4人含む）、床下浸水のみ 2世帯2人
事業所等被害	【建設業】一部損壊1件（内床下1件）、【製造業】一部損壊 2件（内床上1件）、【卸売業・小売業】一部損壊1件（内床上1件）、【商業・サービス業】全壊1件（内床下1件）、一部損壊 3件（内床上3件）、床下浸水のみ 1件
建造物等被害	【全壊】1件（内床下1件）【一部損壊】8件（内床上1件、床下4件） 【床上浸水のみ】1件、【床下浸水のみ】3件
その他	ガスパイプライン破管（海野宿橋共架：国際石油開発帝石）

○ インフラの被害状況

種別	被害状況
道路	【土砂崩落及び堆積、道路陥没 等】県道 24カ所（丸子東部インター線等） 市道・水路 54カ所（白鳥神社線（海野宿橋）、島川原御牧原線等）
橋梁	【下部工崩落、護岸崩落、落橋 等】7カ所（布下橋、切久保橋、田中橋、海野宿橋、本下之城、赤岩本郷4号橋、潜り橋）
河川	【護岸崩落、土砂堆積等】31カ所（千曲川、鹿曲川、所沢川等）
電気	【停電】市内 540戸（16日 14:23 全戸復旧）
水道	【断水】市内 421戸（19日 17:00 全戸復旧） （布下区、島川原区、大日向区、切久保区の一部、常満区、光が丘区）

○ 農業被害

種別	被害状況
農地	【法面崩落 等】 284 ヲ所
農業施設	【水路等】 87 ヲ所
農作物	【リンゴ、ブドウ、水稻 等】 49 ヲ所
林道	【法面崩落、倒木 等】 9 ヲ所
山林	【斜面崩落 等】 8 ヲ所

資料：第3次東御市国土強靱化地域計画再編加工

② 平成26年（2014年）2月大雪災害

2月14日から15日にかけての記録的な降雪は、各地で観測史上最多の積雪を記録するなど、過去に類のない豪雪となりました。市内でも約80cmに達する積雪があり、交通機関が混乱したほか、農業用施設等が損壊する被害が発生しました。

本市では小中学校の臨時休校や市立保育園の臨時休園、各種施設の臨時休館、イベント等の中止を行ったほか、公式ホームページやメール配信システム、エフエムとうみを通じて道路状況等の情報を発信し、17日には「雪害対策本部」を設置しました。



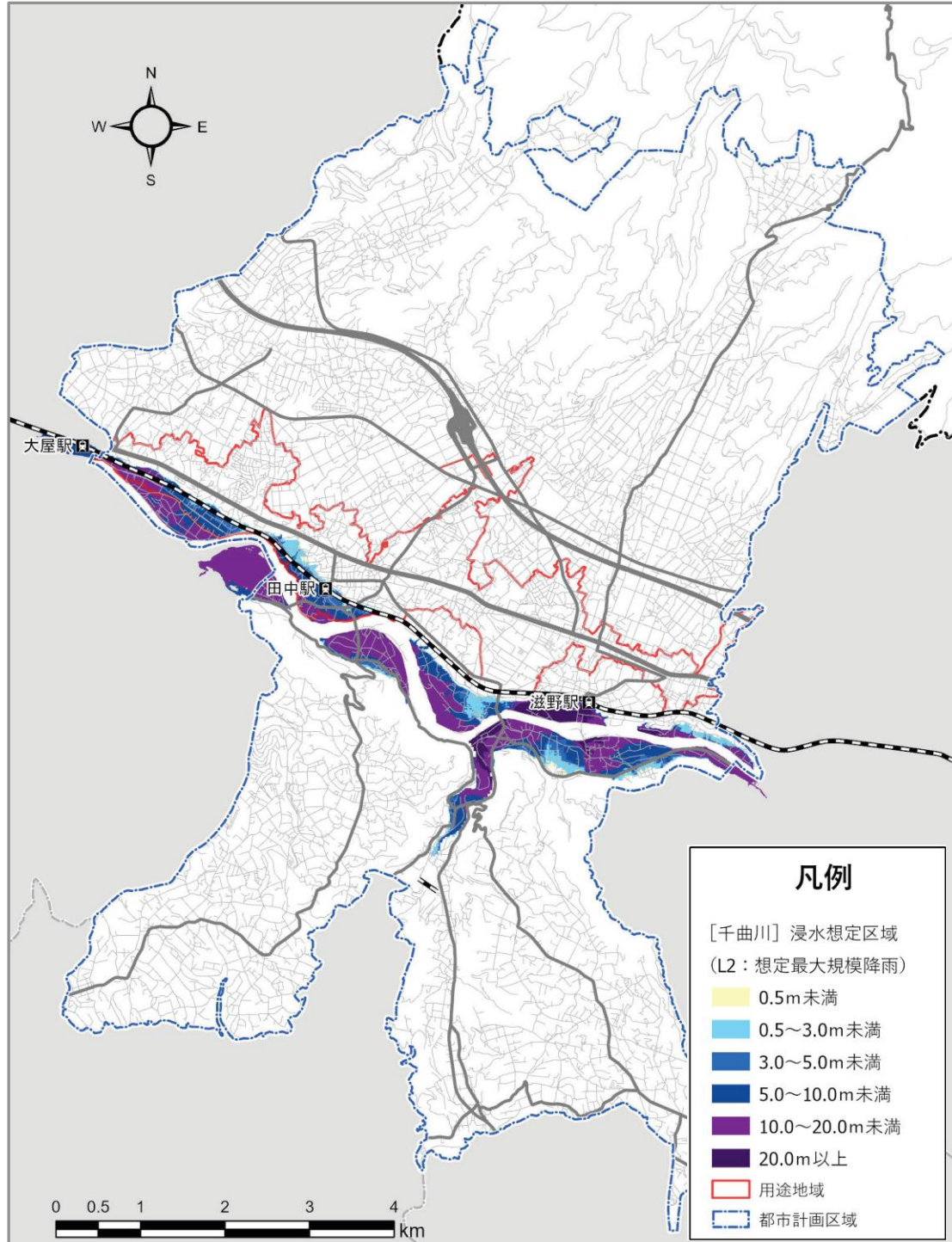
被災時の様子

(2) 浸水想定区域

① 千曲川（L2：想定最大規模降雨）

千曲川について、水防法の規定に基づく想定最大規模降雨（L2）※による浸水想定区域をみると、千曲川沿いで浸水深 10.0m以上の区域が分布しています。

※ 毎年の発生確率が1/1000（0.1%）以下である降雨

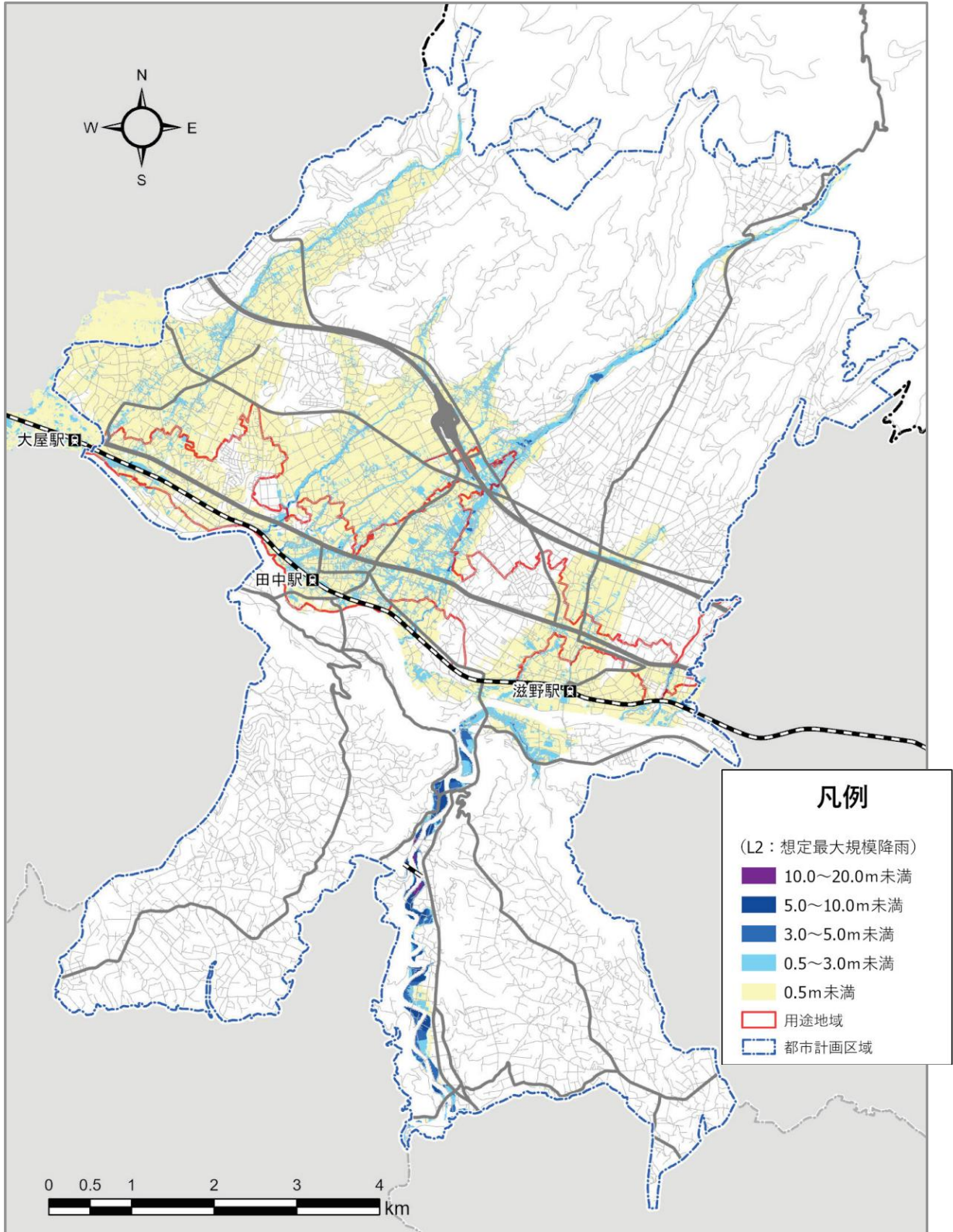


千曲川の浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）の指定状況

資料：国土数値情報 洪水浸水想定区域データ（河川単位） 令和2年度(2020年度)版

② 中小河川（L2：想定最大規模降雨）

中小河川（笠石川、成沢川、三分川、求女川、針ノ木川、所沢川、小相沢川、西沢川、大石沢川、平沢川、鹿曲川）について、水防法の規定に基づく想定最大規模降雨（L2）による浸水想定区域をみると、鹿曲川沿いで浸水深3.0m以上の区域が分布しています。また、用途地域周辺では浸水深3.0m未満の区域が広く分布しています。

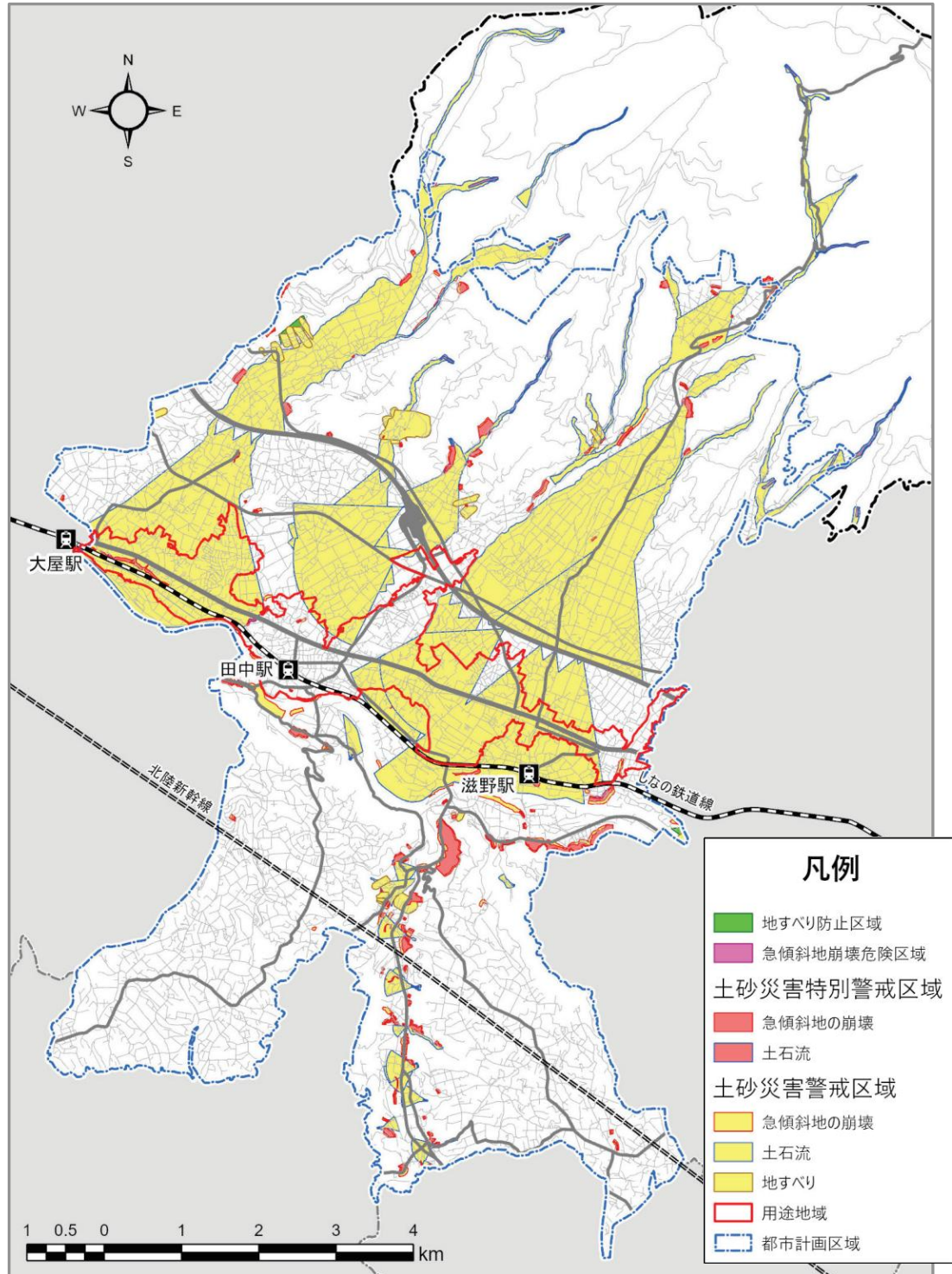


中小河川の浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）の指定状況

資料：ハザードマップ（東御市） 令和3年度(2021年度)版

(3) 土砂災害

土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」、地すべり防止法による「地すべり防止区域」、急傾斜地法による「急傾斜地崩壊危険区域」をみると、用途地域周辺から用途地域外の北側にかけて土砂災害警戒区域が広く指定されています。

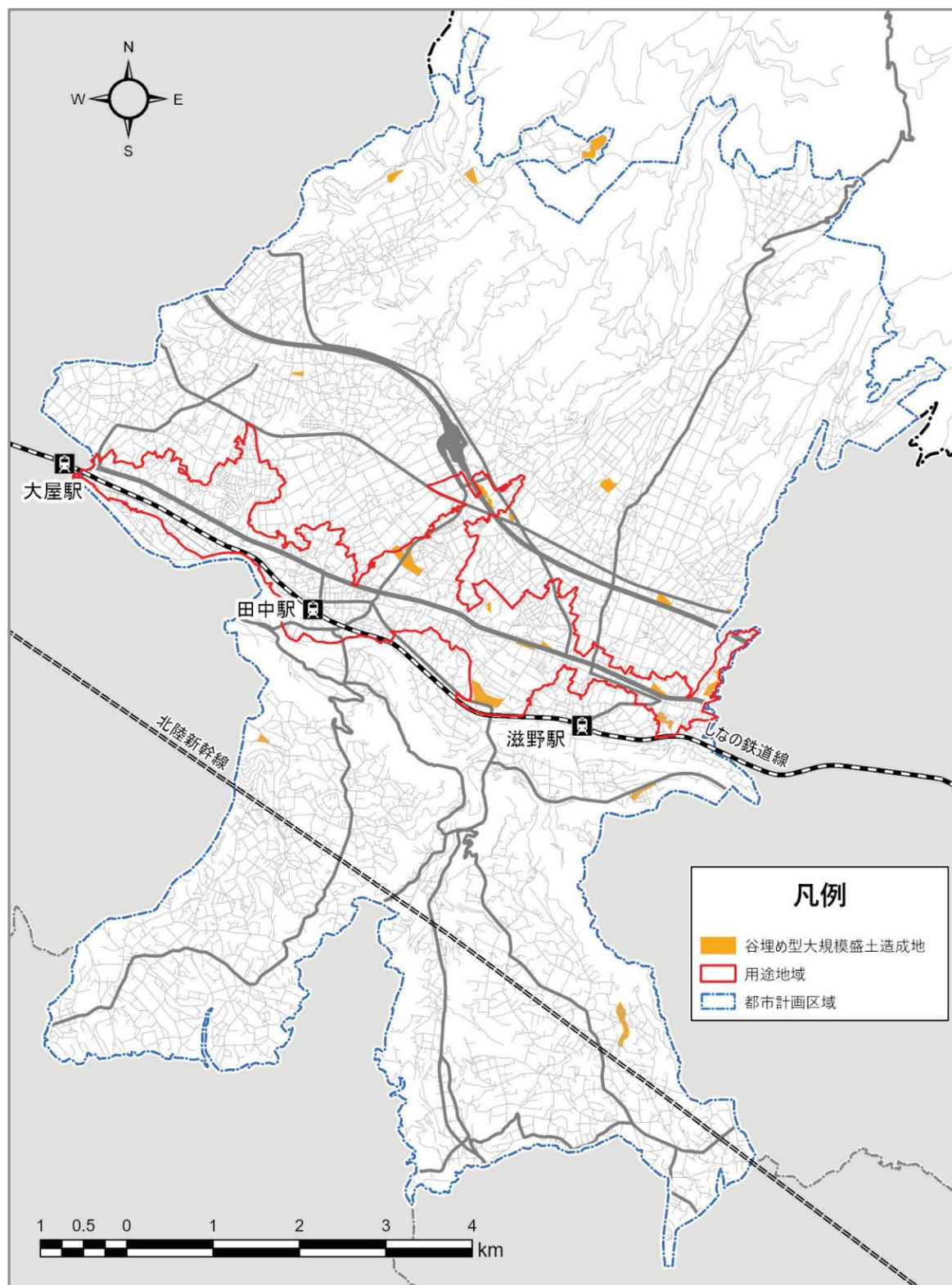


土砂災害計画区域等の指定状況

資料：国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（令和6年（2024年））、地すべり防止区域データ（令和2年（2020年））、急傾斜地崩壊危険区域データ（令和2年（2020年））

(4) 大規模盛土

大規模盛土の造成箇所をみると、用途地域の中央部から東側周辺を中心に谷埋め型で造成されている箇所が多くみられます。



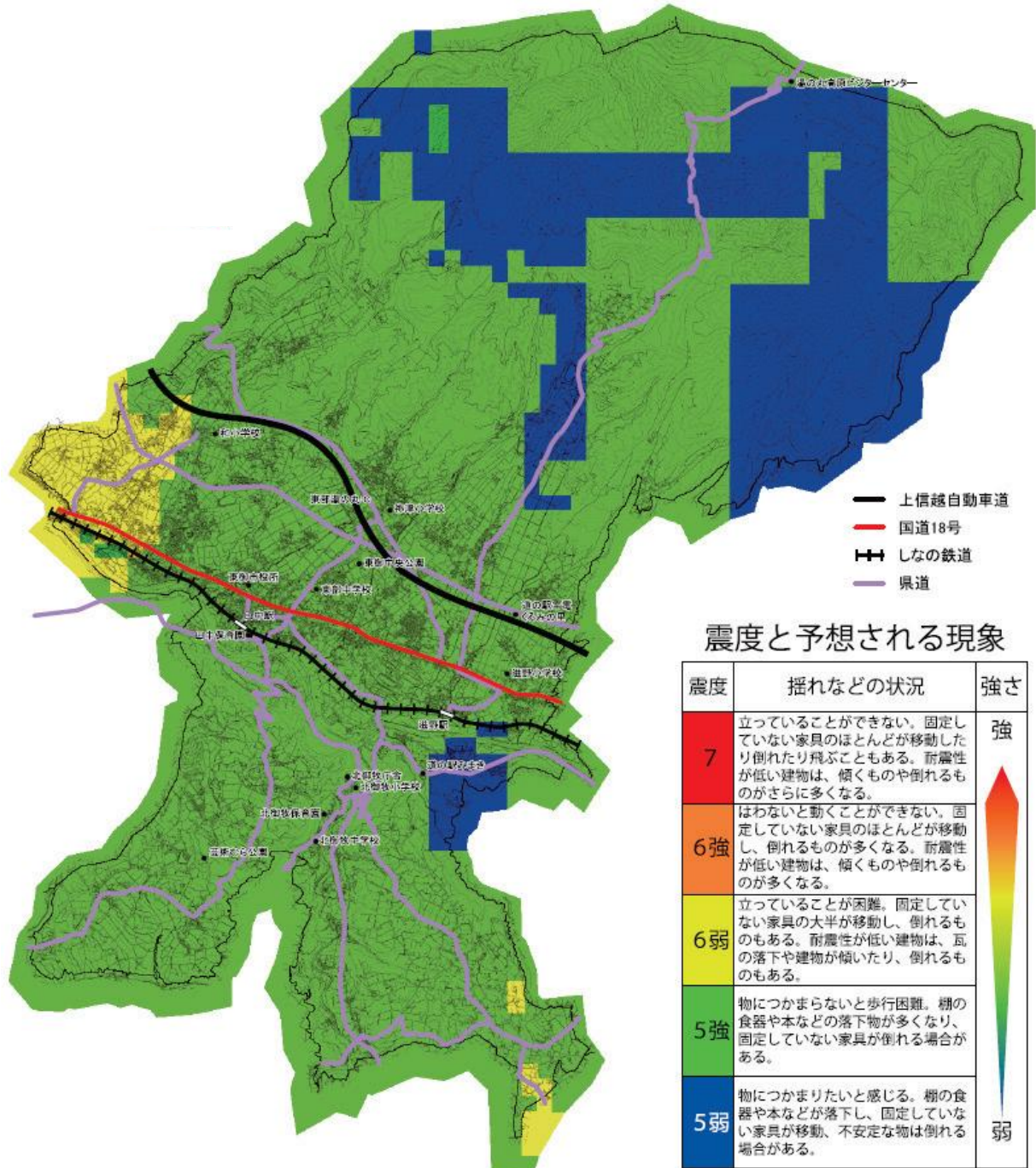
大規模盛土造成地の分布状況

資料：大規模盛土造成地マップ東御市1・2、宅地カルテ（令和元年度（2019年度））

(5) 地震災害

① 大規模地震の予測震度

県内には多くの活断層があり、平成27年3月に第3次地震被害想定調査結果（長野県）が公表されています。調査結果によると、本市に最も大きな影響を及ぼす地震は、糸魚川-静岡構造線断層帯の全体が揺れた場合の地震であり、最大震度6弱が想定されています。



最大震度予測図

資料：東御市避難所・災害ハザードマップ 令和3年度(2021年度)版

② 旧耐震基準の建物

都市計画区域内の建物総数は 24,413 棟であり、そのうち、旧耐震基準である昭和 56 年以前の建物は 4,888 棟で、建物総数の約 20%を占めています。

区域別の内訳をみると、用途地域内は 1,430 棟(29.3%)、用途地域外は 3,458 棟(70.7%)であり、旧耐震基準の建物は、用途地域外に多く立地している状況です。

建築年別建物棟数

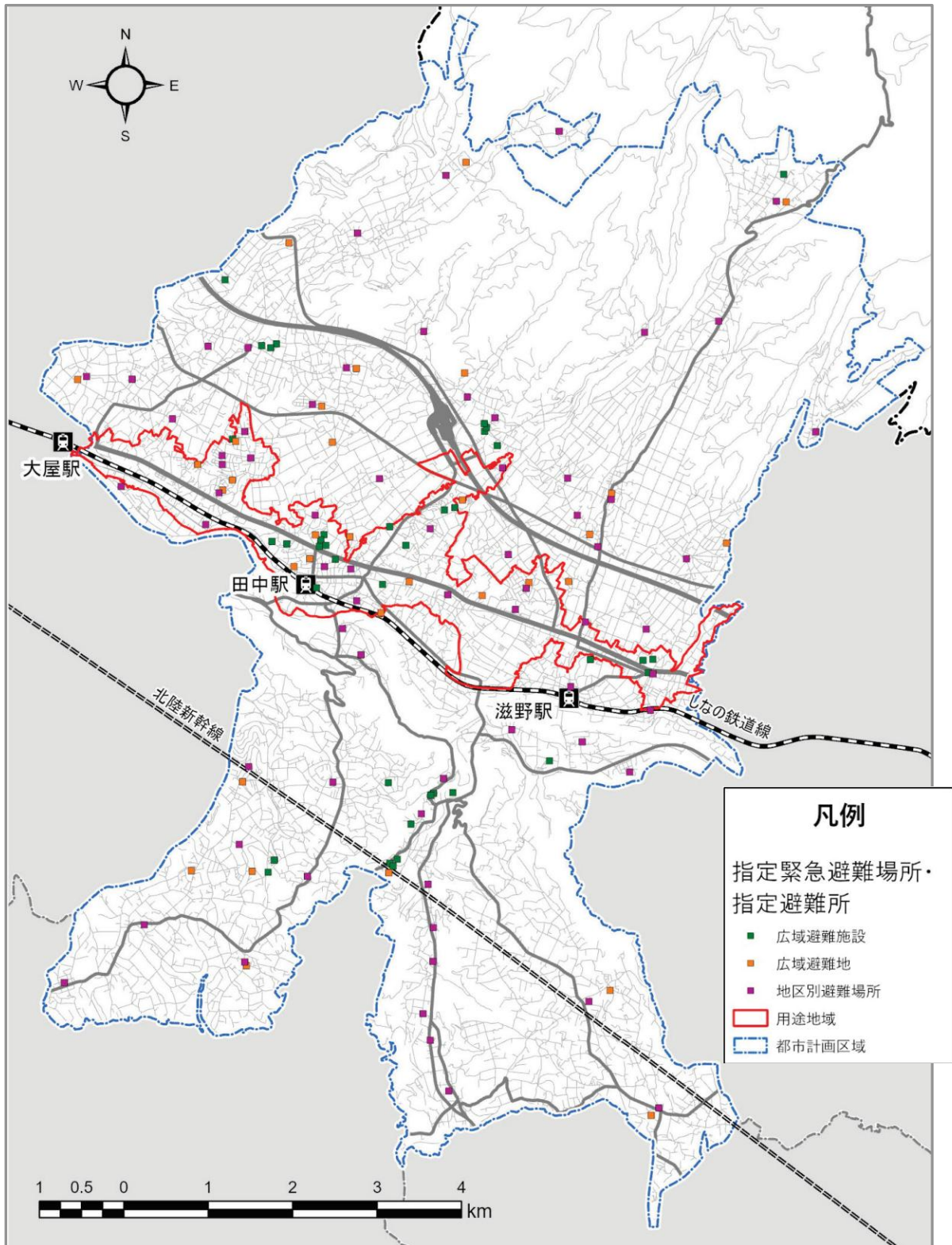
区域	昭和56年以前	昭和57年～平成元年	平成2年～11年	平成12年～21年	平成22年～31年(令和元年)	令和2年～	不明	計
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
非線引き用途地域小計	1,430	524	789	524	502	198	4,052	8,019
非線引き用途白地小計	3,458	799	1,412	1,059	721	255	8,690	16,394
都市計画区域小計	4,888	1,323	2,201	1,583	1,223	453	12,742	24,413
非線引き用途地域小計	17.8%	6.5%	9.8%	6.5%	6.3%	2.5%	50.5%	100.0%
非線引き用途白地小計	21.1%	4.9%	8.6%	6.5%	4.4%	1.6%	53.0%	100.0%
都市計画区域小計	20.0%	5.4%	9.0%	6.5%	5.0%	1.9%	52.2%	100.0%

※「不明」は、家屋台帳データにおいて建築年が確認できない建物

資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査

(6) 指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所・指定避難所（広域避難施設、広域避難地、地区別避難場所）をみると、市全域に広く分布しています。



指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

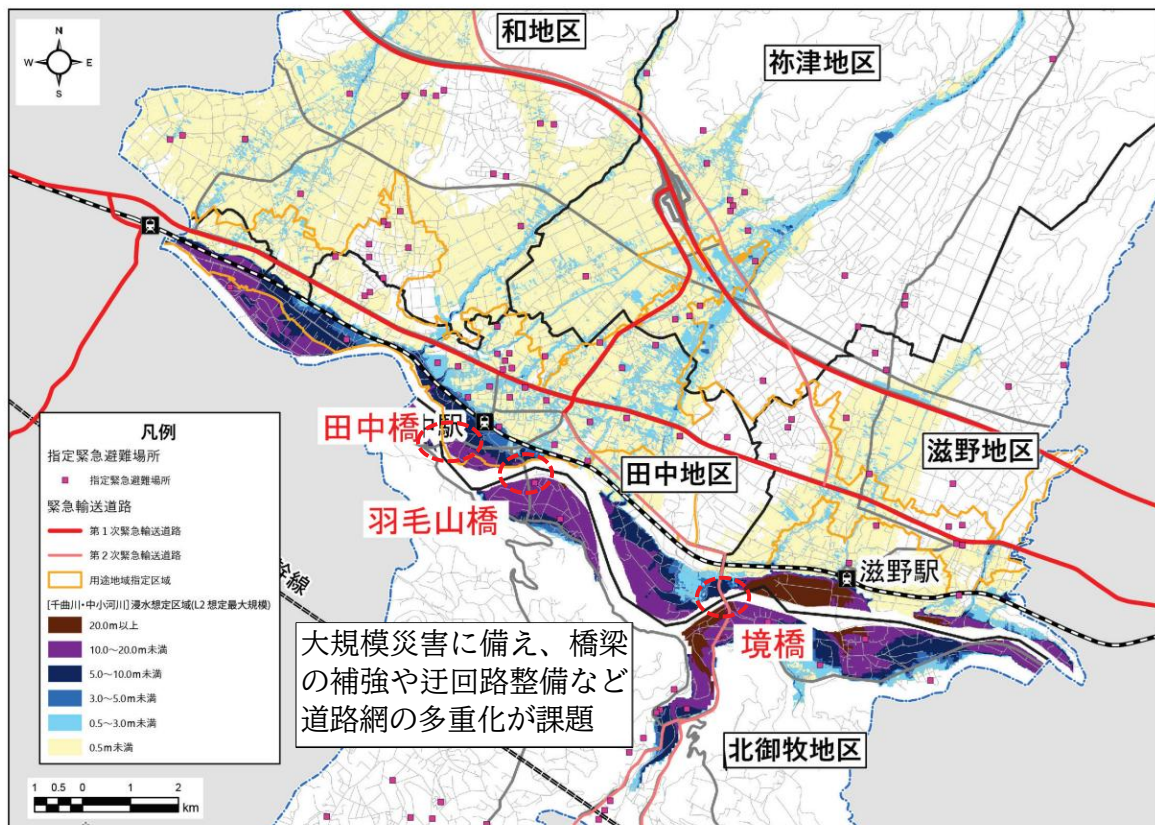
資料：令和6年度 東御市都市計画基礎調査

(7) 防災道路網（緊急輸送道路、橋梁）

令和元年東日本台風により、市内で7か所の橋梁が被害を受けました。特に千曲川に架かる田中橋は橋台裏の道路が崩落したことにより、北御牧地区が分断され復旧や日常生活、経済活動に大きな影響がありました。

千曲川に架かる橋は田中橋の他に羽毛山橋と境橋があり、境橋は第2次緊急輸送道路に位置づけられています。

今後も大規模災害に備える中で、橋梁の補強や迂回路の確保など道路網の多重化の検討が必要であるとともに、避難施設への避難路となる道路では拡幅などの改良が課題です。



緊急輸送道路と橋梁

資料：国土数値情報（緊急輸送道路データ）（国土交通省）再編加工

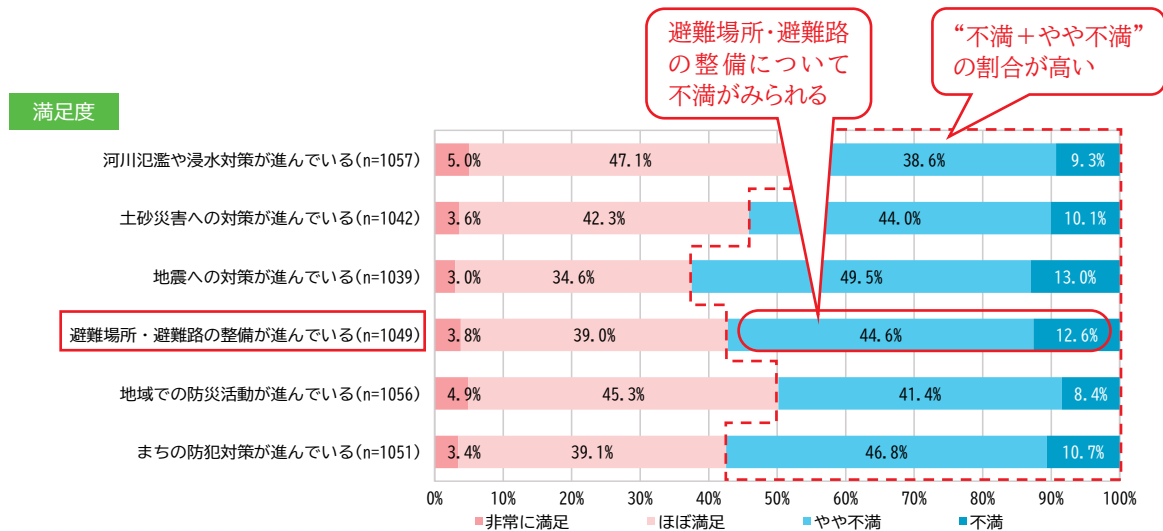
(8) アンケート調査結果による住民意向

「安全・安心（防災・減災）」に関する満足度をみると、全ての項目で不満を感じている傾向がみられ、特に「土砂災害対策」、「地震対策」、「避難場所・避難路の整備」、「防犯対策」は“不満+やや不満”が50%を上回っており、各種対策が進んでいないと評価されています。

令和元年東日本台風では、本市においても千曲川流域を中心として甚大な被害が発生し、激甚災害認定及び災害救助法の適用を受けることとなり、電気・ガス・水道などのライフラインや、流失した護岸などの復旧に時間を要しました。

過去の災害から得られた教訓等も踏まえ、東御市地域防災計画、東御市国土強靱化地域計画などの見直しを行い、防災・減災に向けた取組を進めていますが、引き続き、災害に強いインフラの整備を推進するとともに、防災関連情報を積極的に発信し、市民の防災意識の高揚と地域防災体制の充実を図っていく必要があります。

さらに、ハザードマップの周知や防災ラジオの普及などを促進し、住民、地域の防災意識の高揚に繋げるソフト対策の取り組みも必要です。



「安全・安心（防災・減災）」に関する満足度

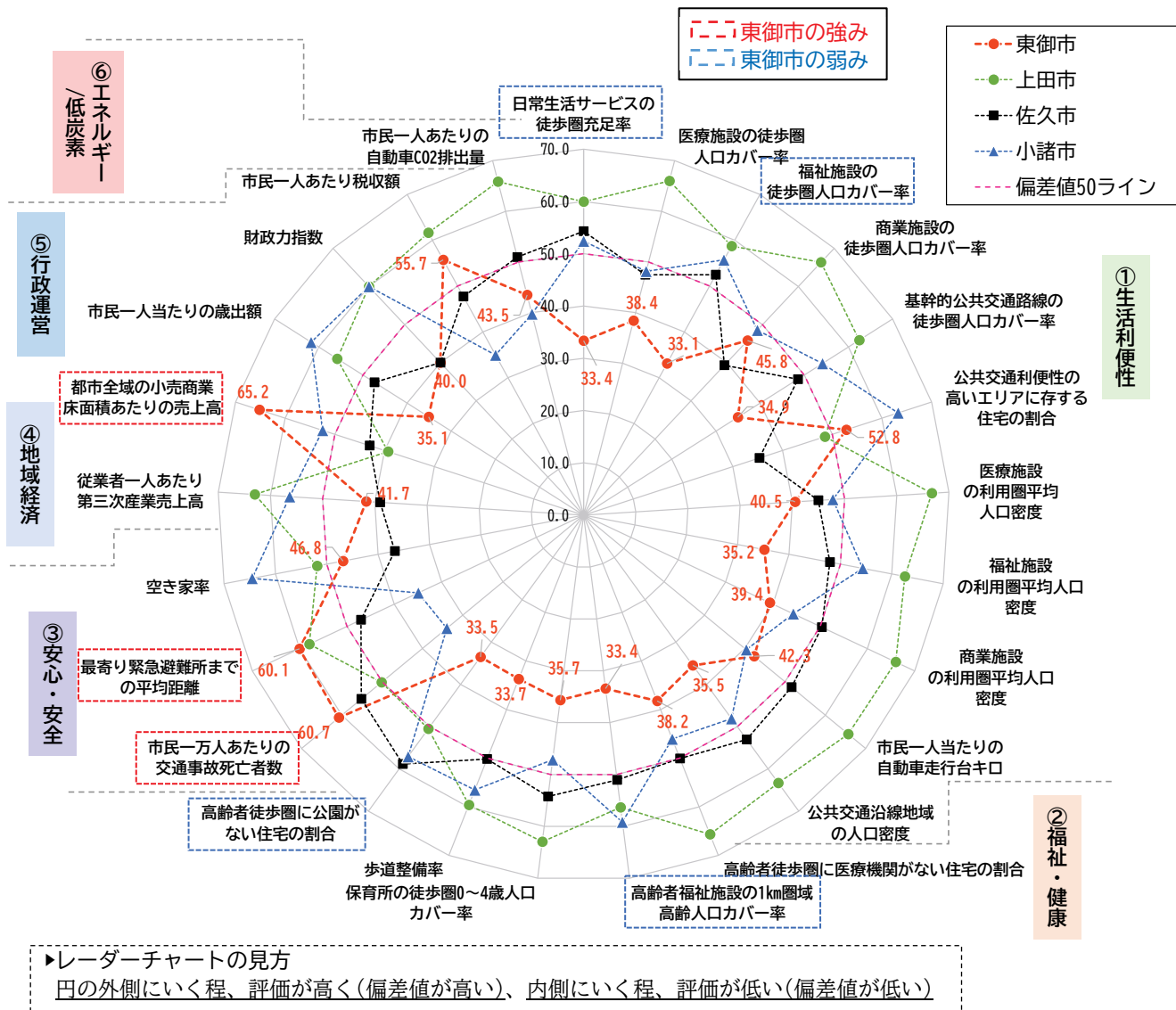
資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

2-7 都市構造の評価

都市構造の評価は、通常、人口規模などが類似している自治体と比較を行います。どのような分野において課題があるのかを客観的・定量的に評価するため、生活圏内の近隣都市（上田市、小諸市、佐久市）との比較分析を行いました。

本市の主な「強み」としては、安心・安全分野における「最寄りの緊急避難所までの平均距離」、「市民一人あたりの交通事故死亡者数」、地域経済分野における「都市全域の小売商業床面積あたりの売上高」となっています。一方、主な「弱み」としては、生活利便性分野における「日常生活サービスの徒歩圏充足率」、「福祉施設の徒歩圏人口カバー率」、福祉・健康分野における「高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率」、「高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合」となっています。

また、日常生活サービス施設の利用圏人口密度が低くなっており、要因として医療施設や福祉施設、商業施設の立地の少なさが挙げられます。近隣都市に高度医療に対応する医療施設や福祉施設、大型商業施設が立地しており、本市からも利用がみられることから今後も都市間連携による機能補完が必要です。



都市構造の偏差値レーダーチャート

資料：都市モニタリングシート（国土交通省 平成30年（2018年））

3 上位・関連計画

3-1 市の計画

(1) 第3次東御市総合計画

策定主体	東御市
策定年次	令和6年(2024年)3月策定
計画期間	基本構想：令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度) 前期基本計画：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)
将来像	人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち とうみ
基本目標	I 自然と多様な人々が共生するまち II 共に支え合い、健やかに暮らせるまち III 誰もが学び、自分らしく輝けるまち IV 魅力と活力があふれる産業のあるまち V 便利で安心して暮らせるまち VI 持続可能な選ばれるまち
前期基本計画 (抜粋)	<p>基本目標I：自然と多様な人々が共生するまち 【政策1：豊かな自然と共生する循環型社会の推進】 施策①：豊かな自然の継承・理解の推進 豊かで美しい自然を引き継いでいくことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、日々の暮らしの中で自然との関わりを深め、親しみ、人と自然が共生するまちを目指します。市民・事業者・行政が協働で環境保全活動に取り組むことにより、市民が愛着や誇りを持って暮らすことのできる美しく快適なまちづくりを進めます。</p> <p>基本目標IV：魅力と活力があふれる産業のあるまち 【政策1：地域の魅力を高める農林業の振興】 施策②⑥：地域の里山及び民有林の適正な管理 森林が持つ治山・治水能力の向上や水源かん養機能の保全及び野生鳥獣の適正な生息域管理をするための里山の保全等について、地域と連携しながら推進します。</p> <p>基本目標V：便利で安心して暮らせるまち 【政策1：都市インフラの維持・充実】 施策③⑩：安全・快適な道路環境の整備 安全で快適な道路環境の整備を目指します。舗装や橋梁は、重要度・緊急度などを考慮して、計画的に修繕を図ります。道路整備事業については、地域との合意形成を図りながら整備に取り組みます。 施策⑪⑫：公共交通の利便性の向上 豊かでしあわせな市民生活を支える持続可能な公共交通環境の実現を目指します。新しい技術の導入を積極的に検討しながら、必要に応じて見直しを行い、利便性と効率性を高めることで持続可能な公共交通体系の構築を推進していきます。 施策⑬⑭：上下水道の維持・管理 安全・安心な水を届けるとともに、強靱で持続可能な上下水道基盤のあるまちの実現を目指します。安全で災害に強い上下水道の構築に向けた施設の維持・更新を推進します。また、収入と支出の財政バランスを考慮しながら、健全な事業経営を進めます。</p>

施策⑳：ゆとりある住環境づくりの推進

自然と人が共生する良質な住環境を享受できるまちの実現を目指します。景観に配慮した適切な開発指導や市営住宅及び公園施設の長寿命化、個人住宅の耐震化への支援を行います。また、空家について発生の抑制や空き家バンク制度による利活用の促進、管理不全な空家等の改善を推進します。

【政策2：災害に強い地域づくりの推進】

施策㉑：防災意識の高揚と防災体制の充実

大規模な自然災害に対応できる、災害に強いまちづくりの実現を目指します。様々な手段を活用した情報発信を行うほか、毎年実施する防災訓練において隣組単位の安否確認を通じて、地域で顔の見える関係の形成を図り、災害時の各区における「共助」意識の高揚を図ります。また、非常食などの防災備蓄品について、避難者のニーズに合わせた補充を行うほか、指定避難所である小中学校をはじめ、市の公共施設に分散配備するなど防災体制の充実を図ります。

施策㉒：地域消防体制の充実

“自らの地域を自ら守る”持続可能な消防団組織のあるまちの実現を目指します。消防団員の確保のため、市民・事業者・地域に対する啓発活動に取り組むとともに、消防団員の活動環境整備や装備の充実を図ります。

施策㉓：災害に強いインフラの強化

大規模な自然災害に対して、強靱な都市インフラのあるまちの実現を目指します。農業用ため池の耐震診断調査に基づく耐震化対策、雨水排水対策を推進することで水害に強い安全な地域を形成するとともに、各種ハザードマップを充実させて、日頃からの啓発による発災時の被害縮減に取り組めます。

【政策3：暮らしの安全の確保】

施策㉔：地域防犯活動の推進

市民一人ひとりの防犯意識の醸成と、地域ぐるみの防犯活動により、安心・安全に暮らせるまちの実現を目指します。地域主体の防犯パトロールや子どもたちを見守る市民活動を支援します。また、警察などと連携した啓発活動を進め、市民の防犯意識を高めます。

施策㉕：交通安全活動の推進

交通事故のないまちの実現を目指します。警察や交通安全協会、道路管理者、教育委員会等と連携した情報発信や啓発活動を進め、市民の交通安全意識を高めます。

基本目標VI：持続可能な選ばれるまち

【政策2：移住・定住の促進】

施策㉖：U・I・Jターンと定住の促進

移住定住を促進させることで人口減少を抑制し、一定の人口規模が維持されるまちの実現を目指します。積極的な情報発信を通じて東御市の知名度向上を図るとともに、移住検討者が必要とする情報の収集及び提供を的確に行い、移住検討者のフェーズに応じた、きめ細やかな移住施策を推進します。

(2) 東御市人口ビジョン 第3版

策定主体	東御市
策定年次	平成27年(2015年)8月策定 令和2年(2020年)3月改訂 令和7年(2025年)3月改訂
計画期間	令和7年度(2025年度)～令和42年度(2060年度)
目標人口	<p>人口の将来展望</p> <p><u>令和42(2060)年に26,000人程度の人口を確保</u></p> <p>推計基準データ：「国勢調査」(総務省統計局)</p>

(3) 東御市まち・ひと・しごと創生第3期総合戦略

策定主体	東御市
策定年次	令和元年（2020年）3月策定 令和5年（2023年）1月改定 令和7年（2025年）3月改定
計画期間	令和7年度（2025年度）～令和10年度（2028年度）
地域ビジョン	人と自然にやさしい豊かな暮らしを実感できるまち とうみ
基本目標・基本的方向 （関連部分抜粋）	<p>基本目標1：「とうみ」において安定した雇用を創出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の経済を支える中小企業を支援し、生産性の向上や労働環境の充実を図ることで、市内勤労者の雇用を安定させるとともに、地域産業の活性化を目指します。 ・地域特性を生かした農産物の生産振興を図るとともに、農業基盤の整備・保全・活用と農業後継者の確保育成を図り、産業としての農業が維持・発展していくための支援を実施します。 <p>基本目標2：「とうみ」への新しいひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問客が長時間滞在できるよう観光の高付加価値化を図り、観光地としての魅力向上に取り組みます。 ・人口減少を抑制するため、移住定住施策を強化します。移住候補先として選ばれるために本市の魅力を広く発信するとともに、移住希望者それぞれのフェーズに応じたきめ細かい支援を実施します。 <p>基本目標4：活力と魅力あふれる持続可能な地域をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー活用の促進など、環境に配慮した施策を展開し、市の強みである自然環境を守りながら市民が豊かな暮らしを実感できる地域を目指します。 ・地域づくり活動への参加者数は増加傾向にあるものの、参加者の高齢化や担い手不足が課題となっています。若い世代が地域づくり活動に参加しやすい仕組みを構築し、地域の活性化を図ります。 ・人口が減少する中であって、社会全体で支え合う地域を築いていく必要性が高まっています。年齢、性別、国籍、障がいなどに関わらず、多種多様な人の考えや活動を受け入れ、共に成長していくための意識づくり、仕組みづくりに取り組みます。 ・地域の伝統文化や芸術活動を継承・発展させるとともに、市民の多様なスポーツ活動を支援し、健康で生き生き暮らせる環境を整え、豊かな生活を支援します。 ・公共交通の利便性向上のほか、良質な住環境の整備や空き家活用を推進し、市民が快適に生活できる環境を整備します。 ・「ほどよく、田舎。とうみ」のブランドメッセージのとおり、自然、歴史・文化、産業など市の魅力や個性を活かしながら、持続可能な地域づくりを推進します。

3-2 長野県の計画

(1) しあわせ信州創造プラン3.0

策定主体	長野県
策定年次	令和5年(2023年)3月策定
計画期間	令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)
基本目標	確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る
政策の柱	<ol style="list-style-type: none"> 1 持続可能で安定した暮らしを守る 2 創造的で強靱な産業の発展を支援する 3 快適でゆとりのある社会生活を創造する 4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる 5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる
施策 (抜粋)	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 地球環境を保全する <ol style="list-style-type: none"> ② 人と自然が共生する社会の実現 ③ 良好な生活環境保全の推進 1-2 災害に強い県づくりを推進する 1-3 社会的なインフラの維持・発展を図る 1-4 公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性を向上する 1-6 県民生活の安全を確保する 3-1 住む人も訪れる人も快適な空間をつくる <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進 ④ 本州中央部広域交流圏の形成 ⑤ 移住・交流・多様なかかわりの展開
新時代創造プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト 2 ゼロカーボン加速化プロジェクト 3 デジタル・最先端技術活用推進プロジェクト 4 個別最適な学びへの転換プロジェクト 5 人口減少下における人材確保プロジェクト 6 世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト 7 県内移動の利便性向上プロジェクト 8 輝く農山村地域創造プロジェクト
地域計画	<p><u>〈地域のめざす姿〉</u> 多彩な魅力で人を惹きつけ、暮らしやすさを実感し、脱炭素社会をリードする上田地域</p> <p><u>〈地域重点政策〉</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>上田地域の魅力の向上と発信による人を惹きつける観光地域づくり</u> 2 <u>地域を支える産業のグレードアップ</u> 3 <u>穏やかに暮らし続けられる地域づくり</u> 4 <u>持続可能な脱炭素社会の地域づくり</u>

(2) 上小圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

策定主体	長野県
策定年次	令和5年(2023年)5月策定
目標年次	都市計画の基本的な方向：令和22年(2040年) 都市施設などの整備目標：令和12年(2030年)
都市づくりの基本理念	豊かな自然環境に配慮し、歴史・文化遺産をいかしながら活力あるまちづくりを進めよう
都市づくりの目標 (抜粋)	<p>① 県内アクセスの優位性を活かしながら自律できるコンパクトなまちづくり 東御都市計画区域の田中駅周辺は、多様な都市機能が集積し、魅力的な拠点を形成する。さらに、まちなかでは、公共用地及び民間用地において既存の緑の高質化、質の高い緑の創出等を積極的に推進し、緑が有する多面的機能を活用するグリーンインフラの取組を推進することにより、自然と共生する住みやすい市街地を形成するとともに、脱炭素化、まちの賑わいづくり、防災機能の向上等に繋げていく。</p> <p>② 次世代産業の創出等を視野に入れた工業及び研究拠点の機能の維持、強化 用途地域の縁辺部や国道の沿道に形成された工業地では、操業環境や交通アクセスの維持、向上により、製造業及び流通業の機能立地の維持、誘導を図る。</p> <p>③ 上田城跡等の歴史文化遺産と調和した都市空間の形成や回遊性の向上 海野宿では、歴史的な街並みの保全・整備を図るとともに、千曲川の水辺環境と一体的な交流空間の形成を図る。</p> <p>④ 上田盆地を中心に広がる自然環境、田園集落環境の保全、活用 本圏域では農産物の地域内循環や、千曲川ワインバレー(東地区)特区におけるブランド価値向上に取り組んでおり、こうした活動を踏まえて、市街地の周辺から山裾にかけて広がる優良農地を大切に保全するとともに、田園地帯における集落地は、安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。</p> <p>⑤ 災害に強いしなやかな圏域の形成 本圏域では、広く分布する斜面地における土砂災害や、千曲川等の沿川地域における洪水等の災害の恐れがあり、既成市街地やまとまった集落では、居住の集約を図る場として、インフラの整備の他、災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。</p> <p>⑥ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化 交通渋滞の緩和や環境負荷低減のため、既存の鉄道及びバスの利用性を高めるとともに、コミュニティバスの導入や観光の2次交通を支えるハブ機能の強化により、自家用車利用からの転換を促進する。</p>

(3) 長野県流域治水推進計画

策定主体	長野県														
策定年次	令和3年(2021年)2月策定														
計画期間	令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)														
計画の目標	計画に基づく取組の結果として、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の軽減」を実現し、「安全・安心な地域」の形成を目指す。														
流域治水における取組項目	<p>■ 流域治水における取組項目</p> <p>「流域治水」の取組は、以下の3つを柱とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">河川整備の取組</td> <td>水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">流域における雨水貯留等の取組</td> <td>降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">まちづくりや住民避難の取組</td> <td>長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進する。</td> </tr> </table> <p>3つの柱のうち、「河川整備の取組」は、国や県などの河川管理者が河川整備計画等に基づき、整備を推進する。</p> <p>長野県流域治水推進計画では、対象を明確にするため、「流域における雨水貯留等の取組」及び「まちづくりや住民避難の取組」に絞った計画とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> (1)流域における雨水貯留等の取組 「留める」 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設における雨水貯留施設設置 ● 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度 ● 雨水排水規制ガイドライン等の策定 ● ため池や水田を活用した雨水貯留の取組 ● 公共下水道(雨水)の整備 ● 流域の森林整備 ● 排水ポンプ車の配備 </td> </tr> <tr> <td> (2)まちづくりや住民避難の取組 「備える」 ～逃げ遅れゼロ～ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置 ● 浸水想定区域図の作成 ● 住まい方の工夫の取組 ● 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定 ● 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成 ● 防災知識の普及に関する取組 ● 「災害時住民支え合いマップ」の作成 </td> </tr> </table>		1	河川整備の取組	水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進する。	2	流域における雨水貯留等の取組	降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進する。	3	まちづくりや住民避難の取組	長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進する。	(1)流域における雨水貯留等の取組 「留める」	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設における雨水貯留施設設置 ● 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度 ● 雨水排水規制ガイドライン等の策定 ● ため池や水田を活用した雨水貯留の取組 ● 公共下水道(雨水)の整備 ● 流域の森林整備 ● 排水ポンプ車の配備 	(2)まちづくりや住民避難の取組 「備える」 ～逃げ遅れゼロ～	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置 ● 浸水想定区域図の作成 ● 住まい方の工夫の取組 ● 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定 ● 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成 ● 防災知識の普及に関する取組 ● 「災害時住民支え合いマップ」の作成
1	河川整備の取組	水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進する。													
2	流域における雨水貯留等の取組	降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進する。													
3	まちづくりや住民避難の取組	長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進する。													
(1)流域における雨水貯留等の取組 「留める」	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設における雨水貯留施設設置 ● 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度 ● 雨水排水規制ガイドライン等の策定 ● ため池や水田を活用した雨水貯留の取組 ● 公共下水道(雨水)の整備 ● 流域の森林整備 ● 排水ポンプ車の配備 														
(2)まちづくりや住民避難の取組 「備える」 ～逃げ遅れゼロ～	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置 ● 浸水想定区域図の作成 ● 住まい方の工夫の取組 ● 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定 ● 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成 ● 防災知識の普及に関する取組 ● 「災害時住民支え合いマップ」の作成 														

(4) 長野県ゼロカーボン戦略

策定主体	長野県
策定年次	令和3年(2021年)6月策定 令和4年(2022年)5月改定
計画期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)
基本目標	<p>■ 計画の最上位目標及び目指す社会の姿、全体を貫くコンセプト</p> <p>社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり</p>
政策の重点方針	<p>■ 2030年までの重点方針</p> <p>◎気候変動の影響は日々深刻化。2030年までが人類の未来を決定づける10年といわれている。</p> <p>◎既存技術をフル活用しつつ、イノベーションを喚起。県民一丸の行動により持続可能な社会を構築</p> <p>① 既存技術で実現可能なゼロカーボンを徹底普及</p> <p>② 持続可能な脱炭素型ライフスタイルに着実に転換</p> <p>③ 産業界のゼロカーボン社会への挑戦を徹底支援</p> <p>④ エネルギー自立地域づくりで地域内経済循環</p>

(5) 信州まちなかグリーンインフラ推進計画

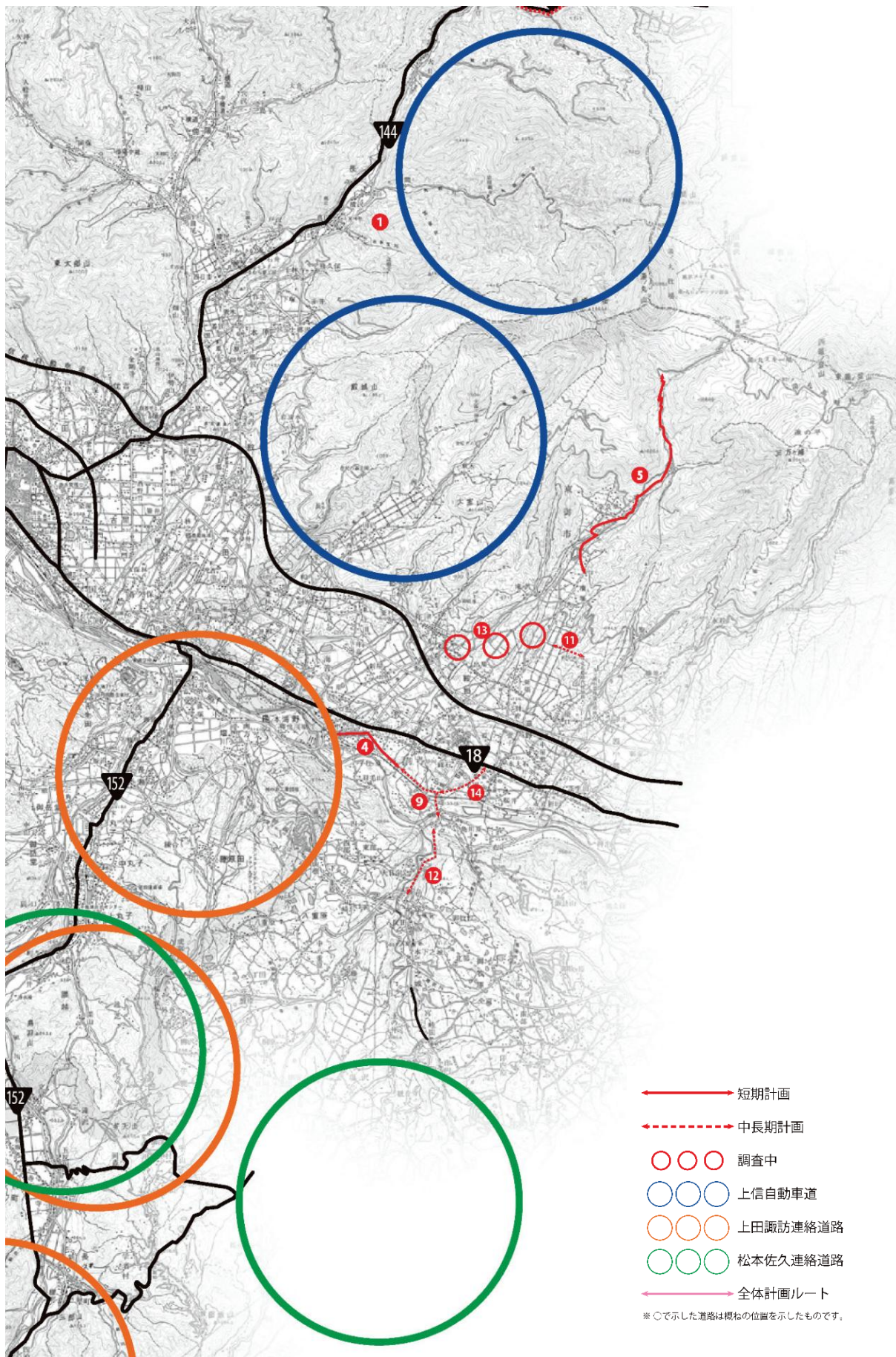
策定主体	長野県
策定年次	令和3年(2021年)4月策定
計画期間	第1期：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)
計画の目的	信州まちなかグリーンインフラ推進計画(以下「本計画」という。)は、グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、緑地等の適切な保全を図りながら、都市の基盤となる道路や河川、公園等に積極的に取り入れるなど、「まち全体にグリーンインフラを広げていくこと」を目的とする
グリーンインフラとは	<p>ポイント1：水やみどり、土などの自然の機能を活かしたインフラ</p> <p>ポイント2：環境、経済、社会の複数の課題解決に資するインフラ</p> <p>ポイント3：新たなコミュニティの創出につながるインフラ</p>
グリーンインフラの展開方針	<p>方針1:信州の魅力を活かしたまちづくり</p> <p>グリーンインフラを活用し、地域の自然、歴史・風土や農との共生など、多様な魅力にふれられるまちづくりを目指します。</p> <p>方針2:ひと中心のまち構造へ</p> <p>日常生活や観光等で利用が多い歩行者動線を基軸として、歩行者が中心となるまち構造への転換を意識したグリーンインフラの導入を図ります。</p> <p>方針3:小さな取組からまち全体へ</p> <p>大都市のような大規模開発と連動したまちづくりではなく、みどりの「創出」、「活用」、「保全」を行政と民間事業者、地域住民が共同で小さな取組から実践し、まち全体への展開を図ります。</p>

3-3 広域圏計画

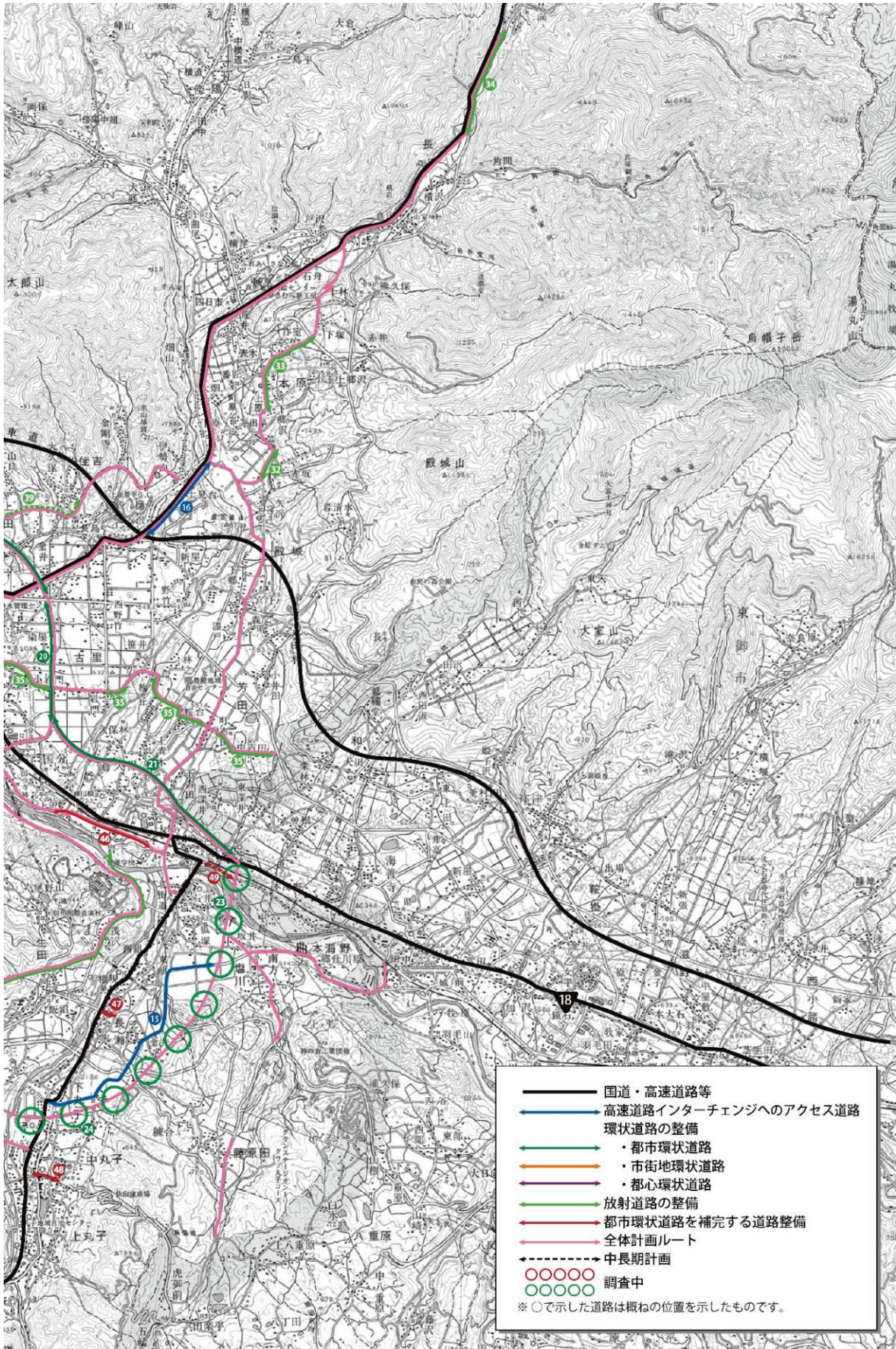
(1) 上田地域広域幹線道路網 構想・計画

策定主体	上田地域広域連合			
策定年次	令和5年(2023年)2月策定			
計画期間	令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)			
上田地域広域幹線道路網構想・計画一覧(抜粋)	1 地域外との交流を促進する道路			
	【短期計画】早期完了及び事業化を図る道路 概ね10年以内			
	No.	道路種別	路線名	区間
	1	高規格道路	上信自動車道	上田市～東御市
	4	県道	東部望月線	田中駅前交差点～所沢川付近
	5	県道(主)	東御孺恋線	熊沢入口～七十番
	【中長期計画】			
		道路種別	路線名	区間
	7	高規格道路構想路線	上田諏訪連絡道路	上田地域～諏訪地域
	8	高規格道路構想路線	松本佐久連絡道路	松本地域～佐久地域
	9	県道	東部望月線	所沢川～旧北御牧村境
	11	市道	屋惣線	(主)東御孺恋線～屋惣
	12	県道	東部望月線	島川原～切久保
	13	県道(主)	東御孺恋線	東部湯の丸IC～新張
	14	市道	羽毛田バイパス	(国)18号(大石)～加沢
2 上田地域30分(サンマル)交通圏の確立のための道路				
【短期計画】				
No.	道路種別	路線名	区間	
21	国道	18号バイパス	上田市国分～東御市本海野	
【長期計画】				
No.	道路種別	路線名	区間	
23	国道	152号丸子バイパス	(主)丸子東部インター線～東御市	
<p>※上田地域30分(サンマル)交通圏構想…関係市町村の中心部から最寄りのインターチェンジまでの概ね30分での接続に加え、上田駅及び当該周辺主要公共施設などへも同等の時間内でアクセスするための総合的交通体系構想です。</p>				

1 地域外との交流を促進する道路(抜粋)



2上田地域 30分(サンマル)交通圏の確立のための道路(抜粋)



(2) 第3次上田地域定住自立圏共生ビジョン

策定主体	上田市
定住自立圏	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町、嬭恋村
策定年次	令和4年(2022年)3月策定 令和5年(2023年)3月変更(第1回目) 令和6年(2024年)3月変更(第2回目)
計画期間	令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)
将来像	<p>将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域</p> <p>日常生活基盤の維持・確保、医療体制や社会福祉の充実、環境の保全など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる圏域を目指します。</p> <p>活力の創出による自立した魅力溢れる圏域</p> <p>商工業、農業、観光等の産業振興や定住促進策の推進、人材の育成・交流等により活力を創出し、自立した魅力溢れる圏域を目指します。</p>
具体的取組	<p>(1)生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>【ア 医療】</p> <p>圏域住民が安心して各種医療を受けられる環境を整備するため、中心市と構成市町村が信州上田医療センター等の公的医療機関並びに関係機関等と連携しながら、圏域における安定した医療供給体制を確保する。</p> <p>【イ 福祉・子育て】</p> <p>圏域で安心して子どもを産み・育てることができ、又、障がい者や高齢者が安心して暮らせる地域を形成するため、中心市と構成市町村が連携し、結婚支援、子育て支援施策の充実・強化、並びに障がい者や高齢者に対する支援体制の確立・充実を図る。</p> <p>【ウ 教育・文化】</p> <p>圏域において児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう、中心市と構成市町村が連携し、安心して学べる環境づくりを行う。また、生涯を通じて学ぶ機会を提供し、地域の文化を守り・育むことを目指して、中心市と構成市町村が連携して取り組む。</p> <p>【エ 環境】</p> <p>豊かな自然環境の保全を図り、住民が快適に暮らせる圏域を形成するため、中心市と構成市町村が連携し各種環境施策の推進を図る。</p> <p>【オ 産業振興】</p> <p>圏域における安定した産業基盤を形成するため、産・学・官の連携による、各種産業振興支援策の充実・強化を図る。</p> <p>観光交流人口の増加を図るため、中心市と構成市町村が連携して観光資源・情報を内外に発信するなど、新たな観光施策の展開を図る。</p> <p>(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <p>【ア 地域交通】</p> <p>幹線道路及び生活道路を整備するとともに、圏域内外を結ぶ高規格道路等の整備促進に向けた取組を中心市と構成市町村が連携して進め、圏域全体の道路ネットワークの構築を図る。</p> <p>地域活性化のため、中心市と構成市町村が連携して圏域内の公共交通の維持</p>

	<p>や活性化を図る。</p> <p>【イ 移住・定住促進】 圏域外への人口流出を抑制し、圏域内への定住人口の増加を図るため、中心市と構成市町村が連携し、定住促進策を推進する。</p> <p>【ウ ICT】 住民の利便性向上のため、中心市と構成市町村が連携し、スマート社会の実現を図る。</p> <p>【エ 防災】 平時から中心市と構成市町村の相互連携を深め、有事の際の相互支援につながるよう、圏域全体の災害対応力向上を図る。</p> <p>(3) 圏域のマネジメント能力の強化に係る政策分野</p> <p>【ア 人材育成・交流】 中心市と構成市町村が連携して人材育成等を行い、圏域のマネジメント能力向上を図る。</p>
--	---

(3) 佐久地域定住自立圏共生ビジョン

策定主体	佐久市		
定住自立圏	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町		
策定年次	令和4年(2022年)2月策定 令和4年(2022年)11月変更(第1回目) 令和5年(2023年)12月変更(第2回目) 令和6年(2024年)11月変更(第3回目)		
計画期間	令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)		
将来像	将来にわたり安心して暮らすことができる佐久地域 地域の医療や交通を始めとする必要な生活機能の確保に取り組むことにより、様々なライフスタイルを選択することができ、交流や賑わいのある活気あふれる佐久地域を目指します。		
具体的取組 (東御市が市町村別協定を締結している項目のみ抜粋)	項目	分野	取組
	(1)生活機能の強化	保健・医療	住民の健康増進
		産業振興	鳥獣害防止総合対策/地産地消・販路開拓の推進/六次産業化による農業振興/農業情報ネットワークの構築/森林病害虫被害防止対策/広域的観光の推進
		環境	循環型社会の構築
		防災	広域防災体制の整備と強化
	(2)結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築
		建設	道路等交通インフラの整備
		情報	情報化の推進
		定住促進・交流推進	定住促進及び交流推進
	(3)圏域のマネジメント能力の強化	社会教育	社会教育施設の広域的活用
		人材育成	合同専門研修及び人事交流

4 現状とまちづくりの主要課題

4-1 分野別の主要課題

分野	課題
1. 人口	<ul style="list-style-type: none">・人口減少・少子高齢化が更に進行するものと推計されており、生産年齢人口の減少に伴う税収減も想定される中、いかに効率的な都市を構築していくか。・地区別の人口格差が顕在化しており、特に児童数で大きな差が出てきている中で、それぞれの地区でいかにコミュニティを維持していくか。
2. 土地利用	<ul style="list-style-type: none">・用途地域外において、農地転用・宅地化が進行しており、ライフライン維持など行政コストの拡大や営農環境への悪影響に対応が必要。・増加している空き家の利活用・用途地域の見直し
3. 道路・交通	<ul style="list-style-type: none">・歩行者や自転車が安全に通行できる環境づくり・長期間未整備な都市計画道路の見直し・公共交通の維持及び利用促進
4. 公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">・子どもの身近な遊び場の不足・利用が低い公園の見直し、利活用の検討
5. 景観	<ul style="list-style-type: none">・眺望景観の保全や幹線道路沿道における景観形成
6. 安全・安心	<ul style="list-style-type: none">・災害に強いインフラ整備・市民の防災意識の高揚・地区ごとに異なる災害リスクに対する、避難場所・避難路等の検討
7. 都市構造評価	<ul style="list-style-type: none">・近隣都市との比較を踏まえ、本市の弱みとなる部分(高度医療への対応や、商業機能の不足など)は都市間連携による機能補完が必要
8. 生活利便施設	<ul style="list-style-type: none">・一定の人口密度をいかに保持し、民間施設の撤退を抑制していくか。

第3章 全体構想

1 将来都市像

1-1 基本理念

本市では、平成18年（2006年）10月3日に「東御市民憲章」が定められています。ここでは、時代や分野を越えて、市民が大切にすまちづくりの方向性が示されています。本計画においても、東御市民憲章を基本理念とし、その方向性に沿って、市民と行政が一体となったまちづくりを進めていきます。

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることの喜びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切に、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支え合い、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心をもち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

1-2 将来像

第3次東御市総合計画において示されている将来像は以下のとおりです。本計画においても、この将来像の実現に向けて計画を推進していくものとします。

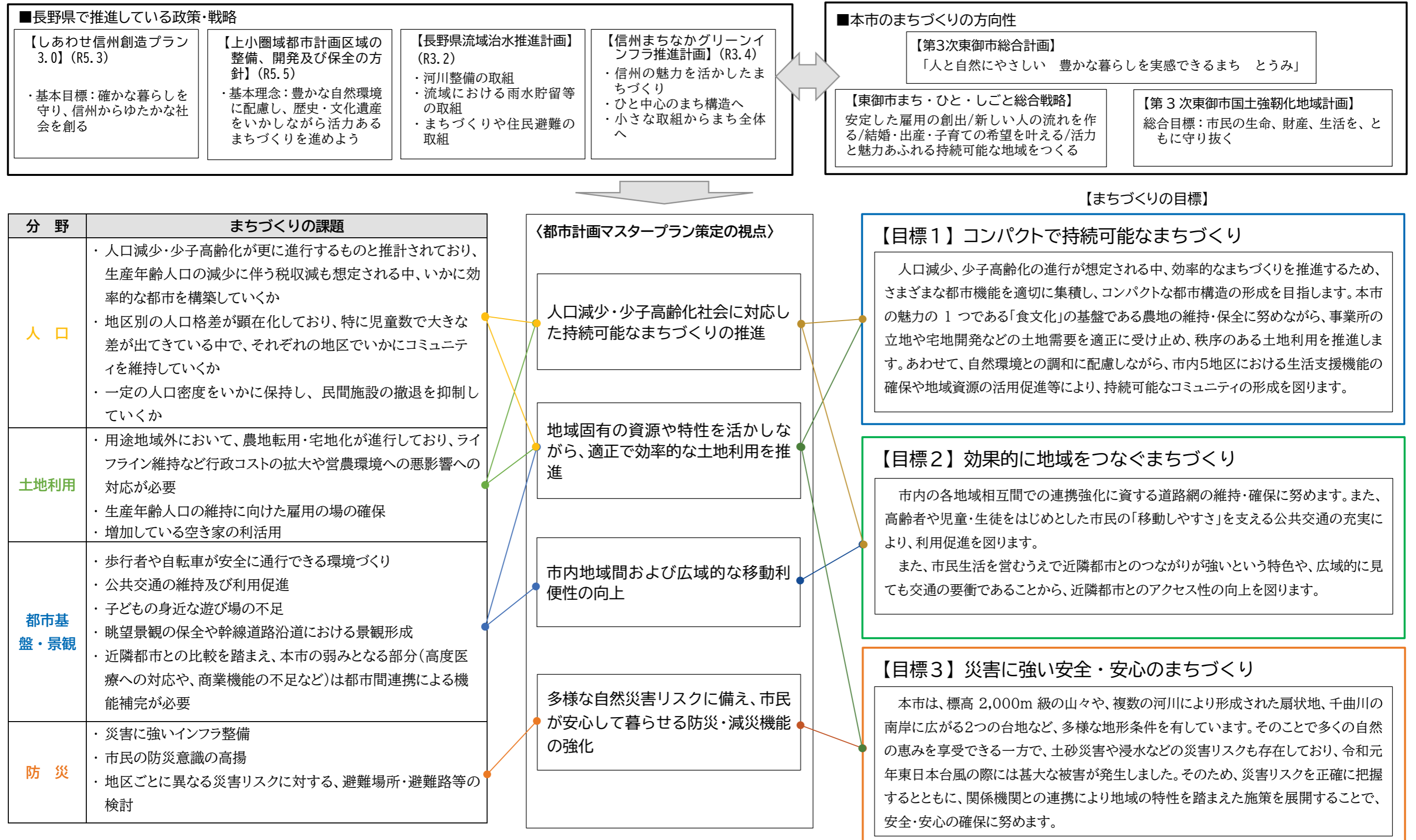
〈将来像〉

人と自然にやさしい

豊かな暮らしを実感できるまち とうみ

1-3 まちづくりの目標

長野県及び本市の関連計画や、前述の課題を踏まえ、将来像の実現に向けたまちづくりの目標を以下に示します。



1-4 人口フレーム

東御市人口ビジョン第3版では、人口動態や合計特殊出生率の推移を踏まえ、人口の将来展望が以下のとおり設定されています。

将来展望：2060年に26,000人程度の人口を確保

本計画においても上記の考え方を踏まえ、計画の目標年度（令和28年度（2046年度））における人口を概ね27,000人と想定します。

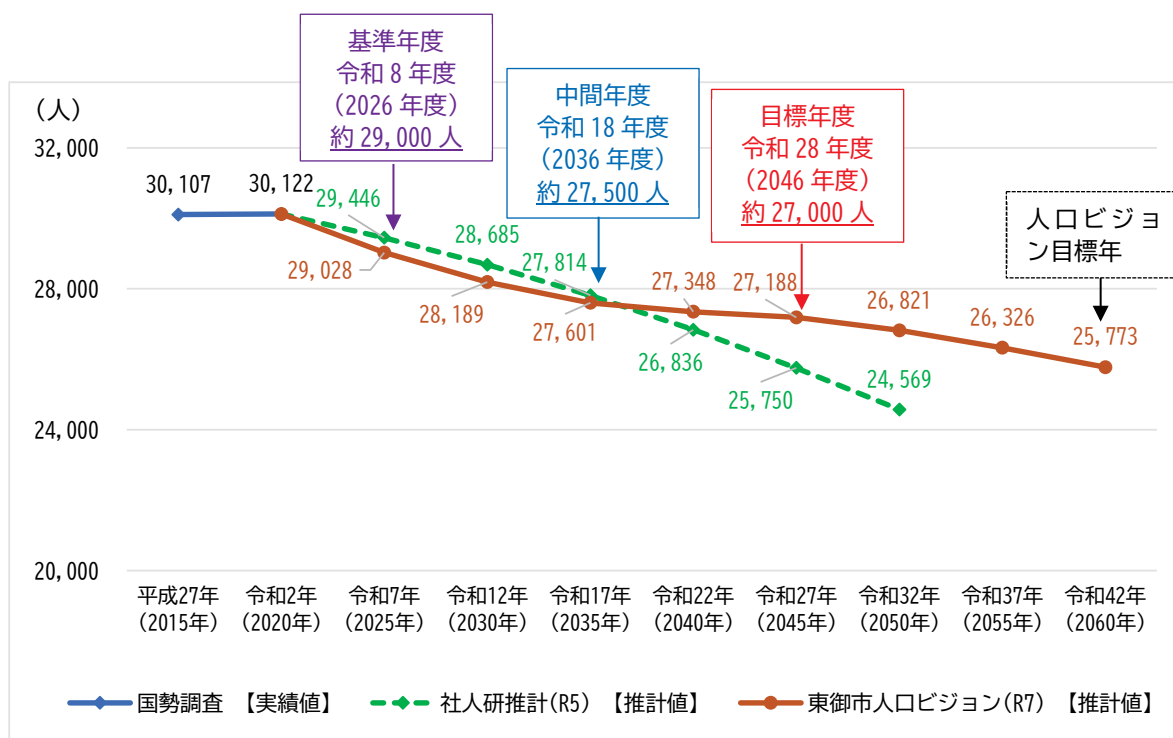


図 人口フレームの設定

資料：東御市人口ビジョン第3版（令和7年（2025年）3月）、国勢調査（総務省統計局）

日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

2 将来都市構造

2-1 将来都市構造の基本的な考え方

将来の都市構造は、森林、河川等の恵まれた自然環境との調和を重視し、自然と市街地との連続性に配慮したまちづくりを図るため以下の観点から設定します。

(1) コンパクトな都市構造

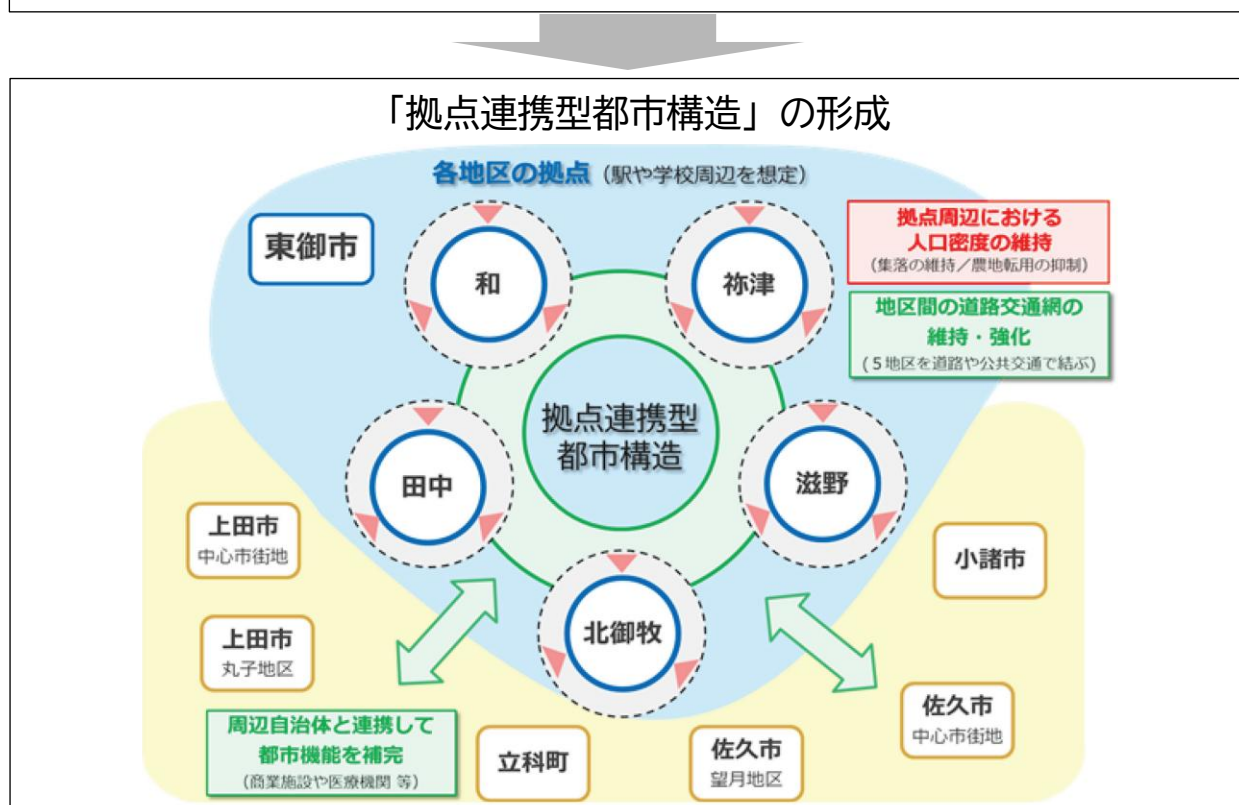
今後、更なる人口減少・少子高齢化社会の進行が見込まれる中であっても、持続可能な市政運営を行うためには、よりコンパクトな市街地形成や集落地の配置を検討するとともに、公共施設の再編や統廃合などによる効率化を図る必要があります。併せて、都市環境の創造や、景観・生産環境の保全等に配慮しながら、各地域における暮らしを維持していくために自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図ることが求められます。

(2) 地域をつなぐ都市構造

高速道路等の広域的な交通網を活かした都市構造を目指すとともに、市民生活を支える市内交通の充実を図ることが重要です。公共交通や幹線道路により拠点間を効率的につなぎ、市街地の求心性と各拠点との連携を強化する必要があります。また、新たな広域道路整備計画等を踏まえつつ、市全体として効率的な道路網を構築していくことが求められます。

(3) 災害に強い都市構造

豊かな自然環境を有する本市は災害リスクに対応した安全なまちづくりが不可欠です。行政施設、福祉施設、住宅地・商業地・工業地、観光・レクリエーション施設などの立地や整備に際しては防災性を十分に考慮し、災害に強い土地利用を進めるとともに、防災インフラの強化等を通じて、市民が安心して暮らせる都市基盤を形成することが求められます。



2-2 将来都市構造

将来都市構造とは、まち全体の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものであり、「ゾーン」、「拠点」、「軸」の3つの要素で構成します。

将来都市構造		目指すべき将来の都市の姿を概念的に表すもの
ゾーン	自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまりを「面」で概念的に表すもの	
拠点	特徴的な都市機能等の集積地や、将来のまちづくりの核となる地区を「点」で概念的に表すもの	
軸	人の移動や交流の流れの方向を「線」で概念的に表すもの	

(1) ゾーン配置方針

ゾーン	配置方針		
市街地ゾーン	<p>現行の用途地域及びその周辺の一部を「市街地ゾーン」として位置づけます。</p> <p>市街地ゾーンでは、住宅市街地や商業地、工業地が集積されており、今後とも効率的な土地利用を推進します。</p> <p>また、用途地域の外周部において、虫食的に宅地化が進行している場所が見られることから、適正な規制誘導方策を検討します。</p> <p>和地区の上田市境では国道18号上田バイパス事業が実施されていることから供用後の整備効果を活かし、地域の活性化に資する土地利用の推進を目指します。</p> <table border="1" data-bbox="794 1263 1455 1541"> <thead> <tr> <th>含まれる拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点 ・複合拠点 ・交流拠点（海野宿、東御中央公園） ・産業・業務拠点（羽毛田工業団地、大石沢工業団地） ・地域拠点（滋野地区） </td> </tr> </tbody> </table>	含まれる拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点 ・複合拠点 ・交流拠点（海野宿、東御中央公園） ・産業・業務拠点（羽毛田工業団地、大石沢工業団地） ・地域拠点（滋野地区）
含まれる拠点			
<ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点 ・複合拠点 ・交流拠点（海野宿、東御中央公園） ・産業・業務拠点（羽毛田工業団地、大石沢工業団地） ・地域拠点（滋野地区） 			
田園集落ゾーン	<p>用途地域の外周部等で、農地及び集落地が広がる一帯を「田園集落ゾーン」として位置づけます。</p> <p>田園集落ゾーンに広く分布する優良農地は、本市の食文化を支える重要な生産基盤となっているほか、環境共生や防災、景観など多面的な機能を有しており、今後とも適正な維持・活用を図ります。</p> <p>また、集落地においては、良好な生活環境の維持・向上を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="794 1832 1455 2042"> <thead> <tr> <th>含まれる拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点（芸術むら公園、御堂地区、道の駅雷電くるみの里） ・産業・業務拠点（上川原工業団地、羽毛山工業団地） ・地域拠点（祢津地区、和地区、北御牧地区） </td> </tr> </tbody> </table>	含まれる拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点（芸術むら公園、御堂地区、道の駅雷電くるみの里） ・産業・業務拠点（上川原工業団地、羽毛山工業団地） ・地域拠点（祢津地区、和地区、北御牧地区）
含まれる拠点			
<ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点（芸術むら公園、御堂地区、道の駅雷電くるみの里） ・産業・業務拠点（上川原工業団地、羽毛山工業団地） ・地域拠点（祢津地区、和地区、北御牧地区） 			

ゾーン	配置方針
森林ゾーン	<p>北部の上信越高原国立公園を含むまとまりある森林や千曲川左岸段丘崖の森林部を「森林ゾーン」として位置づけます。</p> <p>広大な森林は水源かん養や災害防止等の公益的な機能を有するとともに、市民の生活にやすらぎを与えてくれる市民共有の財産となっています。また、湯の丸高原や御牧原台地などの優れた景観を有していることから、将来にわたって自然環境の保全・活用を図ります。</p>
	含まれる拠点
	・交流拠点（湯の丸高原）

（２）拠点の配置方針

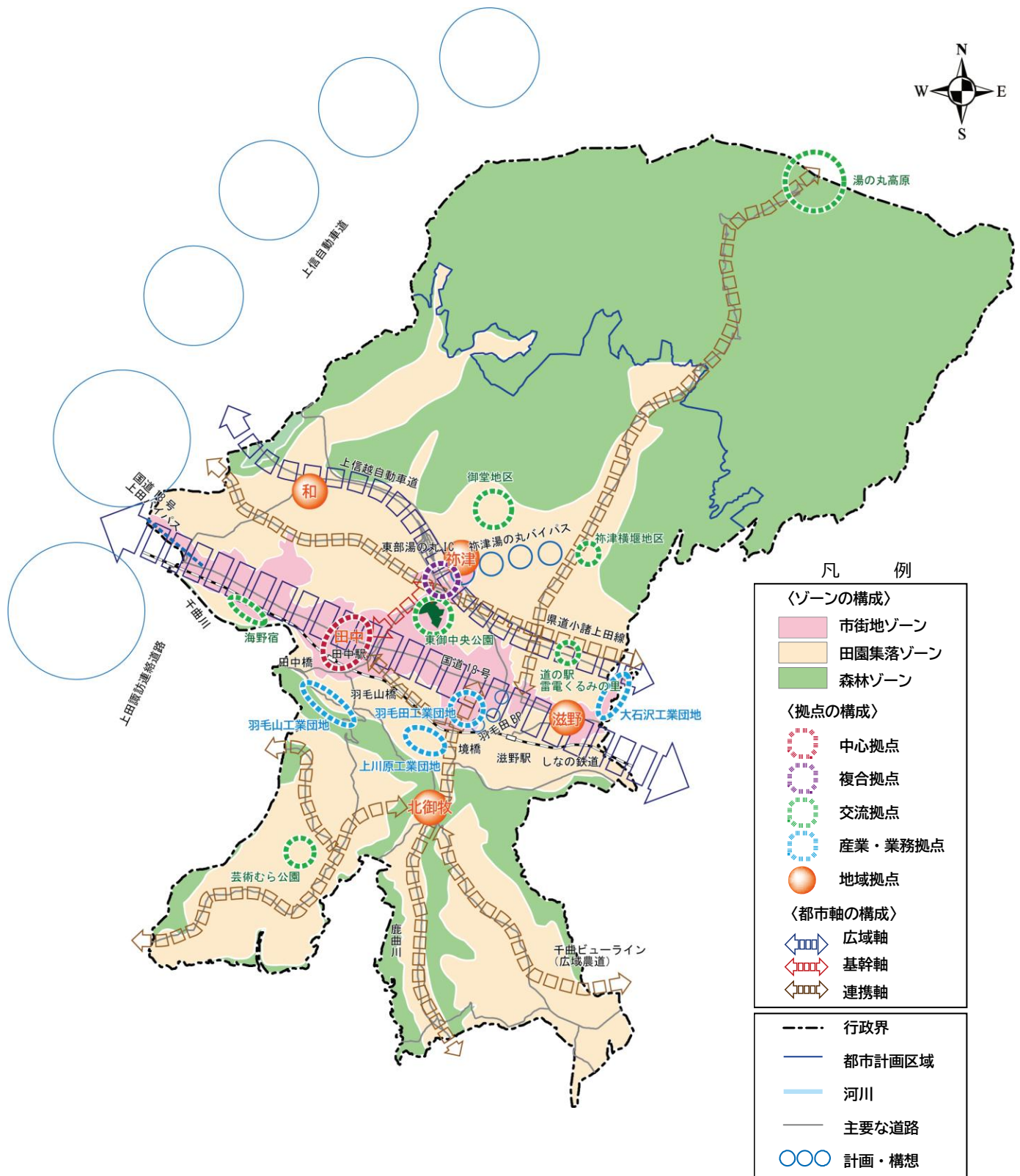
拠点	配置方針
中心拠点	<p>市役所、中央公民館、東御清翔高校、しなの鉄道田中駅など、市の基幹的な施設や各種商店などが集積する一帯を「中心拠点」と位置づけます。</p> <p>今後とも、市の顔として、魅力ある都市空間の形成を図ることで活力・賑わいの創出に努めます。</p>
複合拠点	<p>インター流通団地を「複合拠点」と位置づけます。流通業務系事業所の他、商業施設や福祉施設が立地しており、市民生活において重要な拠点となっています。今後とも機能の維持や利便性向上を図ります。</p>
交流拠点	<p>海野宿、湯の丸高原、芸術むら公園、東御中央公園、御堂地区、道の駅雷電くるみの里を「交流拠点」と位置づけます。</p> <p>交流拠点は、市民はもとより市外からも多くの方が訪れることが見込まれています。今後とも、多くの交流が生まれる観光や憩いの場としてとして、更なる魅力づくりに努めます。</p> <p>また、祢津横堰地区における宿泊交流拠点の整備については、地域資源を活かした市内外の方が交流できる観光の拠点となる施設を目指します。</p>
産業・業務拠点	<p>羽毛田工業団地、大石沢工業団地、上川原工業団地、羽毛山工業団地を「産業・業務拠点」と位置づけます。</p> <p>多くの流通・業務系事業所や工場が立地しており、本市の経済活動を支える活力の源となっています。今後とも企業の立地需要に対応していくために、拠点周辺部を含め基盤整備や操業環境の維持に努めます。</p>
地域拠点	<p>滋野地区、和地区、祢津地区、北御牧地区の小学校や公民館の周辺を「地域拠点」と位置づけます。集落地においては、将来においてもコミュニティの維持を図るため、生活利便機能の維持を図ります。</p>

(3) 軸の配置方針

軸	配置方針
広域軸	<p>首都圏及び北陸地方を結ぶ上信越自動車及び、国道 18 号、しなの鉄道を「広域軸」として位置づけ、広域連携機能の強化を図ります。</p> <p>また、高規格道路の上信自動車道と高規格道路構想路線 上田諏訪連絡道路の早期実現を促進します。</p>
基幹軸	<p>中心拠点と東部湯の丸インターチェンジを結ぶ県道丸子東部インター線（(都)常田東町線）沿道やその周辺部を「基幹軸」と位置づけます。東御中央公園や文化会館、東部中学校、東御市民病院など基幹的な施設が立地しており、今後ともこれら機能の維持に努めるとともに、更なる魅力向上を図ります。</p>
連携軸	<p>市内の各拠点や各地域間を結ぶ主要な県道等を「連携軸」として位置づけ、地域間連携に向けた道路網の構築を図ります。</p> <p>また、構想路線である沓津湯の丸バイパスの早期実現を促進します。</p>

(4) 将来都市構造図

前述の「ゾーン」、「拠点」、「軸」の配置方針を踏まえて、目指すべき将来の都市の姿を描く「将来都市構造図」を以下に示します。



将来都市構造図

3 分野別の整備方針

3-1 土地利用

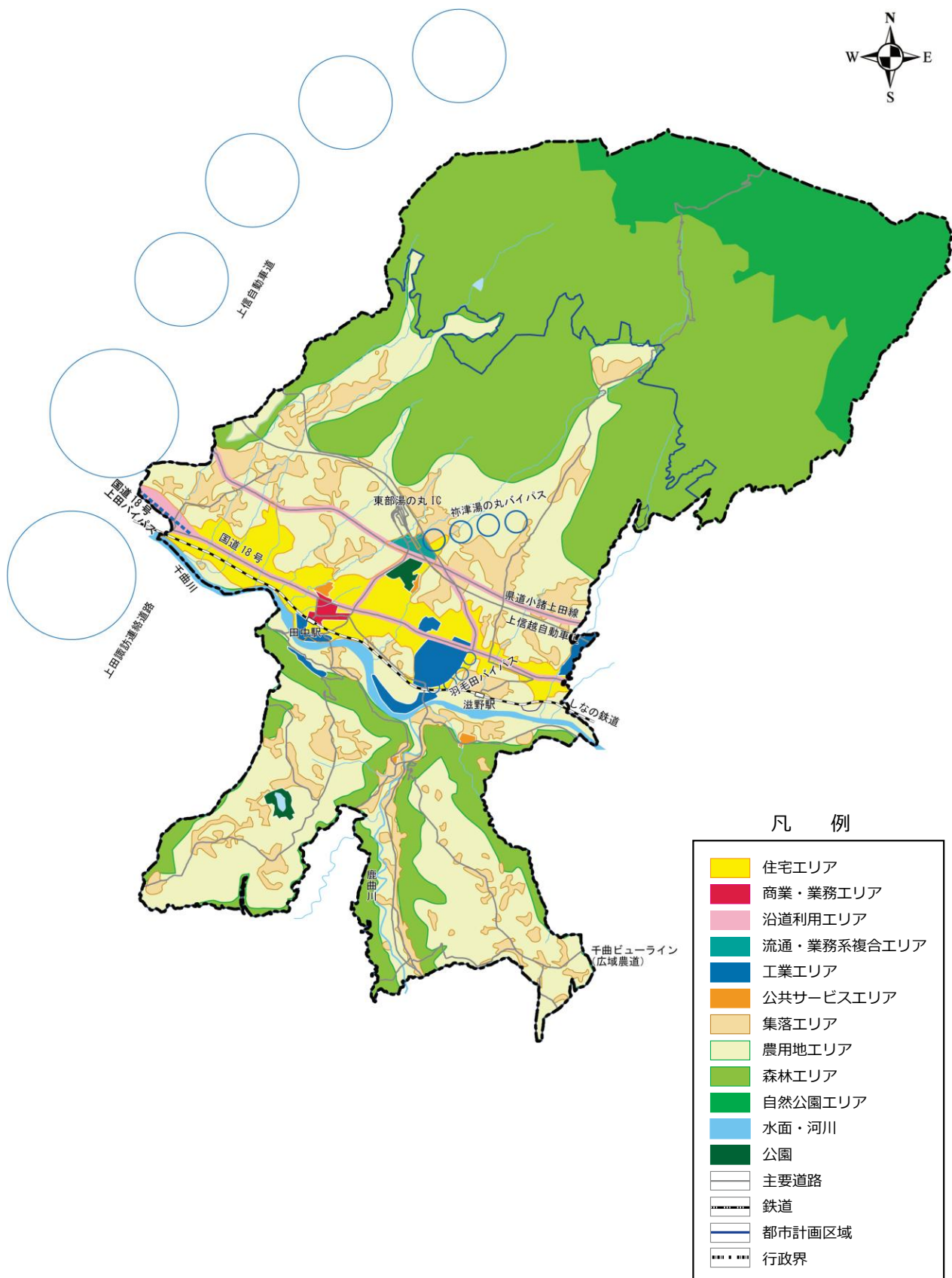
(1) 土地の利用区分と配置方針

将来都市構造において設定した「ゾーン」を機能や使用用途に応じた「エリア」で整理し、それぞれの配置方針を以下に示します。

土地利用区分		配置方針
市街地 ゾーン	住宅エリア	<p>戸建て住宅を中心とした低層系住宅地では、ゆとりのある居住環境の形成を図ります。</p> <p>その他の住宅地では、生活基盤の整備を図るとともに、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。</p> <p>増加傾向にある空き家については、空き家バンクを通じた活用促進を図ります。</p> <p>現行の用途地域において、土地利用の変化に伴う境界不明瞭箇所や、縁辺部の居住集積地及び東部地区小学校給食センター建設予定地周辺では、必要に応じて用途地域の見直しを行い、住宅地の適切な配置及び誘導を推進します。</p>
	公共サービス エリア	<p>市役所周辺については、基幹的な公共施設が立地しており、これらの機能維持に努めるとともに、東御市公共施設等総合管理計画における考え方を踏まえながら、施設の統廃合による機能の複合化についても検討し、市民生活の利便性向上を目指します。</p> <p>東御中央公園東側には東御市民病院等の医療・福祉機能が集積しており、今後とも機能の維持・向上を図るとともに、用途地域及び都市機能誘導区域の追加指定を検討します。</p>

	商業・業務エリア	<p>田中駅、田中商店街周辺では、商業・業務機能等の集積を図るとともに、空き店舗の有効活用等による魅力向上や、ウォーカブルなまちづくり（歩いて楽しいまちなか空間の形成）などの推進により、交流の場として賑わいの創出を目指します。</p> <p>また、駐車場の適正配置により、周遊性の確保に努めます。</p>
	沿道利用エリア	<p>国道 18 号等の幹線道路沿道においては、商業・業務、サービス機能及び自動車関連施設等の集積を図るとともに、交通の利便性の高い土地利用を図ります。</p> <p>上田市境の西深井周辺は、国道 18 号上田バイパスや上信自動車道、上田諏訪連絡道路など、地域高規格道路の整備計画や整備構想があり、これら道路の整備の効果を活かしていくための効率的な土地利用を検討していきます。</p>
	流通・業務系複合エリア	<p>インター流通団地周辺は、多様な交流の玄関口であるとともに、流通業務施設や商業・サービス施設等が集積し、市民生活において重要なエリアとなっていることから、今後とも機能の維持や利便性向上を図ります。</p>
	工業エリア	<p>既存の工業団地については、周辺環境との調和に配慮し、良好な操業環境の維持・形成に努めます。</p> <p>また、本市の利便性の高い立地特性により、新たな産業用地の需要が発生することも想定されることから、工業用地周辺土地の利活用も視野に入れながら、災害リスク及び環境保全、公害防止に配慮しつつ、職住近接による地域の活性化を目指した土地の有効活用を図ります。</p>
田園 集落 ゾーン	公共サービスエリア	<p>北御牧公民館周辺には子育て支援センターなど、地域の暮らしを支える機能が集積しており、今後ともこれら機能の維持を図ります。</p> <p>みまき温泉診療所周辺は、高齢化社会に対応した医療・福祉施設等、福祉の中心的役割を担っていることから、施設の適切な維持管理により、機能維持を図ります。</p>

	集落エリア	<p>それぞれの地域の自然や歴史などの特性を生かしながら、周辺環境と調和した個性ある集落環境の維持を図ります。</p> <p>地域の中心部においては、小学校や公民館など地域の生活を支える施設が集積しており、今後とも、これら機能の維持を図ります。</p> <p>また、移住・定住などの新たな居住ニーズへの対応については、東御市空き家バンクと連携した空き家の活用促進を優先的に検討するものとし、宅地化にあたっては既存集落のまとまりに配慮しながら、コミュニティの維持に努めます。</p>
	農用地エリア	<p>農用地は、本市特有の食文化や食料生産を支える基盤となっています。今後とも、持続可能な農業経営や農産物の安定した供給を果たすため、東御市地域計画（地域農業基盤強化促進計画）を踏まえながら、農地の集約化や流動化等の取組みを推進することにより、優良農地や田園景観の保全を図ります。</p> <p>また、農地のもつ多面的な機能を踏まえながら、遊休荒廃地の有効活用や都市住民との交流、農業を通じた他分野との連携を創出するなど、農業地域の活性化を促進します。</p>
森林ゾーン	森林エリア	<p>北部の広大な山林及び南部の段丘崖の森林部は、森林の持つ市土保全、水源かん養等公益的機能と観光資源や憩いの場としての多面的機能を考慮しながら、良好な都市環境を形成する緑地として維持・保全を図ります。あわせて、広域的な連携や交流を推進し、森林管理の仕組みの再構築を図ります。</p>
	自然公園エリア	<p>湯の丸高原を含む上信越高原国立公園周辺は、自然環境を活用して人と自然がふれあい、共生する山岳観光拠点となっています。また、湯の丸高原スポーツ交流施設も立地しており、自然やスポーツを通じて多くの交流機会が生まれる場となっています。今後とも、周辺環境に配慮しながら施設の維持・更新を図ります。</p>



土地利用方針図

3-2 道路・交通

(1) 広域道路網の形成

上信越自動車道、国道18号、国道18号上田バイパスを広域的な交流の拡大を図る広域幹線道路と位置づけ、都市圏域間の交流の円滑化を図ります。

新たな広域幹線道路として、群馬県、諏訪広域圏などとの交流の拡大を担うとともに、広域道路網の形成を図るため、上信自動車道及び上田諏訪連絡道路の整備を促進します。

(2) 都市活動を円滑に行える道路網の整備

各地域を結ぶ主な市道については、地域間の連絡性の機能強化を図るとともに、道路ストック総点検結果に基づき、道路の整備を推進します。

関係機関との連携により、祢津湯の丸バイパス、羽毛田バイパスの整備促進を図ります。

千曲川に架かる境橋については、災害時には緊急輸送道路として重要な役割を担う路線であることから、長野県橋梁長寿命化修繕計画に基づく改良事業の促進を図ります。その他の橋梁についても長野県・東御市それぞれの橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な点検や修繕等の推進により、安全性の確保を図ります。

集落内の道路や歩行系道路などの生活道路は、快適で安全な生活を確保するため、交通安全プログラムに基づき、通学路をはじめとして狭あい道路の拡幅や交差点の改良、歩道の設置、街灯の設置などを推進します。

(3) 安全・快適で景観に配慮した交通環境の整備

商業・業務機能が集積している中心市街地においては、ウォークアブルなまちづくりや、歩行者の安全の確保と路上駐車抑制を目的として、需要に応じた駐車場の確保と既存駐車場の周知等により、まちなかへの滞留しやすさ及び交通環境の向上を図ります。

道の駅「雷電くるみの里」、道の駅「みまき」は、道路利用者の休憩所、観光ルートの情報発信ステーションとして機能を確保するとともに、地域との連携を図りながら交流の場としての活用を促進します。

道路整備にあたっては、街路樹や道路残地、沿道遊休地を活用したポケットパークなどの整備や沿道景観の向上に努めます。

また、田中駅を核とした中心市街地や住宅地、観光地を中心に、歩道や歩車共存道路の整備、バリアフリー化を進め、快適な歩行空間の形成や自転車が快適に通行できる環境整備を推進します。

(4) 都市計画道路の見直し

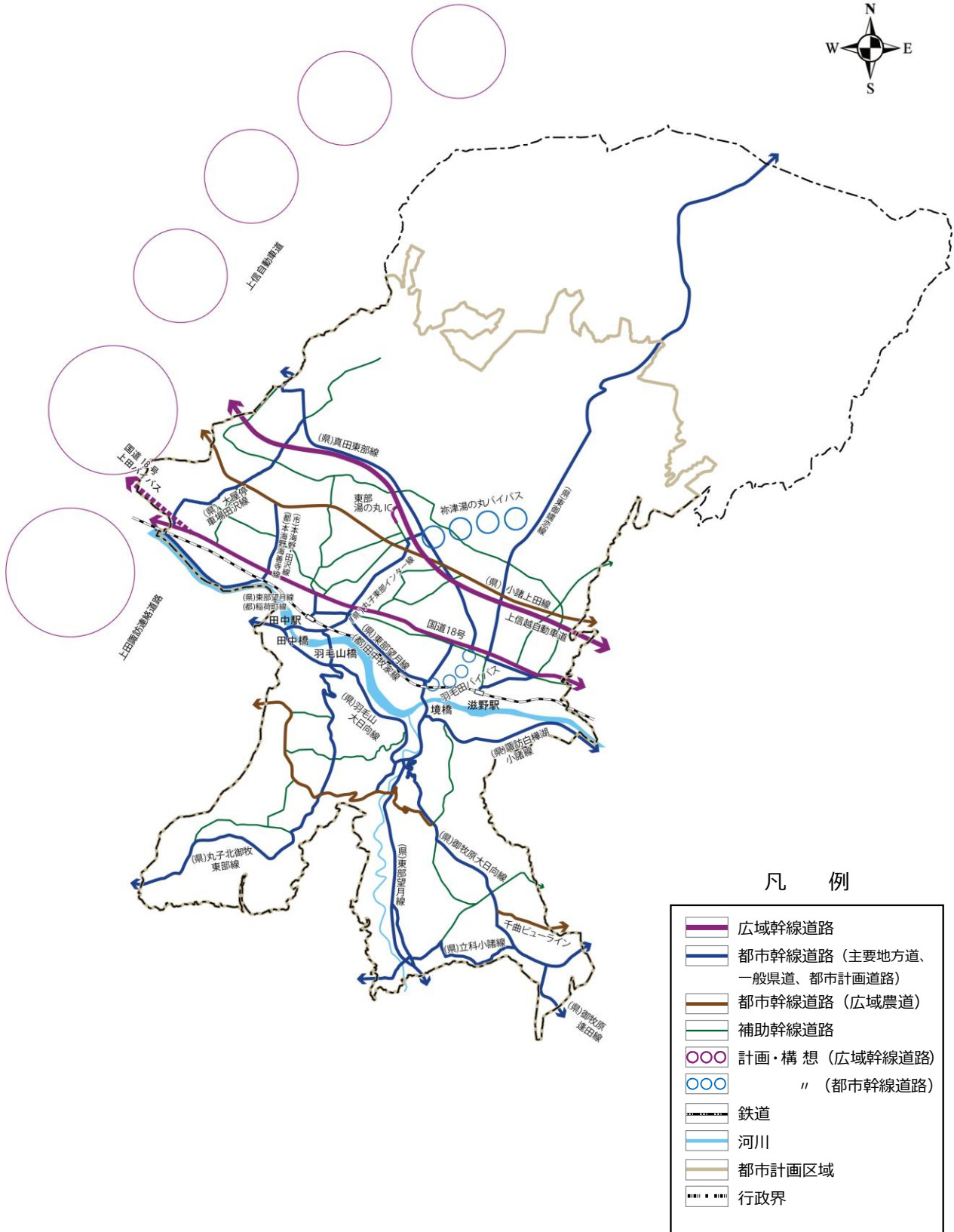
都市計画道路については、今後の都市構造の形成に資する道路網のあり方や路線が持つべき機能、また整備の実現性や必要性などを踏まえ、都市計画道路の見直し方針に基づき、変更や廃止手続きを行い、都市幹線道路と結ぶ都市計画道路の整備を図るとともに、引続き社会情勢の変化や土地利用の動向等に応じた見直しを行い、機能的な都市活動の確保を図ります。

(5) 公共交通の利便性の向上

しなの鉄道田中駅では、駅の南北に駅前広場が整備されており、交通結節機能を有しています。今後とも鉄道利用者の利便性向上や適切な維持管理などにより、利用増進を図るとともに、運行形態の改善やバリアフリー化の促進に向けて関係機関と協議・調整を進めます。

しなの鉄道滋野駅については、地区の生活を支える駅として、地域や関係機関との協働により駐輪場やパークアンドライド駐車場、送迎スペース確保等の機能充実を図ります。

市民の移動を支えるバス路線については、定時定路線バスとデマンドバス（とうみレッツ号）が運行されています。今後は、少子高齢化の進行に伴う利用者ニーズにも柔軟に対応しながら、東御市地域公共交通計画に基づく各種施策の推進により、機能維持・向上を図ります。



道路・交通整備方針図

3-3 都市環境・景観

(1) 地域の特性を生かした景観づくり

① 良好な自然景観・田園の保全・活用

浅間山麓の山並みは、市を象徴する重要な景観要素となっています。この山並み景観の眺望点においては、長野県景観条例及び本市の基準等に基づいた建築物の規制・誘導により眺望景観の保全・活用を図り、良好な都市景観を創出します。

南部にある段丘崖やその森林は独特の景観を形成しているとともに、段丘上の田園と調和して景観を形成しています。これら段丘崖の森林景観は景観要素として保全・活用を図ります。

市街地周辺、南部の段丘上の台地を中心とした広がりのある田園や、中小河川や点在するため池など、農村生活が生み出した郷土の景観を保全・活用します。

また、集落においては周辺の自然環境との融和を図り、ゆとりある景観の創出に努めます。

② 特徴のある市街地の景観づくり

海野宿は、重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、さらに「歴史かおるまち海野宿景観形成住民協定」も締結され、官民が連携しながら歴史風情のある街並みが形成されています。今後も、歴史的街並みの保全と活用により、訪れる人々にうるおいとやすらぎを与える交流の場として景観づくりを進めます。

中心市街地の田中商店街では「～愛着街たなか～うるおいのある美しいまちづくり協定」が締結され、良好な街並み景観づくりに取り組んでいます。今後とも、市民と民間企業、行政等との連携を図りながら、駅前広場から田中商店街を一体とした、市民に親しみやすい魅力ある景観づくりを進めます。

住宅市街地には樹林や樹木、斜面緑地等の自然の緑が点在しています。これらの緑は景観要素として、適切な維持管理に努めます。また、旧街道筋などの歴史的遺産を保全し、特徴ある郷土景観として活用を図り、市民生活にうるおいを与える市街地景観の形成に努めます。

③ 魅力ある水辺景観づくり

市内を流れる千曲川やその他の中小河川については、流路の確保や河川周辺の土地利用に配慮しながら、市民にうるおいとやすらぎを与える親水空間を創出するものとして水辺景観の保全に努めます。

④ 沿道景観づくり

県道丸子東部インター線（(都)常田・東町線）や、県道小諸上田線や市道浦久保山崎線（千曲ビューライン）などの幹線道路沿道については、沿道景観の維持管理に努めます。また、舗装の素材や色の検討などを通して周辺環境を良好に演出する道路整備を進め、地域の特色ある景観を創出します。

⑤ 市民と行政が協働してつくる街並み形成

市民が、地元に着愛を持てる景観形成を図るため、「東御市景観を考える会」の活動を支援するなど、市民と行政が協働して景観づくりを進めます。

良好な景観づくりを進めるため、地域ぐるみの景観形成活動の誘導・支援を行うとともに、住民協定、建築協定、緑化協定、地区計画等の活用を検討します。また、市民の自主的な街並み形成活動についても引き続き支援していきます。

(2) 暮らしやすさに配慮した都市環境づくり

① 「ゼロカーボンシティとうみ」の推進

本市では自然豊かな市を将来世代に残すため、2050年までの『ゼロカーボンシティとうみ』の実現を目指しています。

第2次東御市地球温暖化対策推進計画では、「東御市を地球に優しいまちにしていくこととともに、市民がライフスタイルを見直し、家族や地域のつながりを深め、未来に誇るべき住みよい故郷をともにつくりあげていくこと」を目的として、再生可能エネルギーの利用促進（太陽光発電の普及促進等）、脱炭素に向けた地球環境整備（デマンド交通の利用促進、里山・森林の保全と活用、市内緑化の推進等）、循環型社会の構築（ごみの減量、分別、再資源化の推進等）の施策が掲げられています。豊かな環境を次世代に継承していくため、まちづくり関連の施策について展開し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

グリーンインフラについては、公共施設の緑化や、駐車場における緑化舗装、水辺空間の創出等を推進します。

② 供給・処理施設の適切な運用

ア) 上水道

将来的な水需要を踏まえながら、東御市水道事業ビジョンに掲げられている経営の基本方針である「暮らしの安心を支える上水道」に基づき、安全で安心な水の確保、強靱な水道施設の構築等を推進していきます。

イ) 下水道

本市の生活排水施設整備は、昭和56年の農業集落排水事業から始まり、公共下水道、特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラント、大型合併浄化槽と、地域にあった事業を導入し、整備を進めてきました。今後は、東御市公共下水道全体計画等に基づき、人口減少社会の進行を見据えた施設の統廃合や、下水道施設の耐震性の向上、浸水対策を推進します。

ウ) ごみ処理場施設

上田市、東御市、長和町、坂城町、青木村で構成する上田地域広域連合が令和2年度に策定した第4次ごみ処理広域化計画（令和7年度改定）に基づき、中間処理の統合クリーンセンター（資源循環型施設）、最終処分場の整備を推進します。新施設が整備されるまでは、東部クリーンセンター等の維持管理、保守点検及び修繕により機能の維持を図ります。

③ 効率的な公共施設の管理・運営

公共施設については、東御市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画に基づき、将来の見通しや目標を明らかにしたうえで老朽化対策、適切な維持管理・修繕の実施及びトータルコストの縮減・平準化を図ります。また、市民サービスを維持するため、市民ニーズを把握しながら施設の集約化や複合化についても検討を進めます。

④ 福祉環境の整備

歩行者空間のバリアフリー化とともに、案内標識・点字ブロック・ベンチの設置等により、高齢者や障がい者等にやさしい歩行者空間の整備を推進します。また、民間の住宅におけるバリアフリー化、公営住宅での福祉型住宅の整備などを進めるため、高齢者や障がい者等にやさしい住まいづくりの支援・誘導を推進します。

高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、在宅サービスの充実など状況に応じた施設整備を推進します。なお、福祉サービス施設等の公共施設や多くの人が利用する施設では、誰もが利用しやすい施設（ユニバーサルデザイン）となるように整備・充実を図ります。

3-4 防災・減災

(1) 防災機能の強化

① 緊急輸送道路・避難場所等の整備

災害時における市民の安全を確保するため、緊急輸送道路の機能強化を図ります。本市では、令和元年東日本台風の際に千曲川に架かる橋梁等が被災し、北御牧地区が孤立してしまった経緯もあります。そのため、災害時における新たなアクセスルートについても検討します。

また、市内に分布する緊急避難場所について、使用できる災害種別の認知度向上や適正な配置を図るとともに、施設の長寿命化を行い機能の確保に努めます。また、緊急避難所への避難路についても、点検等の実施による安全性の確保を図ります。

② 浸水リスクへの対応

本市において、これまで最も大きな被害が発生したのは、1742年（寛保2年）の戌の満水とされています。その後、砂防堰堤設置などの治山・治水事業を進めてきたことで、暮らしの安全性は向上してきました。しかし、千曲川、鹿曲川及び所沢川などの中小河川沿岸において、浸水リスクが高いエリアが分布しています。そのため、河川における支障木の伐採等による流路の確保や護岸整備を図るとともに、長野県流域治水推進計画に基づいた治水対策の推進に協力し、地域の防災安全性の向上を図ります。

③ 土砂災害リスクへの対応

自然災害等による安全の確保のため、水系ごとの治山・治水施設等の整備や各種防災施設の整備充実を図ります。

低廉な土地を求めて急傾斜地や地滑り危険箇所等、必ずしも適正とは思われない地域への宅地造成等の開発が進行する恐れがあることから、災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域図や関係法令等に基づき指導するなど土地利用との適合性を図ります。また、農業用ため池については、定期的な点検等を実施し、災害耐性向上に努めます。

④ 市街地における防災・減災対策の推進

市街地の安全性の向上を図るため、道路・歩道等の拡幅改良や公園等オープンスペースの確保やグリーンインフラの導入等を行い、防災性の向上に配慮した計画的な市街地整備を推進します。また、各事業者と連携しながら、生活インフラの維持及び被災時における早期復旧体制の構築を目指します。

商業地や木造建築物が密集している地区などは災害時の被害の拡大が予測されることから、建築物の耐震化や危険なブロック塀除去、建築物及び地域の不燃化を進めます。

(2) 地域防災体制づくり

① 防災・減災に関する情報発信

土砂災害・洪水ハザードマップの更なる周知を図るとともに、過去の災害履歴についても地区内で共有を図ります。また、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成支援等を行い、住民の防災意識の醸成を図ります。さらに、住民へ迅速できめ細かな情報を伝達するため、情報提供の多重化や防災ラジオの普及などを推進します。

② 地域防災力の向上

地域防災体制と消防防災施設の充実を図るとともに、近隣市町村などとの協力体制の強化により、被災時に迅速に対応できる体制を強化、確立します。

また、企業等との連携による消防団の担い手確保や、災害協定の締結、定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。

平常時はもとより災害時等の緊急時においても地域で互いに支え合う仕組みづくりや、支え合い台帳等の作成支援など、地域における福祉のまちづくり活動の普及・啓発の推進を図ります。

第4章 東御市緑の基本計画

1 緑地の保全及び緑化の目標

1-1 緑地の確保目標水準

現在、本市の緑被地面積の割合は、都市計画区域内で 73.2%、用途地域内で 22.7%となっています。目標年（令和 28 年（2046 年））においても現在の水準の維持に努めます。

緑被地の目標

	区域面積 (ha)	現況		目標（令和28年）	
		緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)
用途地域指定地内	684.0	155.4	22.7	155.4	22.7
都市計画区域内	7,441.8	5,447.7	73.2	5,447.7	73.2

※現況値は令和6年度東御市都市計画基礎調査による

1-2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本市の都市公園は、10 か所、20.91ha が整備されており、人口一人当たりの公園面積は 6.94 m²/人となっています。

長野県及び東御市都市公園条例の標準では 10 m²/人以上とされており、目標の達成に向けて、都市公園の確保を検討するとともに、都市公園以外の公園や、空地を活用したポケットパークなどを地域との協働により整備し、住民が身近に利用できる公園やオープンスペースを確保していきます。

都市公園等の目標

	現況			目標（令和28年）	
	面積 (ha)	人口 (人)	人口一人当たりの 公園面積(m ² /人)	人口 (人)	人口一人当たりの 公園面積(m ² /人)
都市公園	20.91	30,122	6.94m ² /人	27,000	10.0m ² /人

※面積の現況値は令和6年度東御市都市計画基礎調査による

※人口現況値は令和2年国勢調査人口、目標値は東御市人口ビジョン

2 緑地の保全及び緑化の推進の方針

2-1 緑の基本方針

(1) 自然環境の保全（緑をまもる）

身近に存在する樹林等の保全に努め、“生態系”を常に重視し、多様な生物が生息する空間としてのみどりを確保し、自然環境は市民の貴重な財産として保全します。

(2) 水と緑の環境づくりと緑地空間の創出（緑をそだてつなげる）

自然環境の活用・整備、公園緑地の整備による緑地空間の創出を図り、水とみどりを身近に親しめるような環境づくりを推進していきます。また、点在するみどりをつなげ、自然との共生を図ります。

(3) 身近なみどりを活用した緑地空間の創出（緑をすすめる）

公園や道路、公共施設をはじめ、民間の工場や事業所等へ緑化推進運動を展開するとともに、街角を花やみどりで修景するなど地域ぐるみの運動を進め、うるおいのある都市環境の整備を図ります。

2-2 系統別緑地の配置方針

(1) 環境保全系統の配置方針

① 保全すべき自然環境としての緑地

北部山林地域や御牧原台地や八重原台地の縁辺部は適正な森林整備を行い、市民の貴重な財産として保全に努めます。千曲川の河畔林は、多様な生態系の維持・保全を前提としつつ、有効活用を図ります。

② 快適な生活環境としての緑地

快適な生活環境を保全・創出するため、公園施設の適切な維持管理により長寿命化を図ります。また、施設の維持管理に当たっては、市民団体との連携強化を図ります。

③ 自然と共存するための緑地

緑地や水辺の連続性を確保することにより、多様な生物が生息する環境の保全を図ります。本市には農業用のため池が多く存在し、環境保全の視点から多面的な活用を検討します。

(2) レクリエーション系統の配置方針

① 緑地の整備状況と一体的な形成

10か所の都市公園はすべて整備済みとなっているものの、都市計画区域人口一人当たりの公園面積の水準が低いことから、関係機関と連携を図りながら、新たな公園の確保を目指します。また、各施設が点在しているため、緑道や幹線道路の歩道などの一体的な形成を図ります。

地域住民の総合的な広域レクリエーションの拠点である東御中央公園や芸術むら公園の継続的な維持管理により、機能の維持に努めます。

② 自然との触れ合いの場

北部山林地帯を中心として適切な維持管理により、有効活用を図ります。また、千曲川をはじめとする主要な河川の河川敷などは、身近に河川環境と触れ合える場であるため、有効活用を図っていきます。

(3) 防災システムの配置方針

① 避難地としての緑地

緑地は延焼防止や避難地としても有効であるため、市街地を中心に緑の適正な配置やネットワークの構築を図ります。また、既存の公園において地震及び火災時の避難地となるよう、防災機能の確保に努めます。

② 過去の災害などの分布と緑地との関係

災害履歴や災害リスクの指定状況を踏まえながら、緑地が有する雨水貯留機能や斜面の安定性確保等の機能を活用するため、緑地の保全を図ります。

(4) 景観システムの配置方針

① 郷土の景観と緑地

遠景である浅間山、蓼科山の山並みや、北部山林地域や北御牧地区の斜面林などの豊かな自然景観を保全していきます。また、なだらかな斜面に広がる農地や樹林地は本市の特徴的な景観を形成しており、数多く点在するため池は、田園都市の象徴といえることから、景観資源として保全を図ります。千曲川と鹿曲川の浸食によってできた高く切り立つ断崖は、地域の特徴的な郷土景観として保全を図ります。

県道丸子東部インター線(グリーンパーク通り)は沿道景観の維持・形成を図っていきます。

2-3 総合的な緑地の配置方針

(1) 緑の拠点の配置

北部森林地域のまとまった森林、東御中央公園、芸術むら公園を「緑の拠点」と位置づけます。これらは本市のシンボリックな緑であり、自然環境の保全や身近に自然と触れ合える場として、機能の維持を図ります。

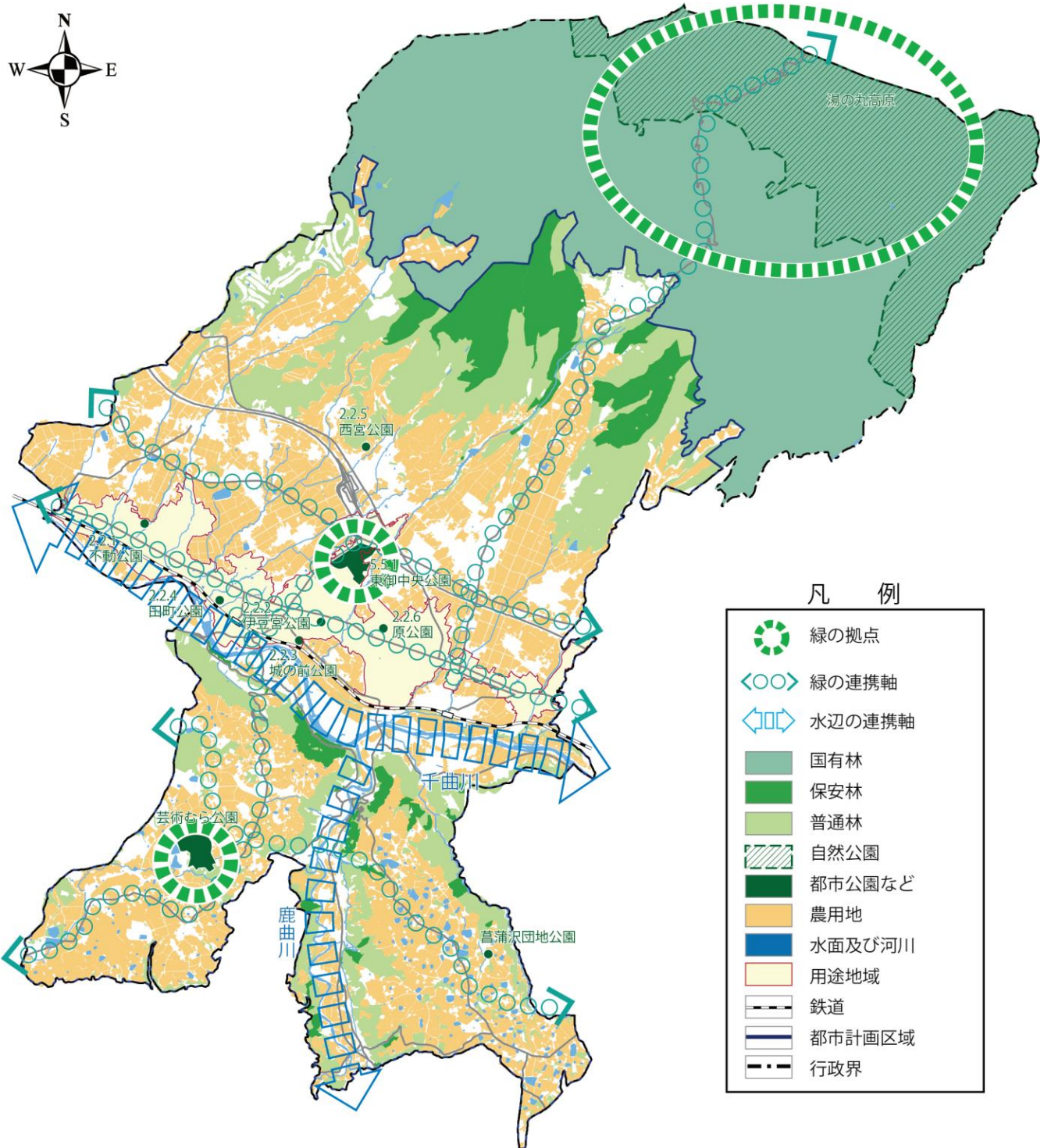
(2) 水と緑のネットワークの形成

「水辺の連携軸」として、千曲川、鹿曲川を位置づけます。これらは、市を代表する水辺空間であり、多様な生物の生息域としての環境を維持するとともに、治水計画とも調整を図りながら、市民が水辺に親しめる空間形成を図ります。

「緑の連携軸」として、県道丸子東部インター線(グリーンパーク通り)や国道18号、県道小諸上田線などの幹線道路を位置づけます。市内の主要な緑地や、農地や樹林地、公園などを街路樹などで結び、緑のネットワークを形成していきます。

(3) 都市計画公園等の配置

地域の実情に応じて、都市公園等を配置し、既存の施設を整備していきます。既成市街地では、歩いていくことのできる範囲を基準に残地等を活用しながらポケットパーク等を配置します。それ以外の地域については、社寺林、史跡などの公園的利用や地域と連携した空地の活用も視野に入れながら、利用しやすい公園づくりを目指していきます。



緑の配置方針図

3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

3-1 自然環境の保全（緑をまもる）

（1）森林の保全

都市環境の骨格を形成する浅間山麓を背景とした豊かな自然環境は、貴重な財産として計画的な保全を図るとともに、「東御市環境をよくする条例」などの森林に関する規制の運用により、生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら森林の管理を進めます。

（2）農業環境の保全

市街地周辺、南部の段丘上の台地に広がる農業環境は、農業生産に寄与しているほか、生活環境を創造するための重要な要素を持っています。このことから、農業振興と連動した観光的農業の育成・活用を図るとともに、貴重な自然環境として農用地の保全を図ります。

また、市街地を取り巻く農地や遊休地については、営農環境の保全に努めるとともに多面的機能の維持・保全を図ります。

（3）水域の環境保全

千曲川をはじめとする主要な河川は、長野県流域治水推進計画と整合を図りながら、水域の確保と親水空間の形成に努めます。

（4）市街地の緑地の保全

市街地には河川、水路及び社寺林や樹林地などが多数存在しています。これらの緑地は、市民にとって自然と触れ合える身近な空間であることから、環境資源として保全・活用を図ります。

（5）田園集落環境の保全

田園集落地は、農用地、森林などの豊富な自然環境の中に形成されており、社寺林や文化財に指定されている史跡・建造物などがあります。そのため、周辺の自然環境と調和した田園集落環境の保全と活用を図ります。

（6）動植物の生態系の保全

豊かな自然と調和したまちづくりに向けて、自然の生態系の保全を心がけるとともに、自然に対する関心を高めながら、身近な河川や里山・ため池の保全、稀少動植物の保護などを地域全体で取り組みます。

3-2 水と緑の環境づくりと緑地空間の創出（緑をそだてつなげる）

（1）自然環境の活用

豊富な自然環境を活用して多自然型の都市環境の創出を図ります。

（2）緑の拠点等の整備

東御中央公園、芸術むら公園は、周辺地域を含めた整備を推進することで、広域的な交流の拠点として、市民や訪れる人々にやすらぎとうるおいを与える、自然とふれあえる環境の形成を図ります。

県道丸子東部インター線（グリーンパーク通り）は、緑の連携軸として機能維持を図ります。

緑道として遊歩道の整備を図るとともに、中心市街地においては、千曲川の水辺環境を活かしながら緑道づくりを推進します。

都市機能の集積する商業地などには、市民との協働により、まちなかの交流の場としてポケットパークなど計画的な緑地空間の整備を推進します。

（3）水辺空間の創出

千曲川、鹿曲川などの河川については、水域の環境保全を図りながら水辺環境を活用した親水公園、遊歩道等の整備を進めるとともに、河川周辺にある樹林地等のみどりを活用した水辺空間の創出を図ります。また、ため池の水辺環境の活用も検討します。

（4）緑のつながりの形成

多様な自然環境の保全や緑豊かな居住環境を形成するため、緑地や公園、水辺空間、森林地帯などを結びつける沿道緑化、歩行空間の整備等による、緑のつながりの形成を図ります。

豊かな緑を次世代に引き継いでいくため、環境学習を推進するなど、広く市民に情報提供を行い、人と緑のつながりの形成を図ります。

3-3 身近な緑を活用した緑地空間の創出（緑をすすめる）

（1）公共施設の緑化の推進

公共施設は、緑化の先導的役割を担うものとして、グリーンインフラとしての機能も考慮しながら緑化の推進に努めます。

市民が日常的に利用する市役所や学校等は、緑化により快適性の向上を図るとともに、幹線道路沿線は、緑地帯の整備等により騒音や排出ガスの緩和に努めます。

また、都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理や補修等の整備を進めます。

(2) 民有地の緑化の推進

地域ぐるみの緑化活動を誘導・支援し、緑化に関する自主的なルールづくりとともに、市民と行政の合意形成のもとに緑化協定等の活用を検討します。

市民や民間企業などの協力により生垣の設置、工場敷地内の緑化を促進し緑地の拡大に努めます。

緑化活動の普及・啓発を図り、市民一人ひとりが身近な緑の大切さを理解し、自主的に緑化に取り組む意識を高めます。

4 都市公園の整備及び管理の方針

4-1 都市公園の適切な管理・運営

(1) 都市公園の整備の方針

本市には、計10か所(20.91ha)の都市公園があり、全て整備済みとなっています。

しかし、人口一人当たりの公園面積は6.94㎡/人であり、長野県及び東御市都市公園条例の標準では10㎡/人を下回っています。そのため、身近な公園の空白地帯を中心に、地域と連携しながら空地を活用したポケットパークなどを整備し、住民が身近に利用できる公園やオープンスペースを確保していきます。

(2) 都市公園の管理の方針

都市公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な維持補修等の整備を行い、適切な維持管理に努めます。また、住民などの多様な担い手との協働による持続可能な管理についても検討していきます。

都市公園施設の運営については、官民連携により既存施設の有効活用を図るとともに、効率的な施設運営を検討し、公園利用者の利便性の向上やにぎわい創出を目指します。

第5章 地区別構想

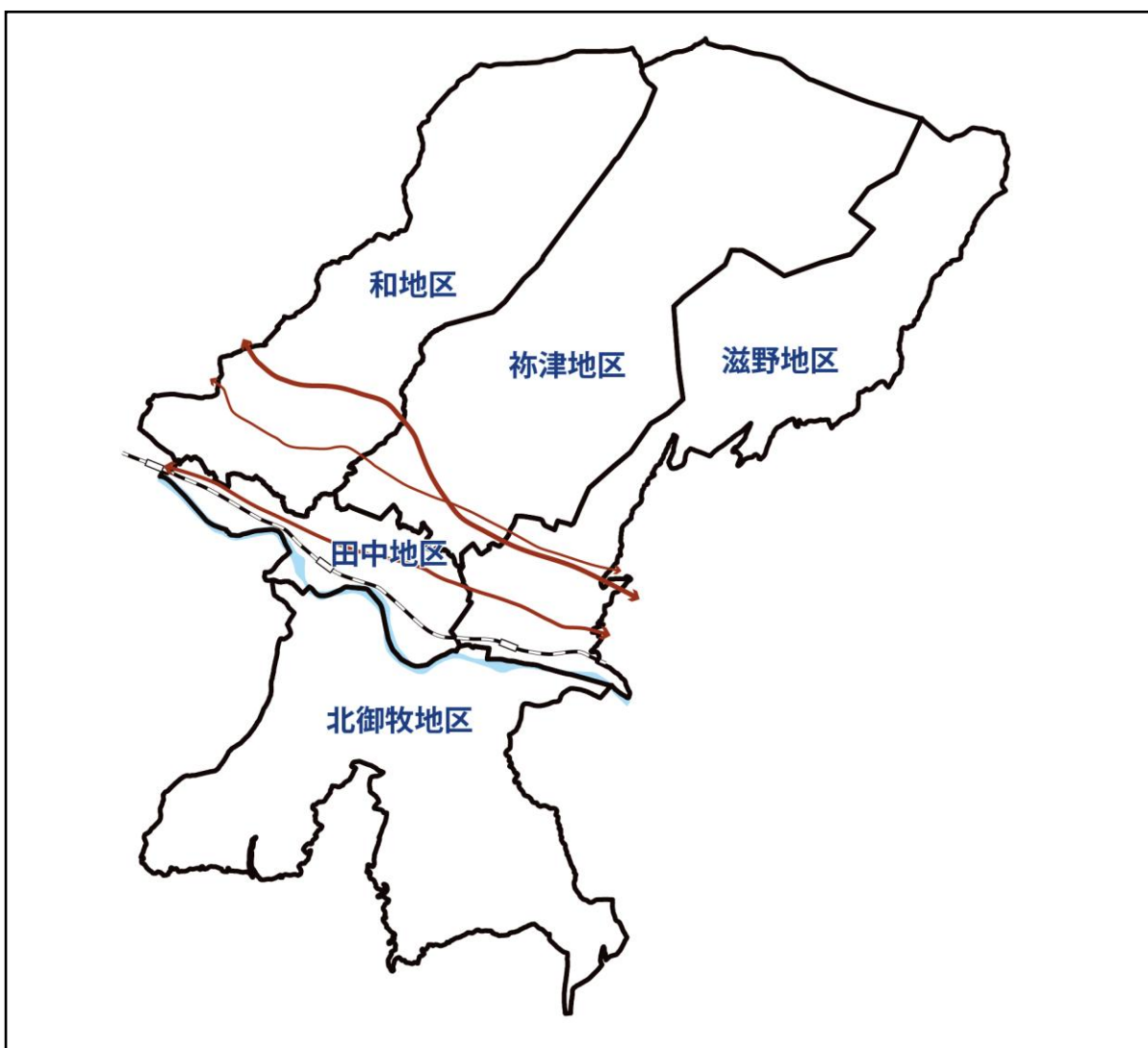
1 地区区分の設定

1-1 地区区分の考え方

地区区分の考え方は、本市の発展経緯や自然的・社会的・文化的要因などを踏まえつつ、地区の特性を生かしたまちづくりが行え、既存のコミュニティのまとまりを形成している小学校区を基本とした田中地区・滋野地区・祢津地区・和地区・北御牧地区の5つに区分します。

地区別構想では、全体構想を受け、地区毎にまちづくりの整備方針を示します。

1-2 地区区分の設定



地区区分図

2 地区別まちづくりの方針

2-1 田中地区

(1) 地区の概要

田中地区はしなの鉄道、国道18号が東西に走っています。田中駅を中心として市街地が広がり、国道沿い等に集落が形成されています。千曲川沿いには、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている海野宿があり、多くの人が訪れています。

田中地区は行政、商業・業務、など市民の生活を支える機能が集積し、本市の中心的な地区として形成されてきた経過を踏まえ、今後とも更なる機能集積等による利便性向上が求められています。

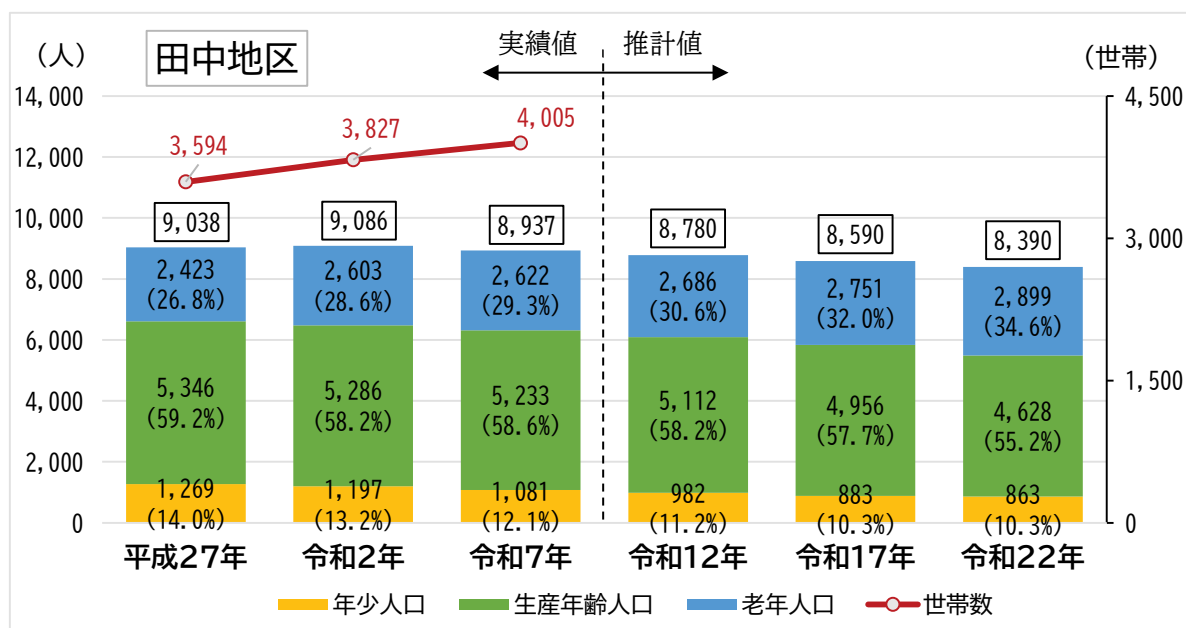


(2) 地区の人口・世帯数の動向と見通し

令和7年(2025年)における田中地区の人口は8,937人であり、市の総人口のうち30.5%を占めています。15年後の令和22年(2040年)では、6.1%の減少が見込まれます。

年齢3階層別人口をみると、令和7年(2025年)では老年人口割合が29.3%ですが、令和22年(2040年)では34.6%まで上昇することが見込まれます。

また、直近10年間における世帯数の推移をみると、11.4%の増加となっています。



田中地区の総人口・年齢3階層別人口及び世帯数の推移と見通し

資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法による推計

(3) 人口ピラミッド

令和2年(2020年)を現況の基準年として、20年後の令和22年(2040年)における男女別・5歳階級別の人口構成の見通しを以下に示します。

■年少人口(0-14歳)

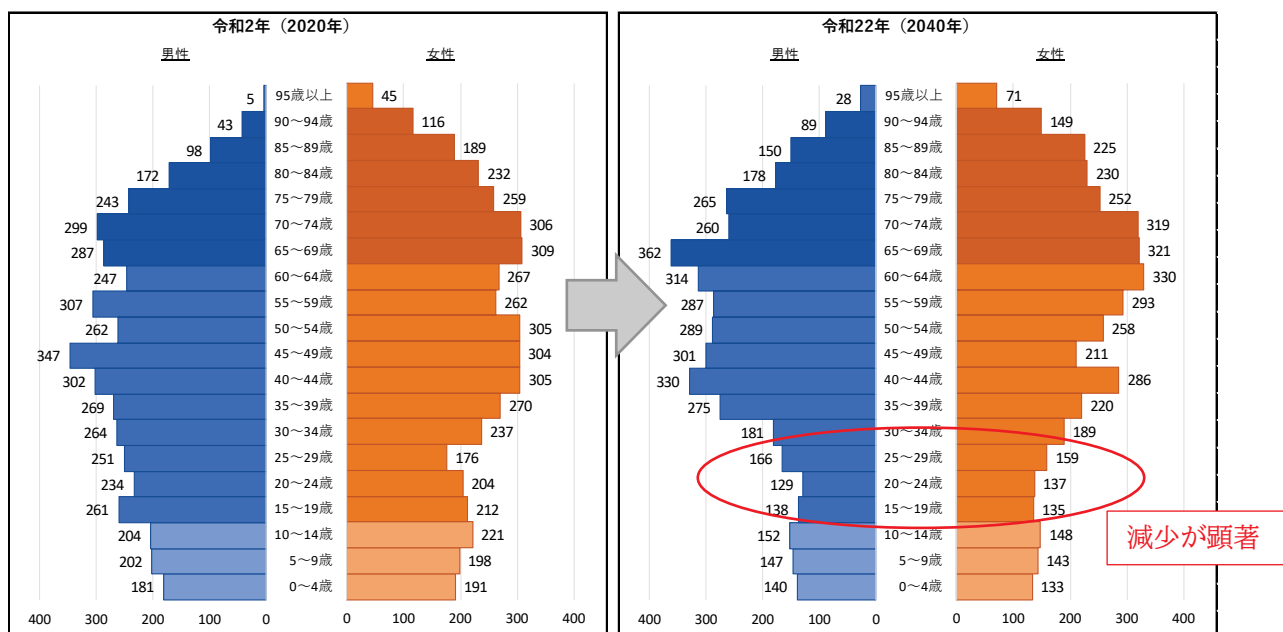
- ・令和2年から令和22年の20年間で、334人(27.9%)の減少が見込まれる。
- ・人口構成比は13.2%から10.3%まで減少する見通しである。

■生産年齢人口(15-64歳)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、658人(12.4%)の減少が見込まれる。
- ・特に10代後半から20代までの減少が顕著となるものと見込まれる。
- ・人口構成比は58.2%から55.2%まで減少する見通しである。

■老年人口(65歳以上)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、296人(11.4%)の増加が見込まれる。
- ・65歳~69歳までの男性が最も多い階層となるものと想定される。
- ・人口構成比は28.6%から34.6%まで増加する見通しである。



【田中地区】男女別・5歳階級別人口構成の見通し
(令和2年(2020年) ➔ 令和22年(2040年))

資料：【H27・R2】住民基本台帳人口(各年10月1日現在)(東御市)再編加工

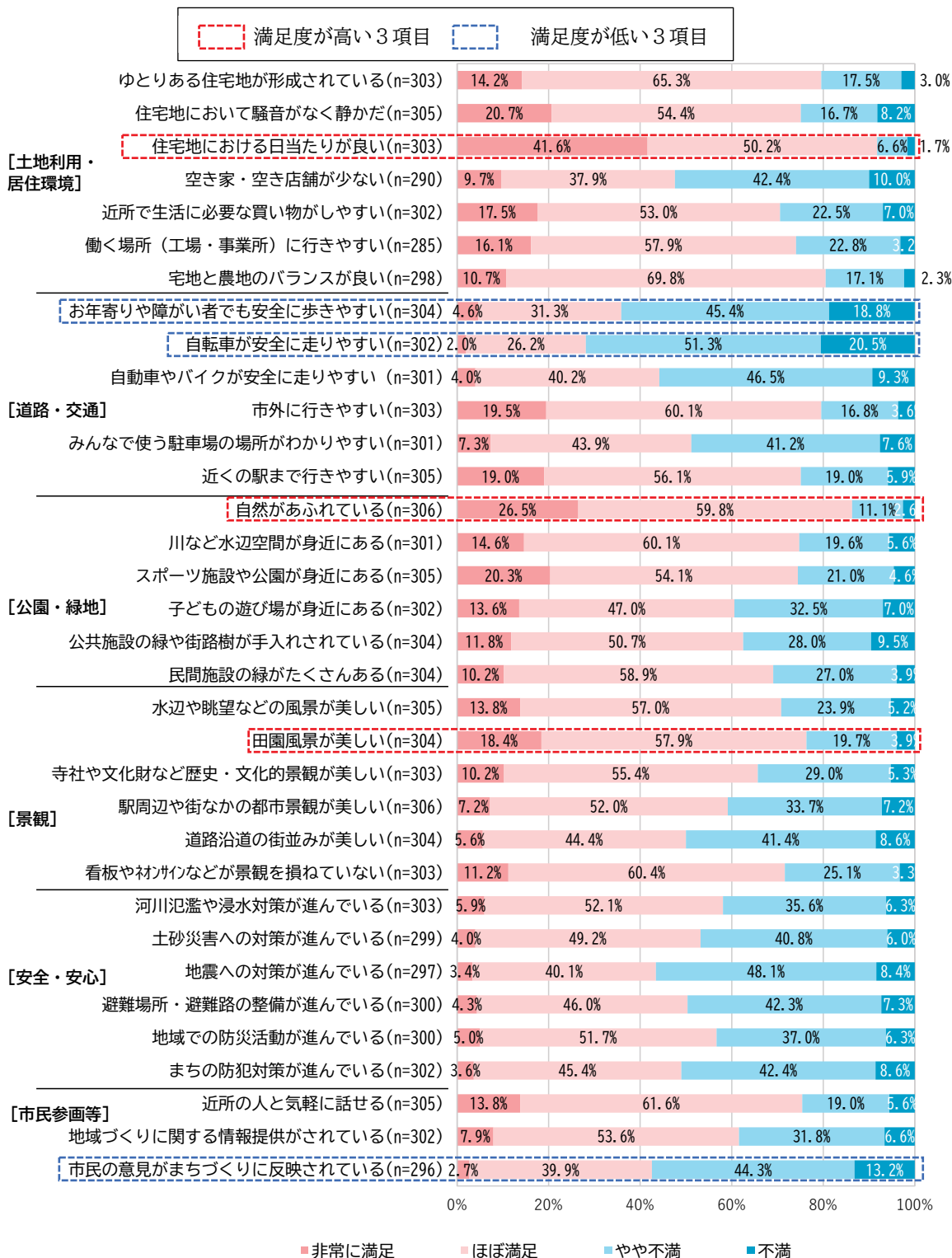
【R7~R22】社人研推計(R5推計)に準拠したコーホート要因法による独自推計(住民基本台帳人口ベース)

※市全体の将来推計人口(社人研推計)は国勢調査をベースとしているため、各地区の合算値と一致しない。

(4) アンケート調査結果による住民意向

住みやすさに関して、「土地利用・居住環境」、「道路・交通」、「公園・緑地」、「景観」、「安全・安心」、「市民参画等」の6分野 34項目についての満足度は以下の示すとおりとなっています。

田中地区では、住宅地の日当たりや自然環境・景観の満足度が高く、自転車の走りやすさや道路の歩きやすさ、市民の意見のまちづくりへの反映について満足度が低くなっています。

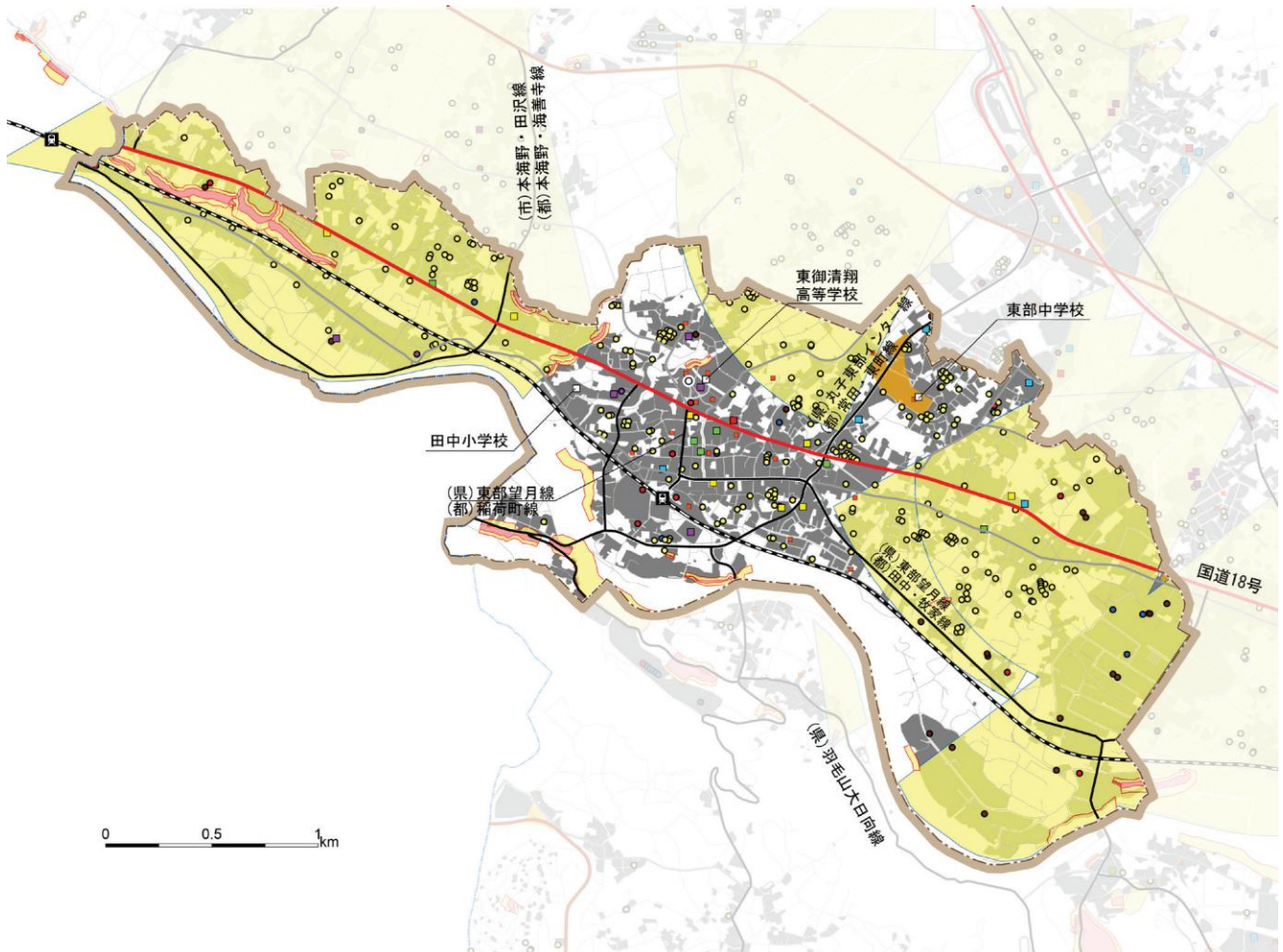


住みやすさに関する満足度（田中地区）

資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

② 土砂災害

■土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定は広くかかっており、西海野から本海野にかけての斜面地などで特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されています。
 ■田中駅周辺から市役所周辺にかけては土砂災害のリスクはみられません。



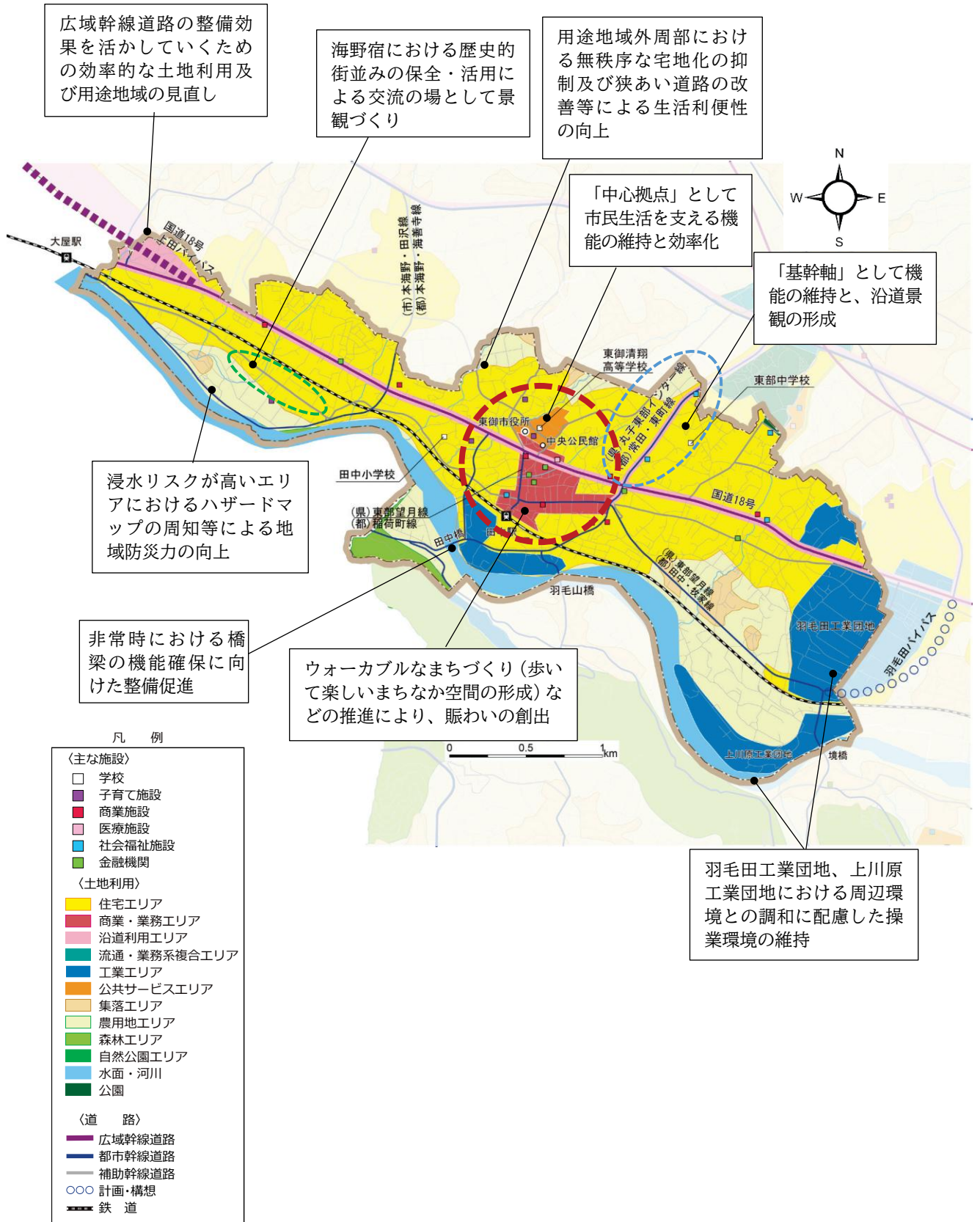
土砂災害特別警戒区域	学校	新築建物(住宅)	広域幹線道路
土砂災害警戒区域	子育て施設	新築建物(商業)	都市幹線道路
急傾斜地崩壊危険区域	商業施設	新築建物(工業)	補助幹線道路
地すべり防止区域	医療施設	新築建物(公共)	構想道路
大型盛り土造成地	社会福祉施設	新築建物(その他)	鉄道
指定緊急避難場所	金融機関		

(6) 地区整備の方針

① 分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心拠点」に位置づけられている市役所周辺は、市の基幹的な公共施設が立地しているため、これらの機能維持に努めるとともに、施設の統廃合による機能の複合化についても検討し、市民生活の利便性向上を目指します。 ・田中駅、田中商店街周辺において、空き店舗の有効活用等による魅力向上を図るとともに、ウォーカブルなまちづくり（歩いて楽しいまちなか空間の形成）などの推進により、賑わいの創出を目指します。 ・空き家については、地域コミュニティの拠点としての活用を検討します。また、海野宿においても空き家対策を推進します。 ・宅地化にあたっては、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。 ・羽毛田工業団地と上川原工業団地は、「産業・業務拠点」に位置づけられており、今後とも周辺環境との調和に配慮しながら産業集積地としての機能維持を図ります。 ・現行の用途地域において、土地利用の変化に伴い、境界が不明瞭なエリアが存在することから用途地域の見直しを検討し、住居系市街地の適切な配置及び誘導を推進します。 ・田中保育園や田中小学校周辺の土地利用方針について検討します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・しなの鉄道田中駅における交通結節機能の維持を図ります。 ・歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境の整備に努めます。 ・住居系市街地の縁辺部においては、連続的に発生したミニ開発により、行き止まり道路などが見られることから、狭あい道路の改善等により生活利便性の向上を図ります。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地の改修や、空地などの有効活用により、子どもからお年寄りまでが憩うことができる身近な公園や緑地等の整備を図ります。 ・公共施設や街路樹の適正な管理を推進します。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化遺産である海野宿や、田中商店街については、景観育成住民協定が締結されています。いずれも良好な景観を持つ地域であることから、地域や市民との協働により良好な景観の維持を図ります。 ・求女川等の一級河川の整備により、流路の確保を推進します。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川沿岸部で浸水想定区域が指定されていることから、ハザードマップの周知徹底を図るとともに、定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。 ・長野県流域治水推進計画に基づいた治水対策を推進するなど、地域の防災安全性の向上を図ります。

② 整備方針図



2-2 滋野地区

(1) 地区の概要

滋野地域は市東部に位置し、千曲川を南端とした南向きの緩やかな傾斜地帯です。地域の中央には上信越自動車道と県道小諸上田線が、南側には国道18号が東西を横切り、これと平行して走るしなの鉄道の滋野駅があります。

地域内には、国の史跡に指定されている「戌立石器時代住居跡」や「力士雷電生家」等の文化的資源に恵まれており、地域の歴史的・文化的資源や農業の特産物といった地域資源を保全・活用した、活力あるまちづくりが求められています。

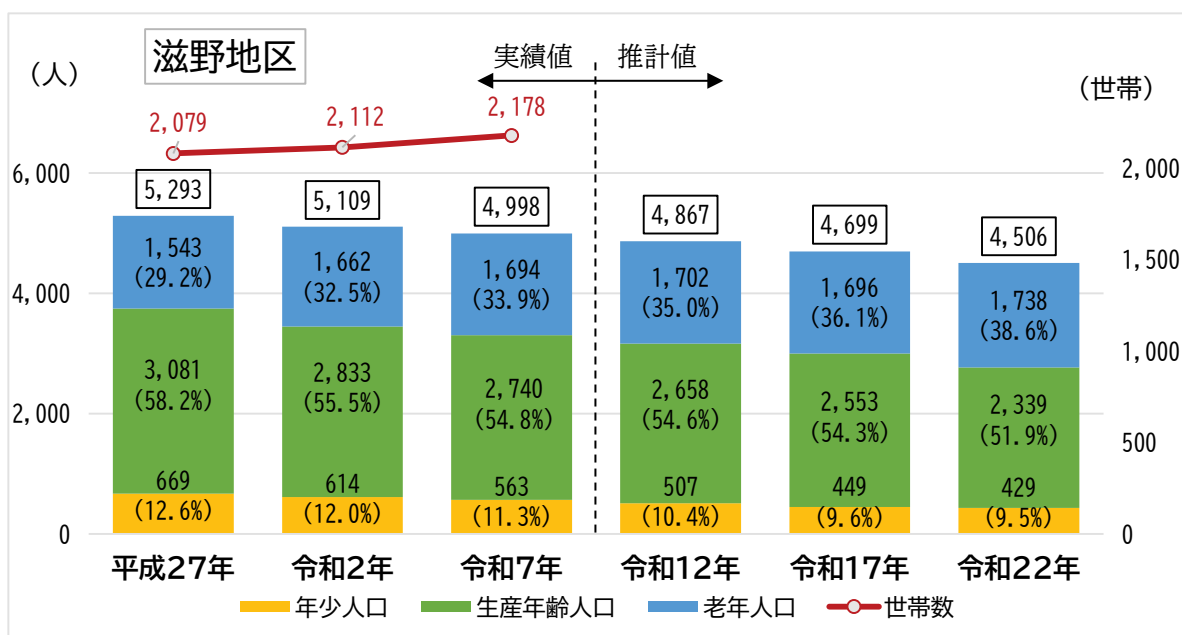


(2) 地区の人口・世帯数の動向と見通し

令和7年(2025年)における滋野地区の人口は4,998人であり、市の総人口のうち17.1%を占めています。15年後の令和22年(2040年)では、9.8%の減少が見込まれます。

年齢3階層別人口をみると、令和7年(2025年)では老年人口割合が33.9%ですが、令和22年(2040年)では38.6%まで上昇することが見込まれます。

また、直近10年間における世帯数の推移をみると、4.8%の増加となっています。



滋野地区の総人口・年齢3階層別人口及び世帯数の推移と見通し

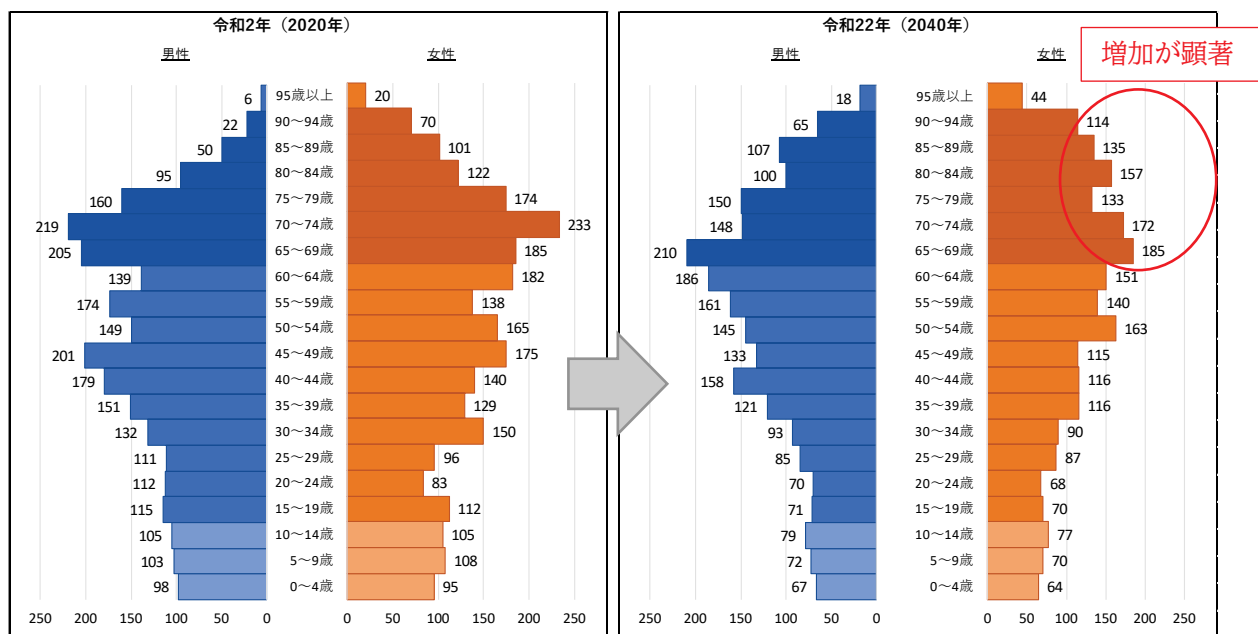
資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法による推計

(3) 人口ピラミッド

令和2年（2020年）を現況の基準年として、20年後の令和22年（2040年）における男女別・5歳階級別の人口構成の見通しを以下に示します。

- 年少人口(0-14歳)
 - ・令和2年から令和22年の20年間で、185人（30.1%）の減少が見込まれる。
 - ・人口構成比は12.0%から9.5%まで減少する見通しである。
- 生産年齢人口(15-64歳)
 - ・令和2年から令和22年の20年間で、494人（17.4%）の減少が見込まれる。
 - ・人口構成比は55.5%から51.9%まで減少する見通しである。
- 老年人口(65歳以上)
 - ・令和2年から令和22年の20年間で、76人（4.6%）の増加が見込まれる。
 - ・特に女性の人口増加が顕著となるものと想定される。
 - ・人口構成比は32.5%から38.6%まで増加する見通しである。

	令和2(2020)年				令和22(2040)年				増減			
	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	増減率
0-14歳人口	306	308	614	12.0%	218	211	429	9.5%	-88	-97	-185	-30.1%
15-64歳人口	1,463	1,370	2,833	55.5%	1,223	1,116	2,339	51.9%	-240	-254	-494	-17.4%
65歳以上人口	757	905	1,662	32.5%	798	940	1,738	38.6%	41	35	76	4.6%
合計	2,526	2,583	5,109	100.0%	2,239	2,267	4,506	100.0%	-287	-316	-603	-11.8%



【滋野地区】男女別・5歳階級別人口構成の見通し
(令和2年(2020年) → 令和22年(2040年))

資料：【H27・R2】住民基本台帳人口(各年10月1日現在)(東御市)再編加工

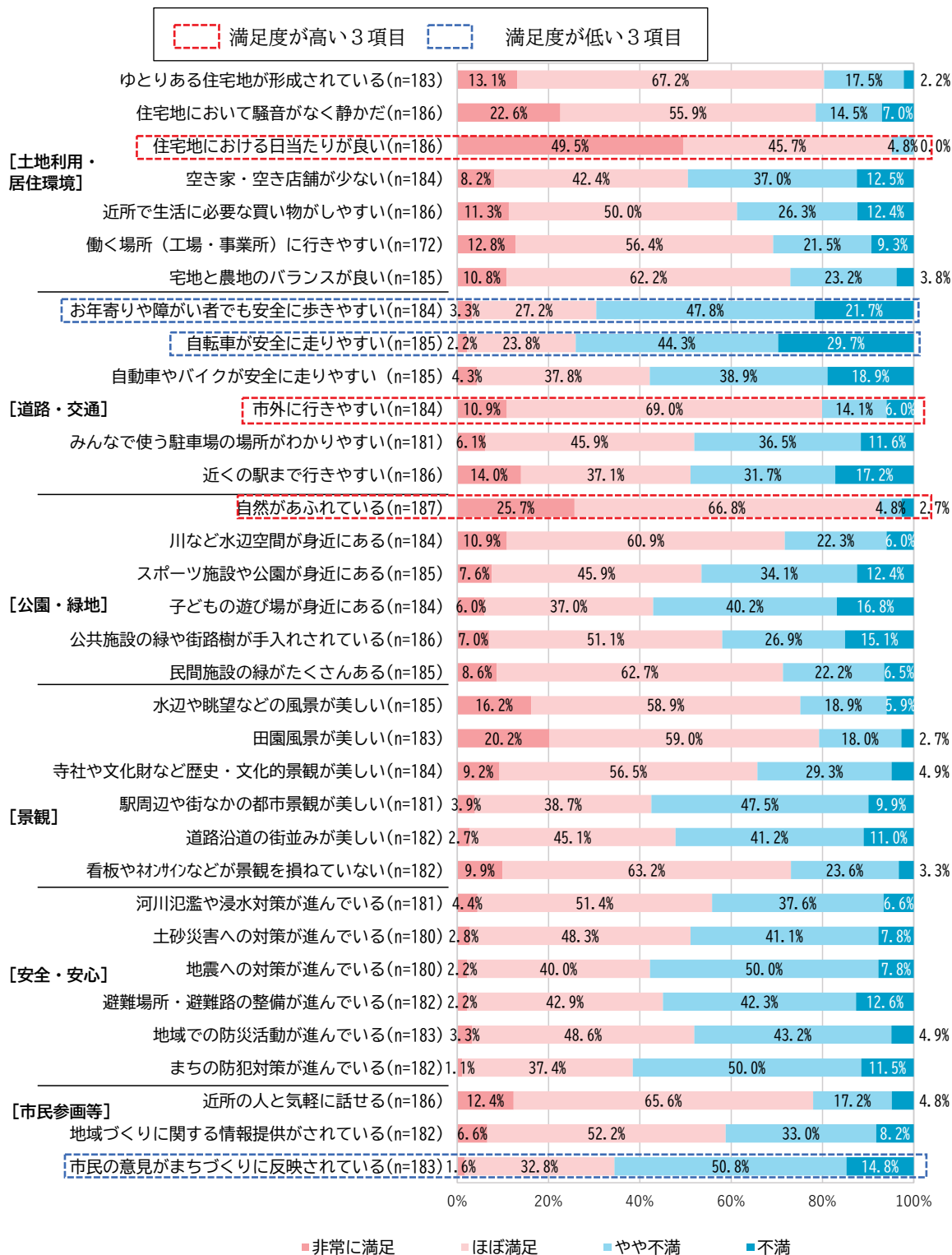
【R7~R22】社人研推計(R5推計)に準拠したコーホート要因法による独自推計(住民基本台帳人口ベース)

※市全体の将来推計人口(社人研推計)は国勢調査をベースとしているため、各地区の合算値と一致しない。

(4) アンケート調査結果による住民意向

住みやすさに関して、「土地利用・居住環境」、「道路・交通」、「公園・緑地」、「景観」、「安全・安心」、「市民参画等」の6分野 34 項目についての満足度は以下の示すとおりとなっています。

滋野地区では、住宅地の日当たりや自然環境・景観、市外への行きやすさの満足度が高く、自転車の走りやすさや道路の歩きやすさ、市民の意見のまちづくりへの反映について満足度が低くなっています。



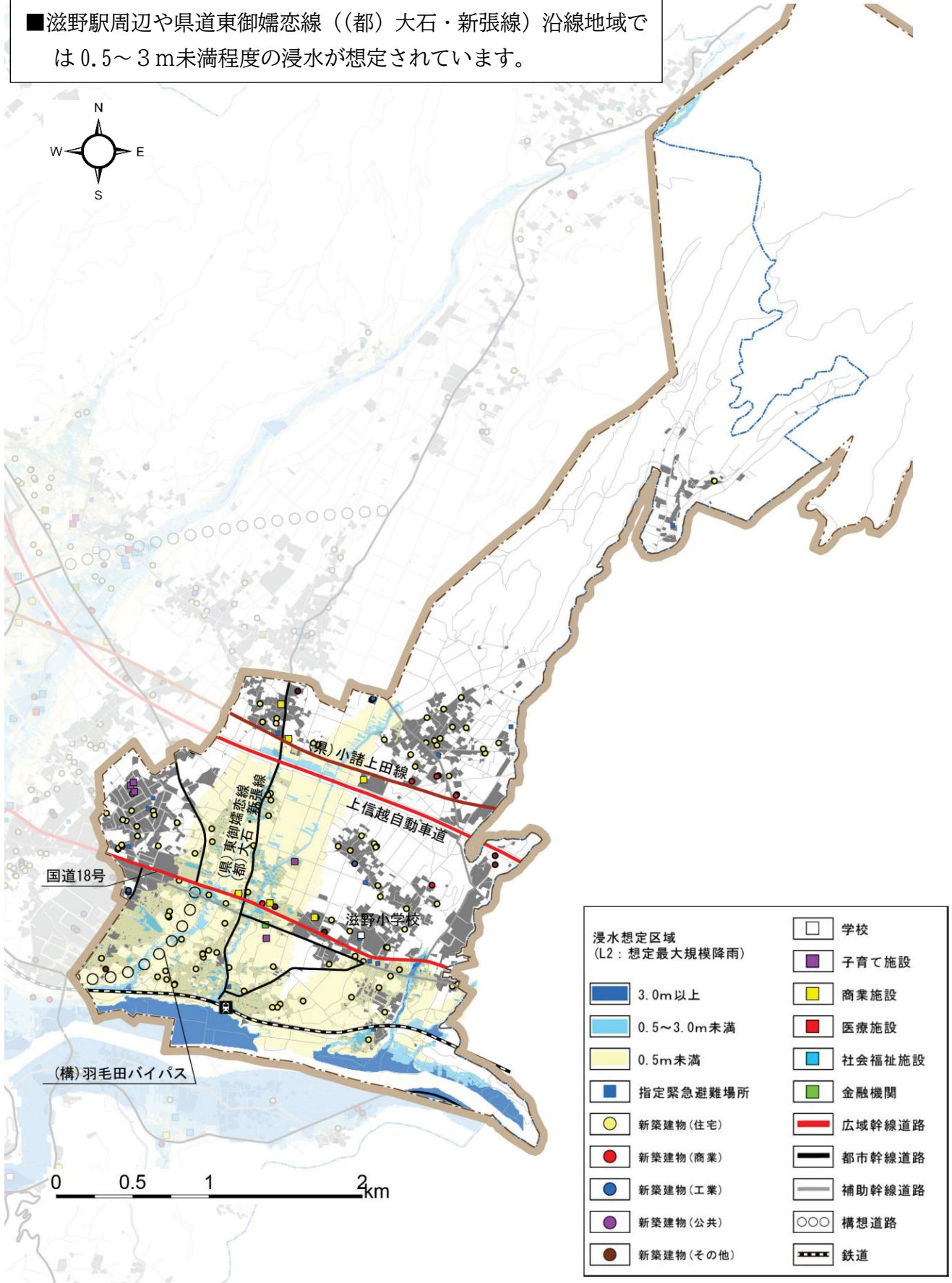
住みやすさに関する満足度（滋野地区）

資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

(5) 災害ハザードの指定状況

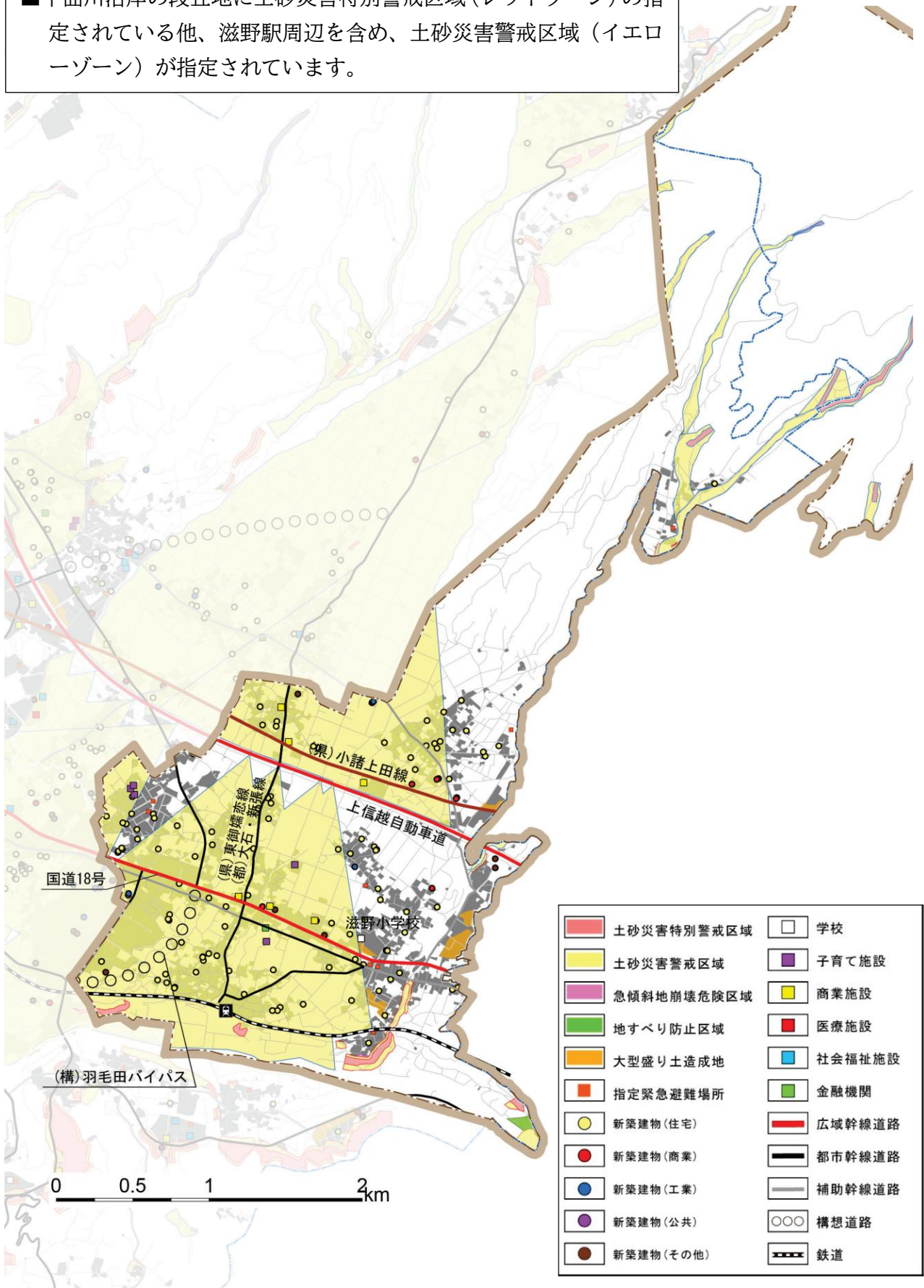
① 浸水想定区域 (L2: 想定最大規模降雨)

■しなの鉄道より南側は3 m以上の浸水が想定されています。
 ■滋野駅周辺や県道東御孺恋線 ((都) 大石・新張線) 沿線地域では0.5~3 m未満程度の浸水が想定されています。



② 土砂災害

■千曲川沿岸の段丘地に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定されている他、滋野駅周辺を含め、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されています。



(6) 地区整備の方針

① 分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・滋野小学校周辺はコミュニティセンターなど、主要な施設が集積し、地区の生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 ・住宅地及び集落地において、U I J ターンの受け皿として空き家の利活用推進等により、居住を促進します。 ・宅地化にあたっては、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。 ・地域計画（地域農業基盤強化促進計画）を踏まえた優良農地の保全及び遊休農地の活用を図ります。 ・道の駅「雷電くるみの里」を核として、地元産品（ぶどう、くるみ等）を活用した六次産業化と観光化を促進します。 ・羽毛田工業団地と大石沢工業団地は、ともに「産業・業務拠点」に位置づけられています。今後とも産業集積地としての機能の維持を図るとともに、企業の立地需要に対応していくためにエリア周辺部を含めて基盤整備を推進します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・しなの鉄道滋野駅は地区の暮らしを支える交通結節点となっています。駅周辺では地域や関係機関との協働により、駐輪場やパークアンドライド駐車場、送迎スペース確保等の機能充実を図ります。 ・地区内の道路は幅員が狭く危険な箇所も見られることから、通学路を中心に市道拡幅等による安全性確保に努めます。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。 ・羽毛田バイパス構想を推進します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地の改修や、空地などの有効活用により、子どもからお年寄りまでが憩うことができる身近な公園や緑地等の整備を図ります。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・森林地域は、生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら、適正維持・管理に努めます。 ・国の史跡に指定されている「成立（いんだて）石器時代住居跡」や「力士雷電生家」等の歴史、文化資源の保全・活用を図るとともに、周辺の田園景観の維持に努めます。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・しなの鉄道より南側は3 m以上の浸水が想定されています。また、広範囲に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されており、千曲川沿岸の段丘地に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定もみられます。そのため、ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内で共有を図るとともに、定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。 ・長野県流域治水推進計画に基づいた治水対策の推進に協力し、地域の防災安全性の向上を図ります。

2-3 柵津地区

(1) 地区の概要

柵津地域は、市中部に位置し、南向き斜面の地域で、集落は標高 600m~1,000mに分布し、優れた自然環境、森林資源に恵まれています。

地域の南側は、東部湯の丸インターチェンジがあり、東西を横切る上信越自動車道と県道小諸上田線の合流点となっています。

地域内には日本最古の廻り舞台をもつ歌舞伎舞台などの歴史文化的資源を有しており、柵津御堂地区では、「柵津御堂ワインぶどう団地」が整備されています。これら多様な資源の活用による新たな交流を生み出すエリアとしてのまちづくりが求められています。

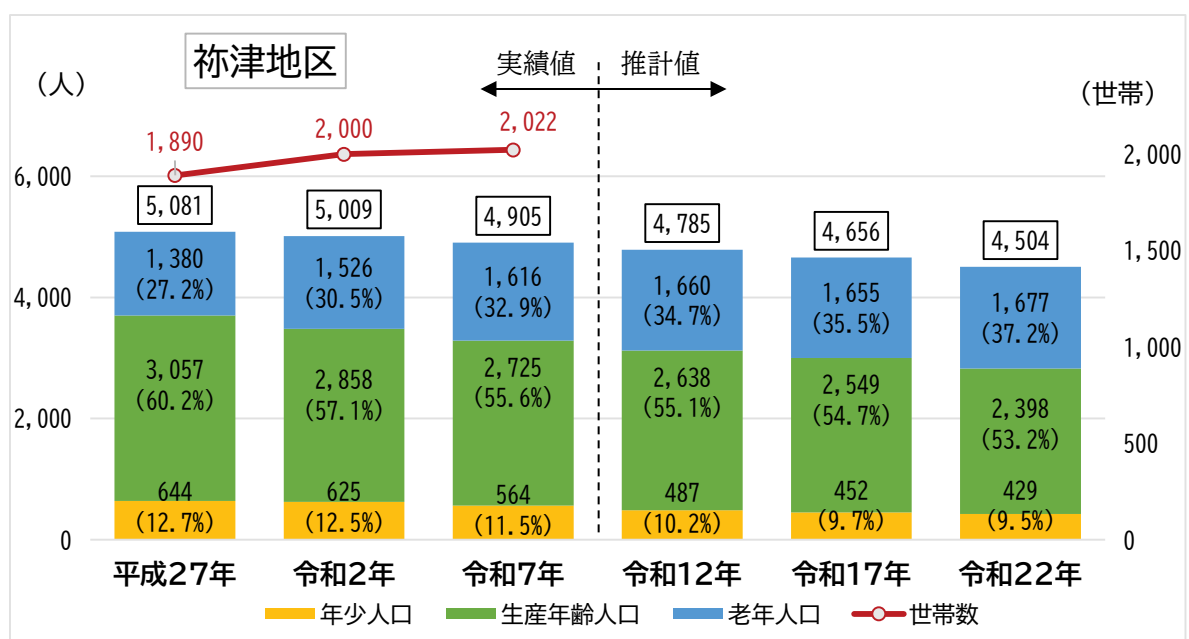


(2) 地区の人口・世帯数の動向と見通し

令和7年(2025年)における柵津地区の人口は4,905人であり、市の総人口のうち16.8%を占めています。15年後の令和22年(2040年)では8.2%の減少が見込まれます。

年齢3階層別人口をみると、令和7年(2025年)では老年人口割合が32.9%ですが、令和22年(2040年)では37.2%まで上昇することが見込まれます。

また、直近10年間における世帯数の推移をみると、7.0%の増加となっています。



柵津地区の総人口・年齢3階層別人口及び世帯数の推移と見通し

資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法による推計

(3) 人口ピラミッド

令和2年(2020年)を現況の基準年として、20年後の令和22年(2040年)における男女別・5歳階級別の人口構成の見通しを以下に示します。

■年少人口(0-14歳)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、196人(31.4%)の減少が見込まれる。
- ・人口構成比は12.5%から9.5%まで減少する見通しである。

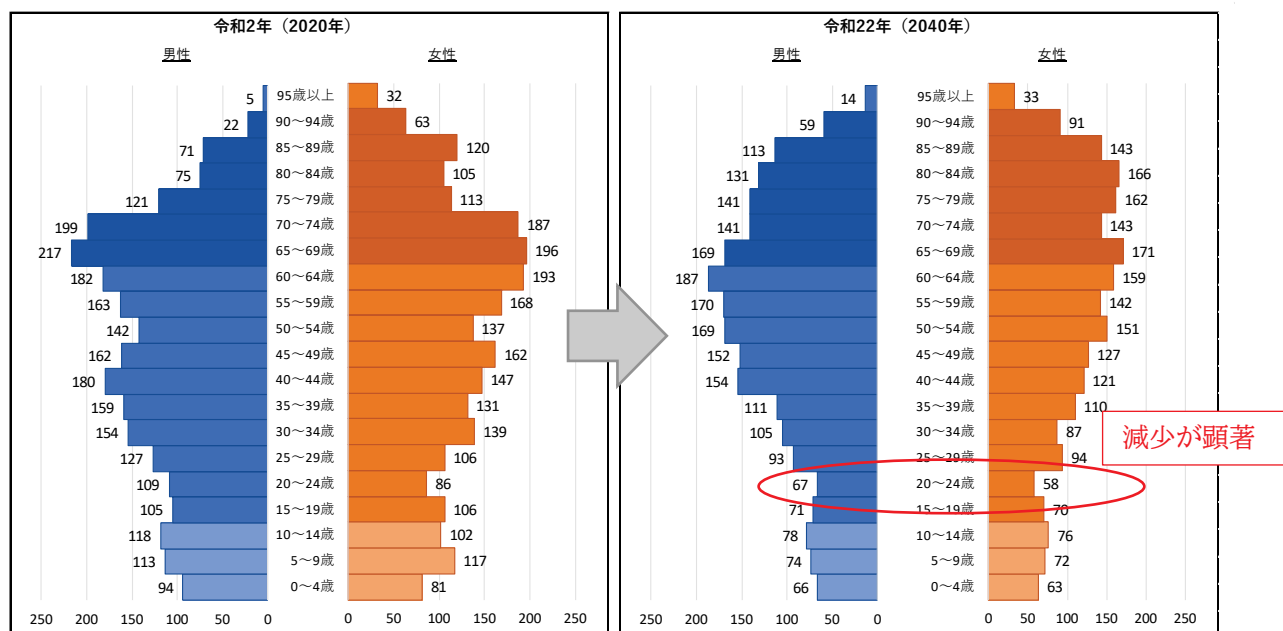
■生産年齢人口(15-64歳)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、460人(16.1%)の減少が見込まれる。
- ・特に、10代後半から20代前半の若者世代の減少が顕著となるものと想定される。
- ・人口構成比は57.1%から53.2%まで減少する見通しである。

■老年人口(65歳以上)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、151人(9.9%)の増加が見込まれる。
- ・人口構成比は30.5%から37.2%まで増加する見通しである。

	令和2(2020)年				令和22(2040)年				増減			
	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	増減率
0-14歳人口	325	300	625	12.5%	218	211	429	9.5%	-107	-89	-196	-31.4%
15-64歳人口	1,483	1,375	2,858	57.1%	1,279	1,119	2,398	53.2%	-204	-256	-460	-16.1%
65歳以上人口	710	816	1,526	30.5%	768	909	1,677	37.2%	58	93	151	9.9%
合計	2,518	2,491	5,009	100.0%	2,265	2,239	4,504	100.0%	-253	-252	-505	-10.1%



【柵津地区】男女別・5歳階級別人口構成の見通し
(令和2年(2020年) → 令和22年(2040年))

資料：【H27・R2】住民基本台帳人口(各年10月1日現在)(東御市)再編加工

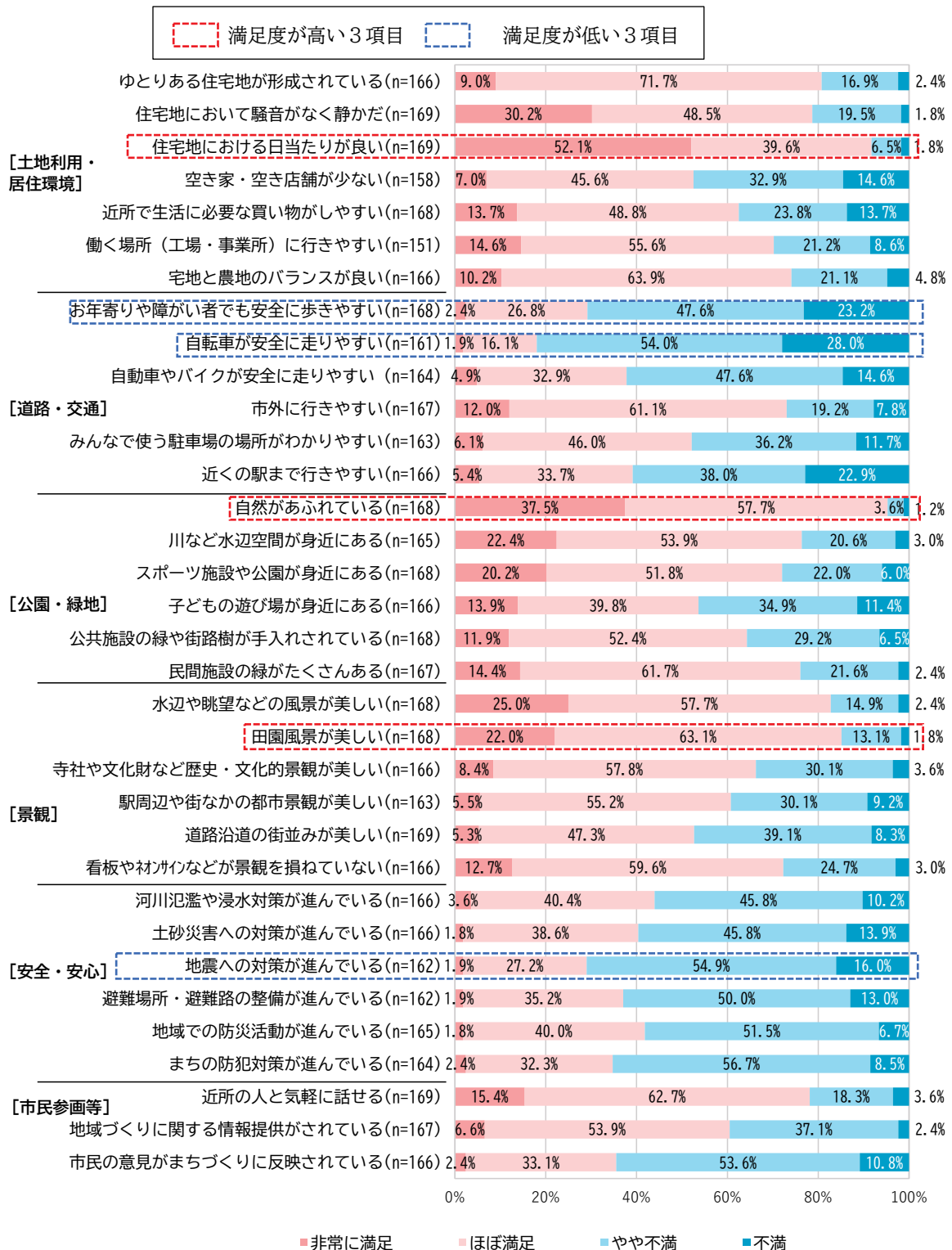
【R7~R22】社人研推計(R5推計)に準拠したコーホート要因法による独自推計(住民基本台帳人口ベース)

※市全体の将来推計人口(社人研推計)は国勢調査をベースとしているため、各地区の合算値と一致しない。

(4) アンケート調査結果による住民意向

住みやすさに関して、「土地利用・居住環境」、「道路・交通」、「公園・緑地」、「景観」、「安全・安心」、「市民参画等」の6分野 34項目についての満足度は以下の示すとおりとなっています。

祢津地区では、住宅地の日当たりや自然環境・景観の満足度が高いものの、自転車の走りやすさや道路の歩きやすさ、地震への対策について満足度が低くなっています。



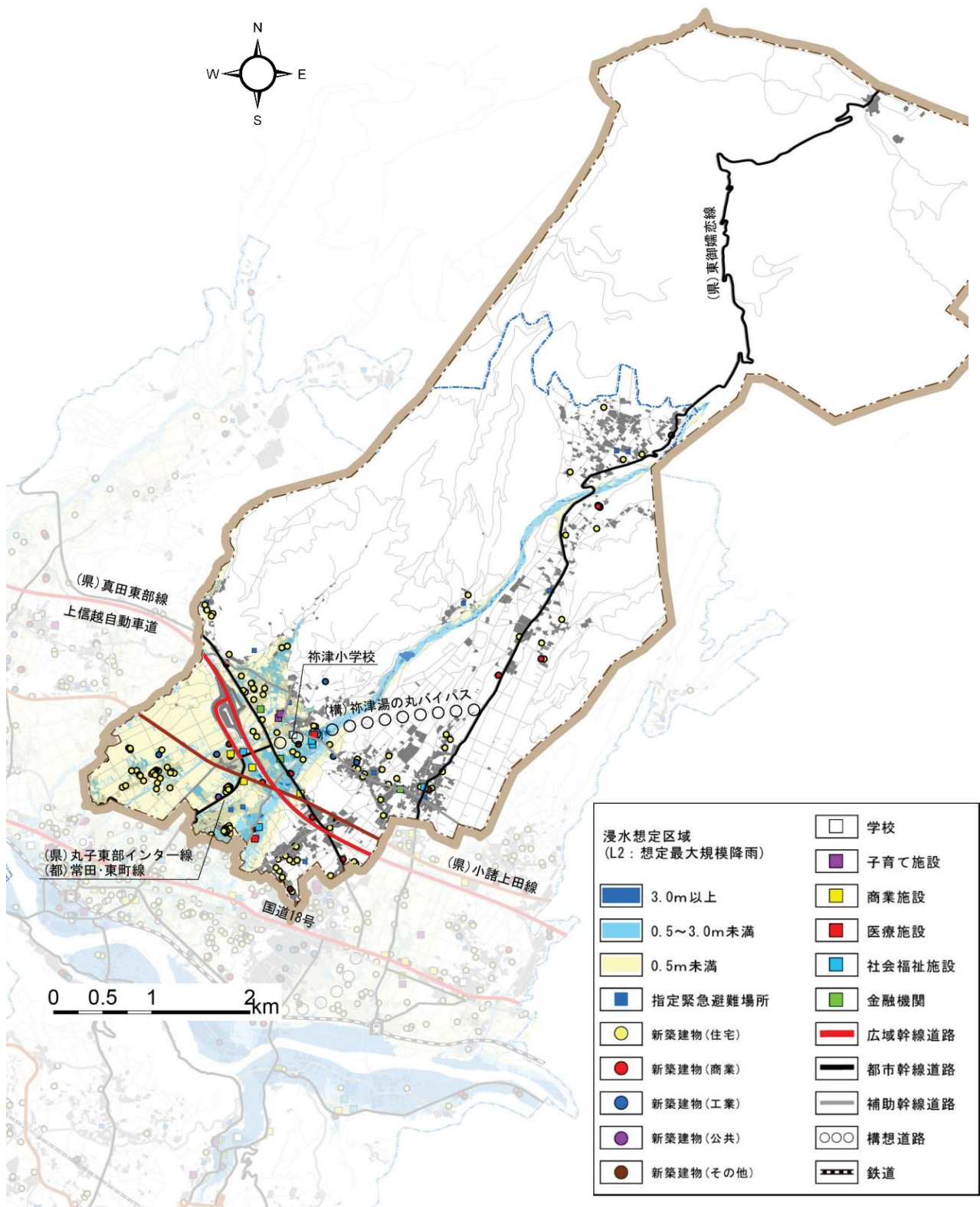
住みやすさに関する満足度(祢津地区)

資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

(5) 災害ハザードの指定状況

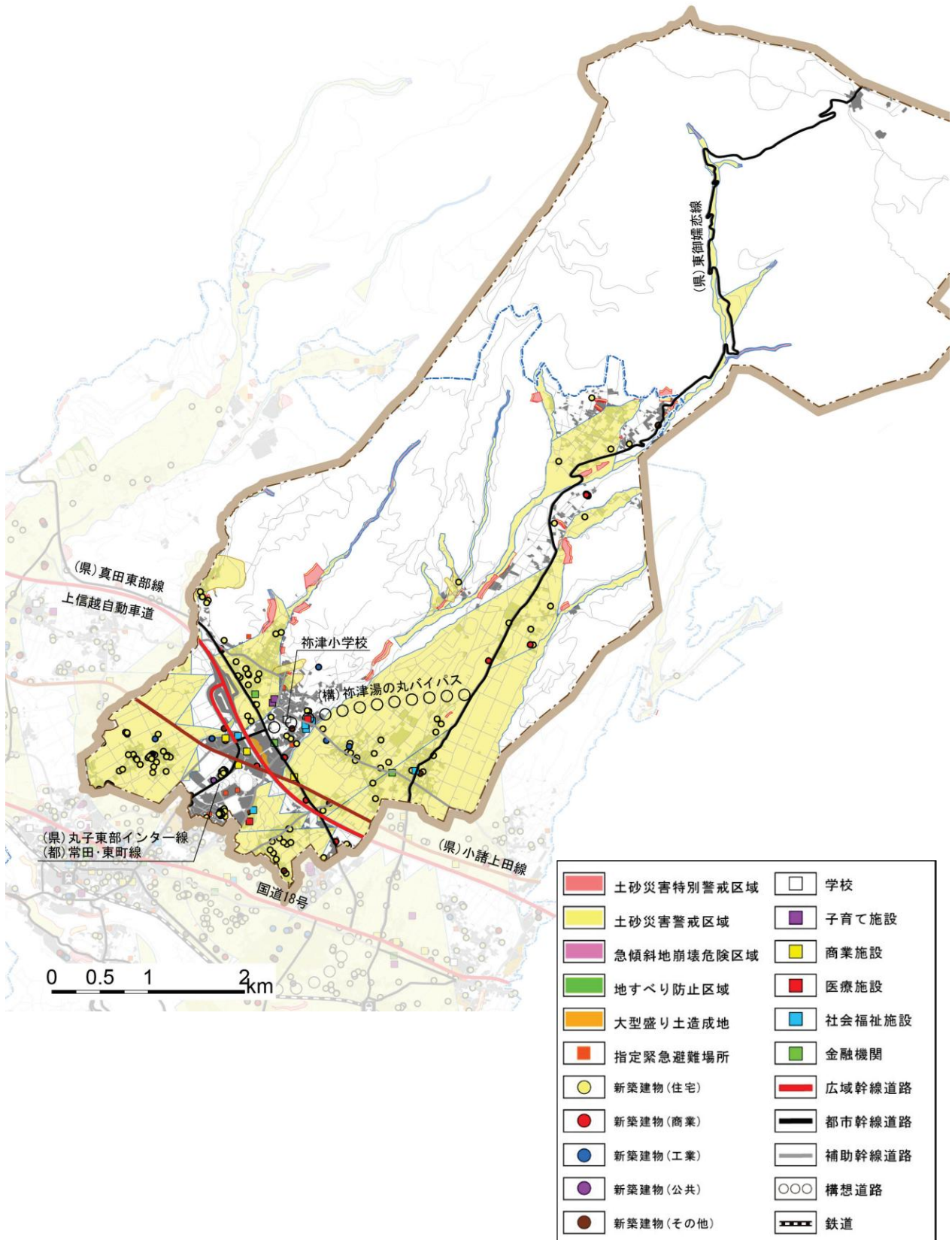
① 浸水想定区域 (L2: 想定最大規模降雨)

- 所沢川の流域で3m前後の浸水が想定されています。
- 傾斜地のため、多くは0.5～3m程度の浸水が想定されています。



② 土砂災害

- 所沢川流域や谷地部に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されています。
- 扇状に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が広く指定されています。

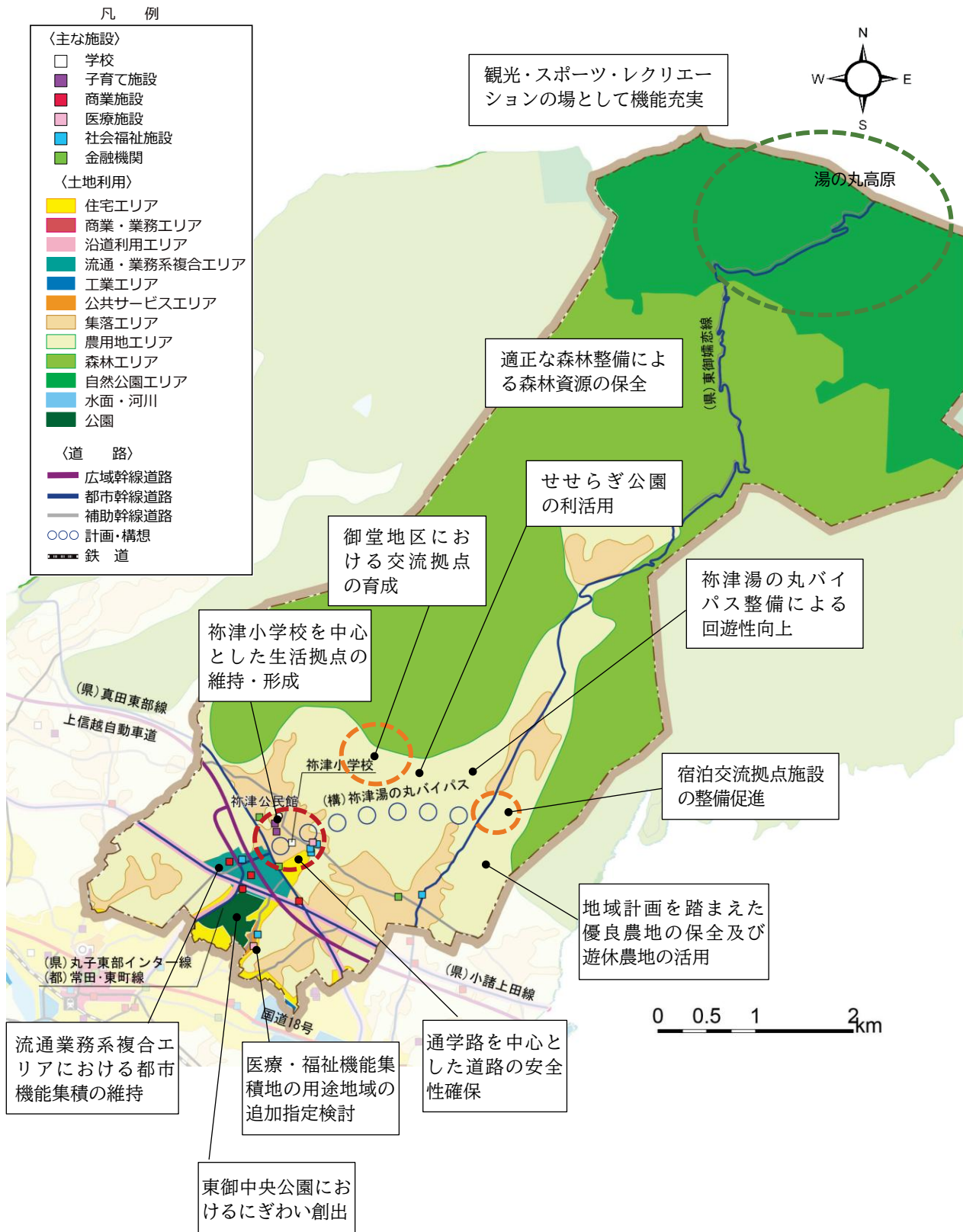


(6) 地区整備の方針

① 分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵津小学校周辺は公民館や保育園など、主要な施設が集積し、地区の生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 ・ 住宅地及び集落地において、U I J ターンの受け皿として空き家の利活用推進等により、居住を促進します。 ・ 宅地化にあたっては、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。 ・ 一部に荒廃農地も見られることから、地域計画（地域農業基盤強化促進計画）とも整合を図り、農地の適切な保全・活用を目指します。 ・ インター流通団地は「複合拠点」と位置づけられており、市民生活において重要なエリアとなっていることから、機能の維持や利便性向上を図ります。 ・ 御堂地区は「交流拠点」と位置づけられており、食や農を中心とした交流が生まれるエリアとして更なる魅力づくりに努めます。また、柵津横堰地区における宿泊交流拠点は、地域資源を活かした市内外の方が交流できる観光の拠点となる施設を目指します。 ・ 東御中央公園の東側には東御市民病院等の医療・福祉機能が集積しています。今後は、用途地域への編入及び都市機能誘導区域への編入を検討し、機能の維持・向上を目指します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路における街灯などの環境整備により安全性の確保に努めます。 ・ 公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。 ・ 柵津湯の丸バイパスの整備促進により、東部湯の丸 IC～御堂地域～横堰地区～湯の丸高原への回遊性を向上させ、観光・交流の活性化を目指します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東御中央公園は「交流拠点」と位置づけられており、市内外から多くの方が訪れる施設となっています。今後とも、東御市公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理に努めます。 ・ せせらぎ公園はうるおいと安らぎを与える親水空間として利活用を図ります。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湯の丸高原は「交流拠点」として位置づけられており、自然環境を生かした四季折々のアクティビティや「湯の丸高原スポーツ交流施設」などの観光・スポーツ・レクリエーションの場として機能の維持を図ります。 ・ 森林地域は、生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら、適正維持・管理に努めます。 ・ 日本最古の廻り舞台をもつ歌舞伎舞台や「百体観音」など、県や市指定の文化財が多く存在していることから、これら歴史資源や伝統文化を次世代に継承していくための取組みを推進します。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所沢川の流域では、3 m前後の浸水が想定されており、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が扇状に分布し、一部では土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）も分布しています。そのため、ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内共有を図りながら、防災意識の啓発に努めます。 ・ 消防団の担い手確保や定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。

② 整備方針図

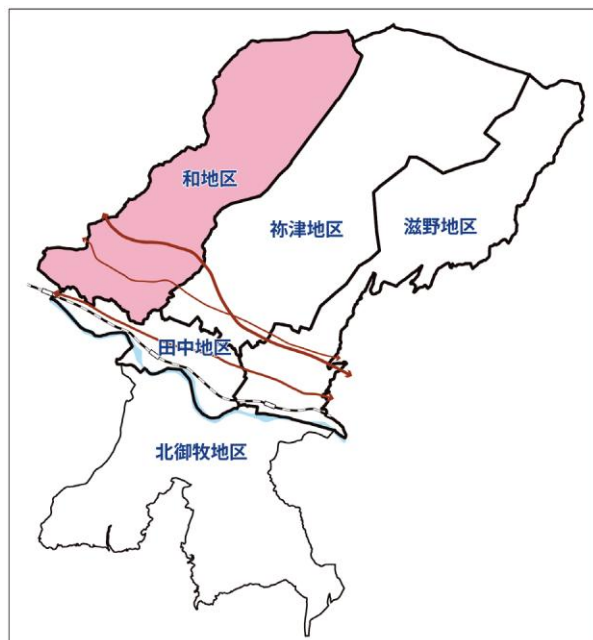


2-4 和地区

(1) 地区の概要

和地域は、市西部に位置し、南向き斜面に山林が広がる自然豊かな地域です。地域の北側には果樹、水稻等の農地が広がっています。

地域内には、国の指定文化財である「春原家住宅」、「児玉家住宅」等の歴史的資源を有し、「大田区休養村とうぶ」、「アグリビレッジとうみ・湯楽里館」等の集客施設が立地しています。また、上田市境では国道18号上田バイパスの整備計画や、上信自動車道、上田諏訪連絡道路の計画・構想があることから、自然環境との調和を図りながら、時代の変化に柔軟に対応していくまちづくりが求められています。

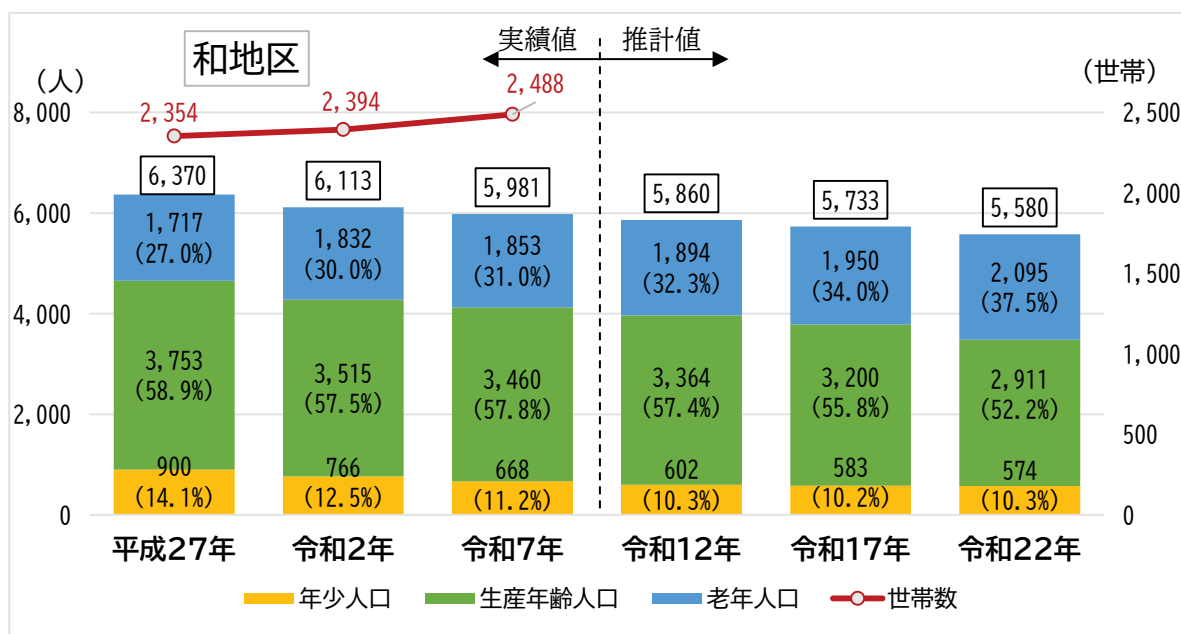


(2) 地区の人口・世帯数の動向と見通し

令和7年（2025年）における和地区の人口は5,981人であり、市の総人口のうち20.4%を占めています。15年後の令和22年（2040年）では6.7%の減少が見込まれます。

年齢3階層別人口をみると、令和7年（2025年）では老年人口割合が31.0%ですが、令和22年（2040年）では37.5%まで上昇することが見込まれます。

また、直近10年間における世帯数の推移をみると、5.7%の増加となっています。



和地区の総人口・年齢3階層別人口及び世帯数の推移と見通し

資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法による推計

(3) 人口ピラミッド

令和2年(2020年)を現況の基準年として、20年後の令和22年(2040年)における男女別・5歳階級別の人口構成の見通しを以下に示します。

■年少人口(0-14歳)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、192人(25.1%)の減少が見込まれる。
- ・人口構成比は12.5%から10.3%まで減少する見通しである。

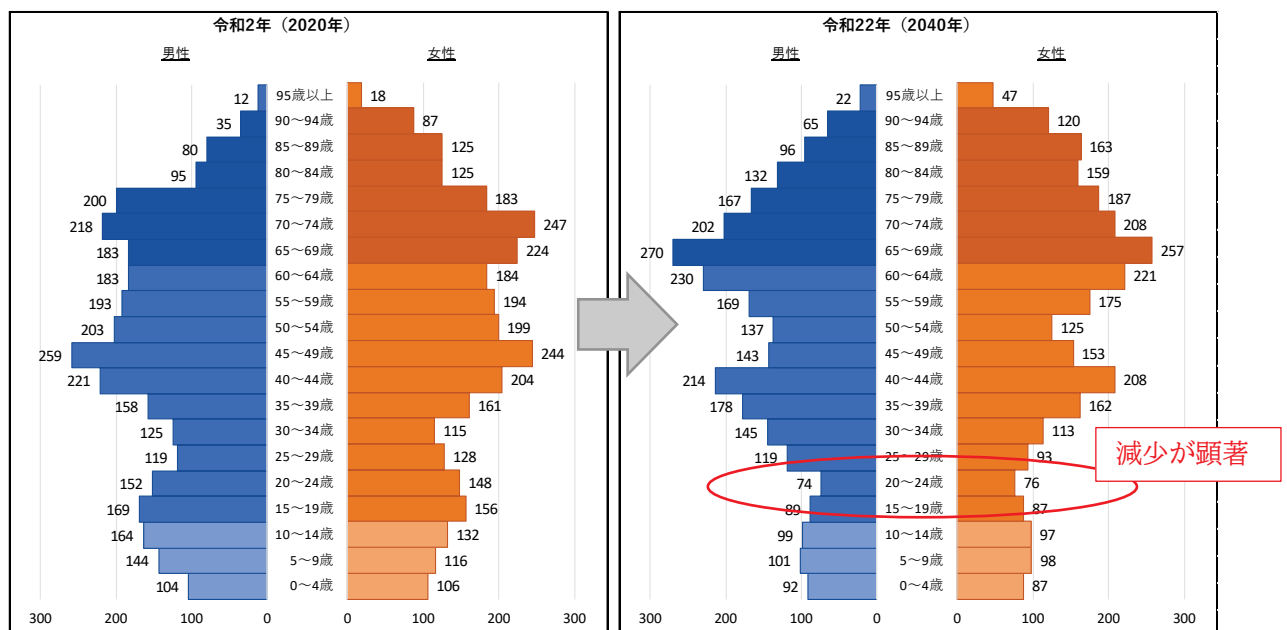
■生産年齢人口(15-64歳)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、604人(17.2%)の減少が見込まれる。
- ・特に10代から20代の若者世代の減少が顕著となるものと想定される。
- ・人口構成比は57.5%から52.2%まで減少する見通しである。

■老年人口(65歳以上)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、263人(14.4%)の増加が見込まれる。
- ・人口構成比は30.0%から37.5%まで増加する見通しである。

	令和2(2020)年				令和22(2040)年				増減			
	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	増減率
0-14歳人口	412	354	766	12.5%	292	282	574	10.3%	-120	-72	-192	-25.1%
15-64歳人口	1,782	1,733	3,515	57.5%	1,498	1,413	2,911	52.2%	-284	-320	-604	-17.2%
65歳以上人口	823	1,009	1,832	30.0%	954	1,141	2,095	37.5%	131	132	263	14.4%
合計	3,017	3,096	6,113	100.0%	2,744	2,836	5,580	100.0%	-273	-260	-533	-8.7%



【和地区】男女別・5歳階級別人口構成の見通し
(令和2年(2020年) ➡ 令和22年(2040年))

資料：【H27・R2】住民基本台帳人口(各年10月1日現在)(東御市)再編加工

【R7~R22】社人研推計(R5推計)に準拠したコーホート要因法による独自推計(住民基本台帳人口ベース)

※市全体の将来推計人口(社人研推計)は国勢調査をベースとしているため、各地区の合算値と一致しない。

(4) アンケート調査結果による住民意向

住みやすさに関して、「土地利用・居住環境」、「道路・交通」、「公園・緑地」、「景観」、「安全・安心」、「市民参画等」の6分野 34 項目についての満足度は以下の示すとおりとなっています。

和地区では、住宅地の日当たりや自然環境・景観の満足度が高いものの、自転車の走りやすさ、道路の歩きやすさや、子どもの身近な遊び場について満足度が低くなっています。

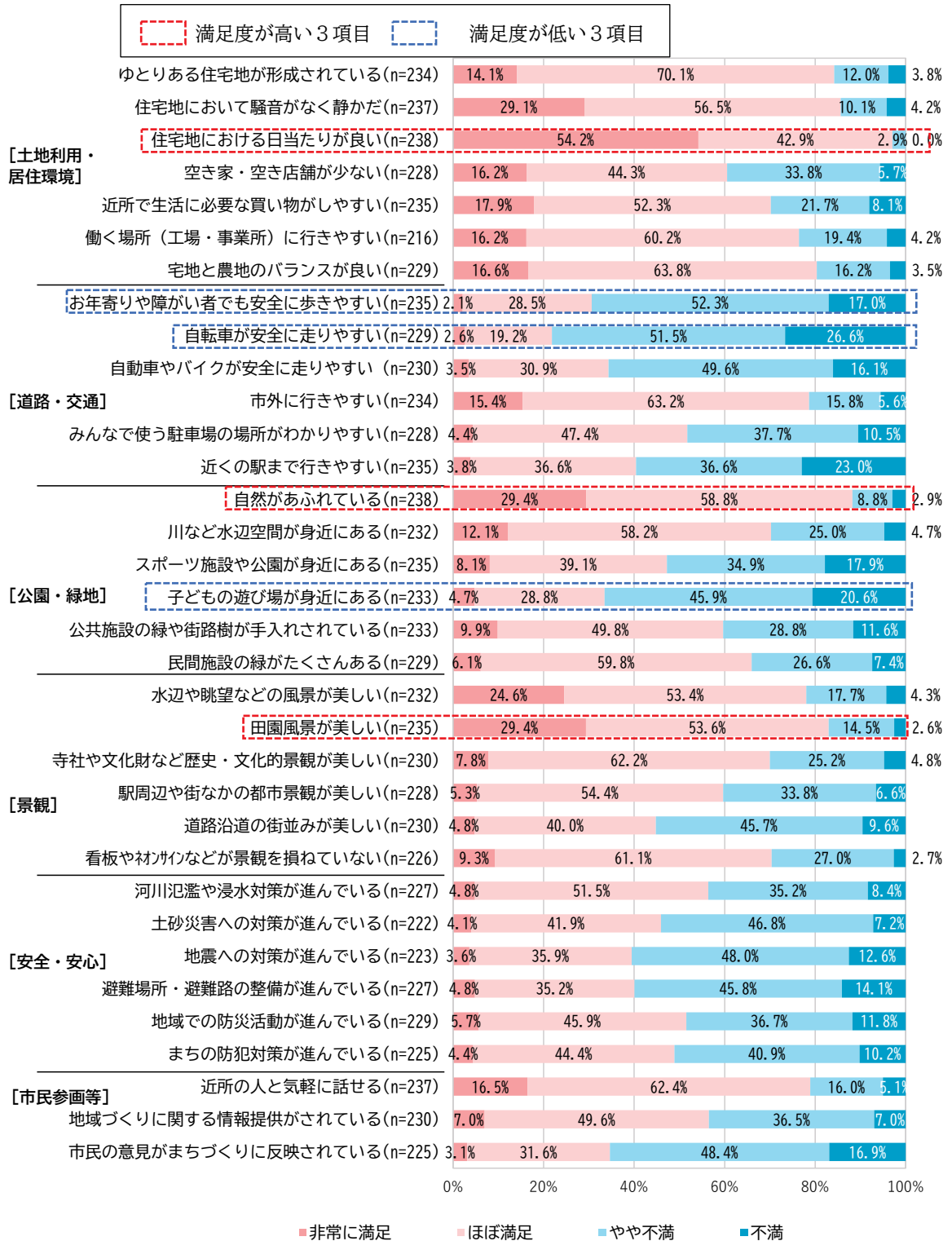


図 住みやすさに関する満足度(和地区)

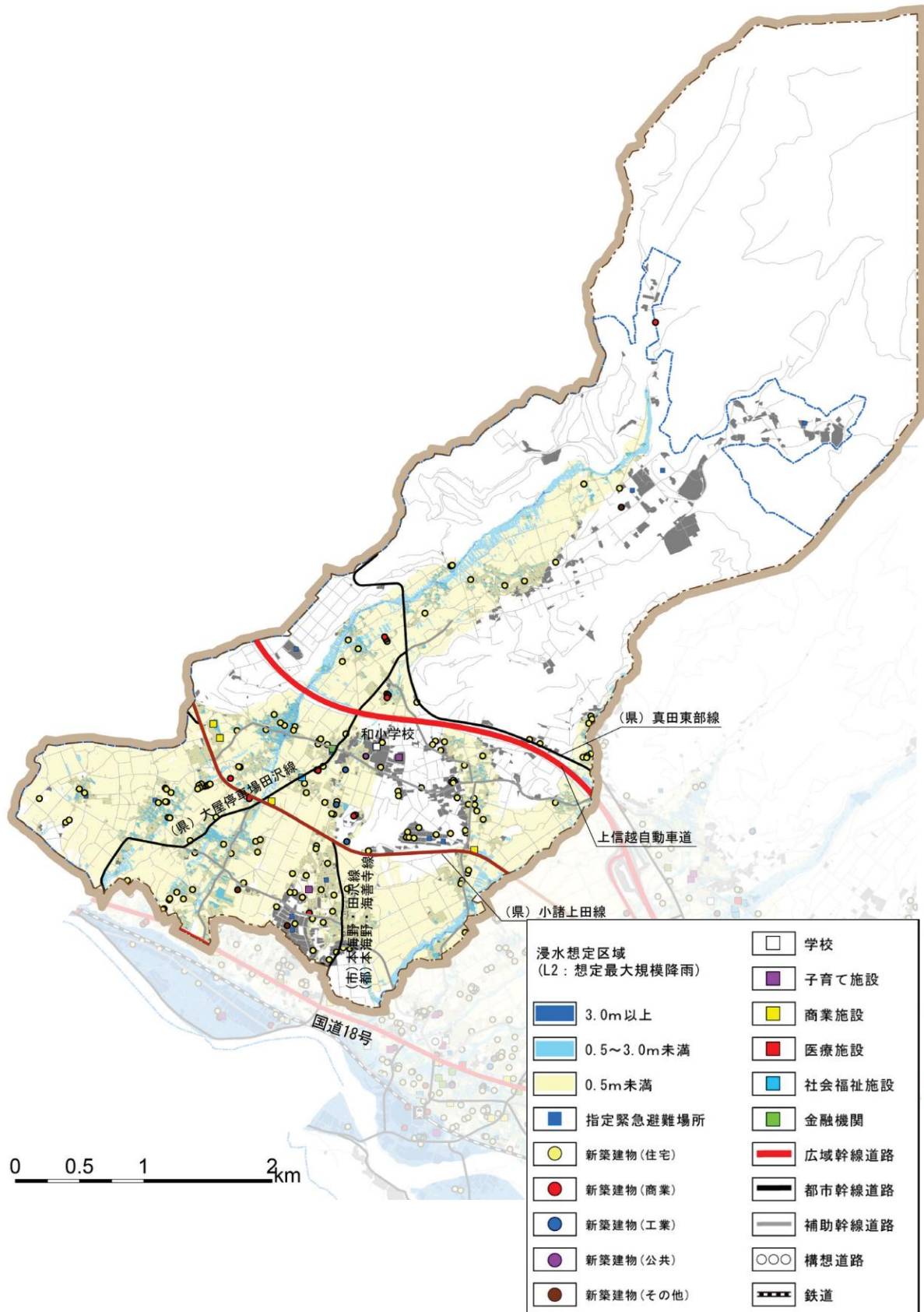
資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

(5) 災害ハザードの指定状況

① 浸水想定区域 (L2: 想定最大規模降雨)

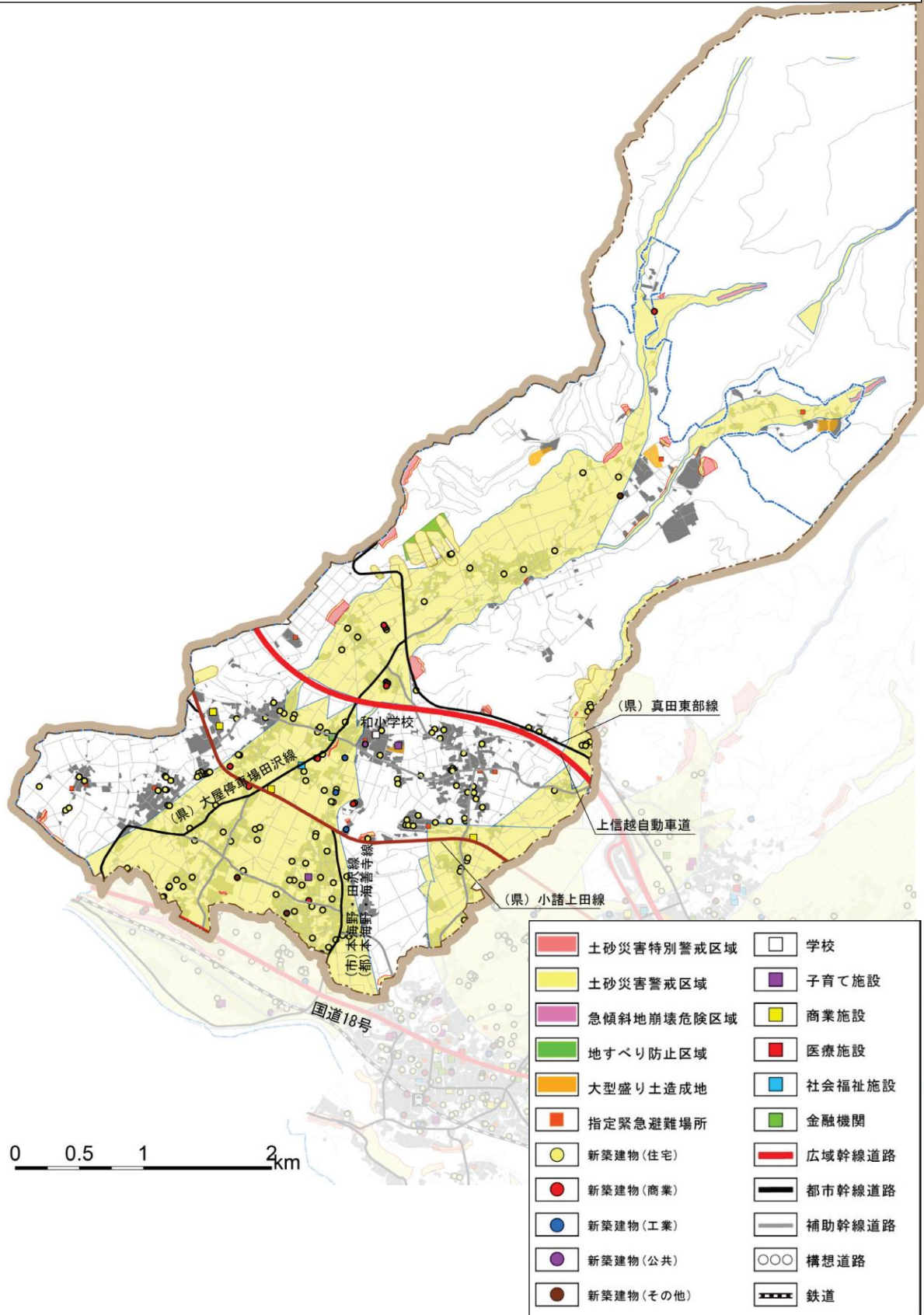
■金原川などの河川流域にて0.5～3m程度の浸水が想定されています。

■傾斜地のため、多くは0.5～3m程度の浸水が想定されています。



② 土砂災害

- 河川流域から扇状に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が広く指定されています。
- 一部では土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や地すべり防止区域なども指定されています。



(6) 地区整備の方針

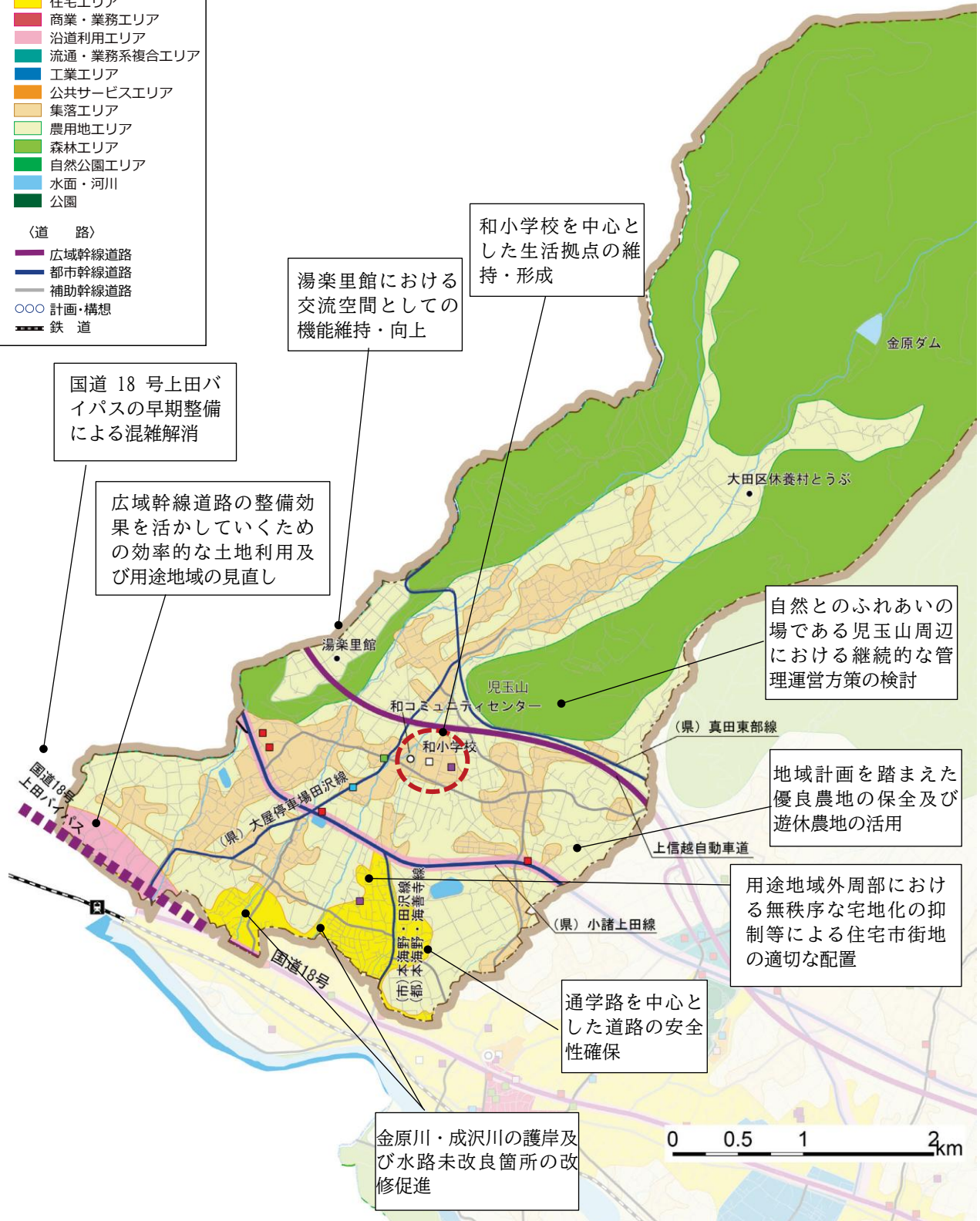
① 分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・和小学校周辺はコミュニティセンターや保育園など、主要な施設が集積し、地区の生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 ・宅地化にあたっては、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。 ・住宅地及び集落地において、U I J ターンの受け皿として空き家の利活用推進等により、居住を促進します。 ・中山間地における農地については一部に荒廃農地も見られることから、地域計画（地域農業基盤強化促進計画）とも整合を図りながら、適切な保全・活用を目指します。 ・「アグリビレッジ・とうみ湯楽里館」は自然と共生する観光資源であり、観光農園や食文化との連携を図りながら交流空間としての機能維持・向上を図ります。 ・上田市境の西深井周辺は、国道18号上田バイパスや上信自動車道、上田諏訪連絡道路など、地域高規格道路の整備計画や整備構想があり、これら道路の整備の効果を活かしていくための効率的な土地利用を検討していきます。 ・現行の用途地域において、土地利用の変化に伴い、境界が不明瞭なエリアが存在することから、用途地域の見直しを行い、住居系市街地の適切な配置及び誘導を推進します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・計画されている地域高規格道路の整備促進にあたっては、通過交通の集落内への流入を抑制するためのアクセス道路についても検討します。 ・地区内の道路は幅員が狭く危険な箇所も見られることから、通学路を中心に市道拡幅等による安全性確保に努めます。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・見玉山周辺は子ども達が自然と触れ合う貴重な場所であり、現在は地元住民が主体となって維持管理が進められています。今後は、関係機関との連携により施設の適正な維持管理や継続的な管理運営体制の構築を目指します。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・金原川や成沢川等の一級河川における河川護岸整備等の推進により、流路の確保を推進します。 ・地域高規格道路の促進にあたっては、地区固有の景観保全への配慮に努めます。 ・国の指定文化財である「春原家住宅」や「見玉家住宅」などの歴史資源の保全・活用に努めます。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の中小河川上流部では、小規模な土砂崩れがみられる箇所があるなど、災害リスクが高い箇所が点在しています。ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内共有を図りながら、防災意識の啓発に努めます。 ・消防団の担い手確保や定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。

② 整備方針図

凡 例

〈主な施設〉	
□	学校
■	子育て施設
■	商業施設
■	医療施設
■	社会福祉施設
■	金融機関
〈土地利用〉	
■	住宅エリア
■	商業・業務エリア
■	沿道利用エリア
■	流通・業務系複合エリア
■	工業エリア
■	公共サービスエリア
■	集落エリア
■	農用地エリア
■	森林エリア
■	自然公園エリア
■	水面・河川
■	公園
〈道 路〉	
—	広域幹線道路
—	都市幹線道路
—	補助幹線道路
○	計画・構想
—	鉄 道



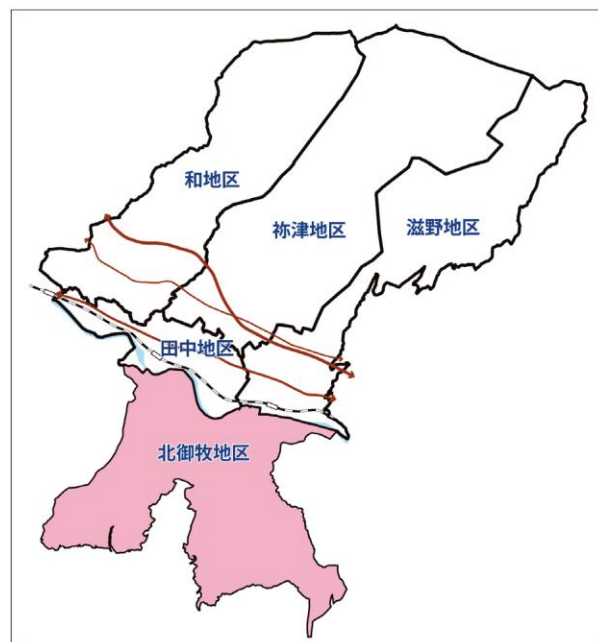
2-5 北御牧地区

(1) 地区の概要

北御牧地域は市南部に位置し、八重原・御牧原の台地、千曲川、鹿曲川沿いの河岸段丘を含む低地部とで構成されています。

千曲川、鹿曲川沿いの低地部は、幹線道路沿いに集落が形成され、大日向地区には北御牧公民館や小中学校といった公共施設が集積し、千曲川左岸の幹線道路沿いには大規模な工業地や温泉、医療・福祉施設が整備されています。

今後は、特徴ある地形条件や良好な自然環境との調和を前提としつつ、多様なライフスタイルの受け皿として、コミュニティの維持を図っていくことが求められています。

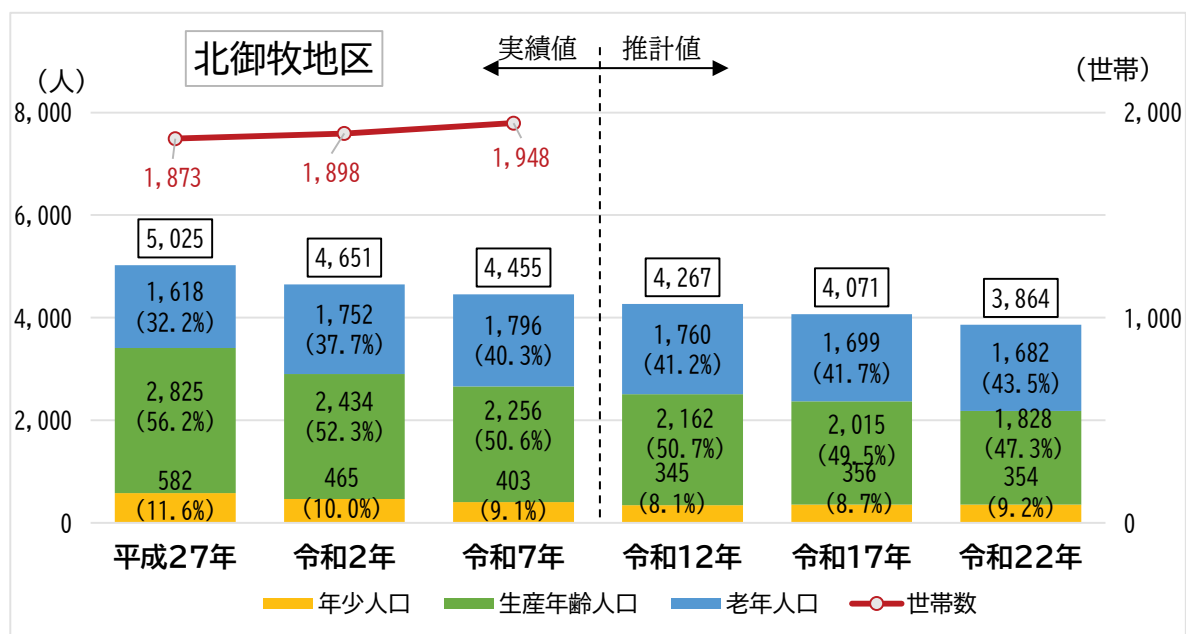


(2) 地区の人口・世帯数の動向と見通し

令和7年(2025年)における北御牧地区の人口は4,455人であり、市の総人口のうち15.2%を占めています。15年後の令和22年(2040年)では13.3%の減少が見込まれます。

年齢3階層別人口をみると、令和7年(2025年)では老年人口割合が40.3%ですが、令和22年(2040年)では43.5%まで上昇することが見込まれます。

直近10年間における世帯数の推移をみると、4.0%の増加となっています。



北御牧地区の総人口・年齢3階層別人口及び世帯数の推移と見通し

資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法による推計

(3) 人口ピラミッド

令和2年（2020年）を現況の基準年として、20年後の令和22年（2040年）における男女別・5歳階級別の人口構成の見通しを以下に示します。

■年少人口(0-14歳)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、111人（23.9%）の減少が見込まれる。
- ・人口構成比は10.0%から9.2%まで減少する見通しである。

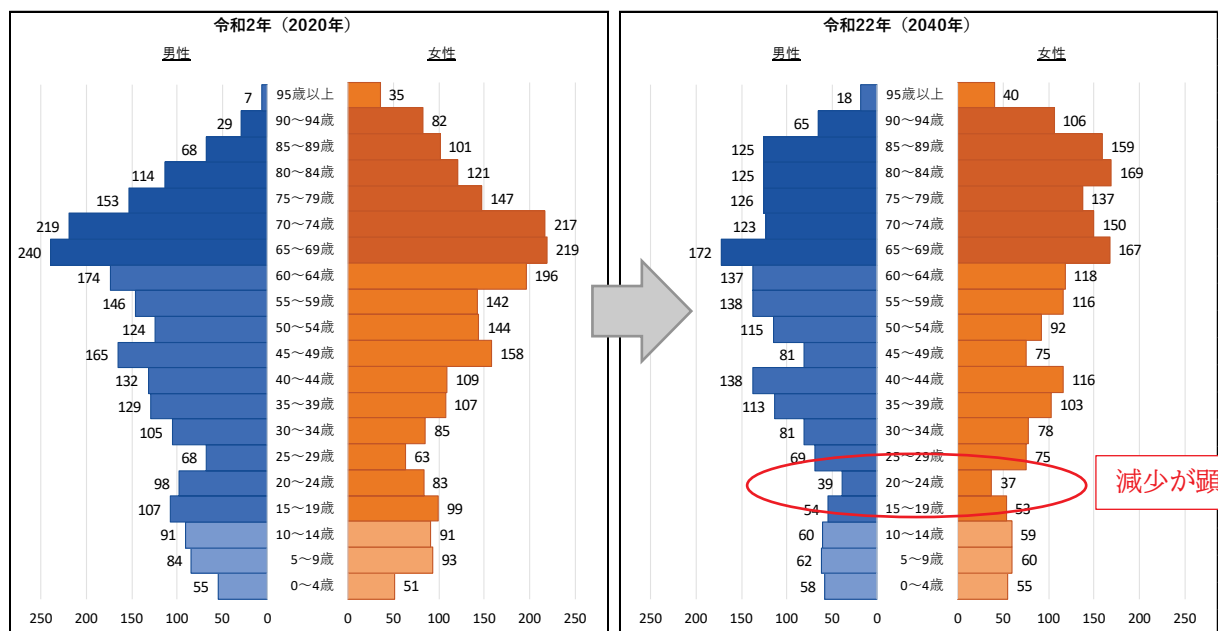
■生産年齢人口(15-64歳)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、606人（24.9%）の減少が見込まれる。
- ・特に10代から20代の若者世代の減少が顕著となるものと想定される。
- ・人口構成比は52.3%から47.3%まで減少する見通しである。

■老年人口(65歳以上)

- ・令和2年から令和22年の20年間で、70人（4.0%）の減少が見込まれ、老年人口が減少局面に入るものと想定される。
- ・人口は減少するものの、人口構成比は37.7%から43.5%まで増加する見通しである。

	令和2(2020)年				令和22(2040)年				増減			
	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	構成比	男性	女性	総数	増減率
0-14歳人口	230	235	465	10.0%	180	174	354	9.2%	-50	-61	-111	-23.9%
15-64歳人口	1,248	1,186	2,434	52.3%	965	863	1,828	47.3%	-283	-323	-606	-24.9%
65歳以上人口	830	922	1,752	37.7%	754	928	1,682	43.5%	-76	6	-70	-4.0%
合計	2,308	2,343	4,651	100.0%	1,899	1,965	3,864	100.0%	-409	-378	-787	-16.9%



【北御牧地区】男女別・5歳階級別人口構成の見通し
(令和2年(2020年) ➔ 令和22年(2040年))

資料：【H27・R2】住民基本台帳人口(各年10月1日現在)(東御市)再編加工

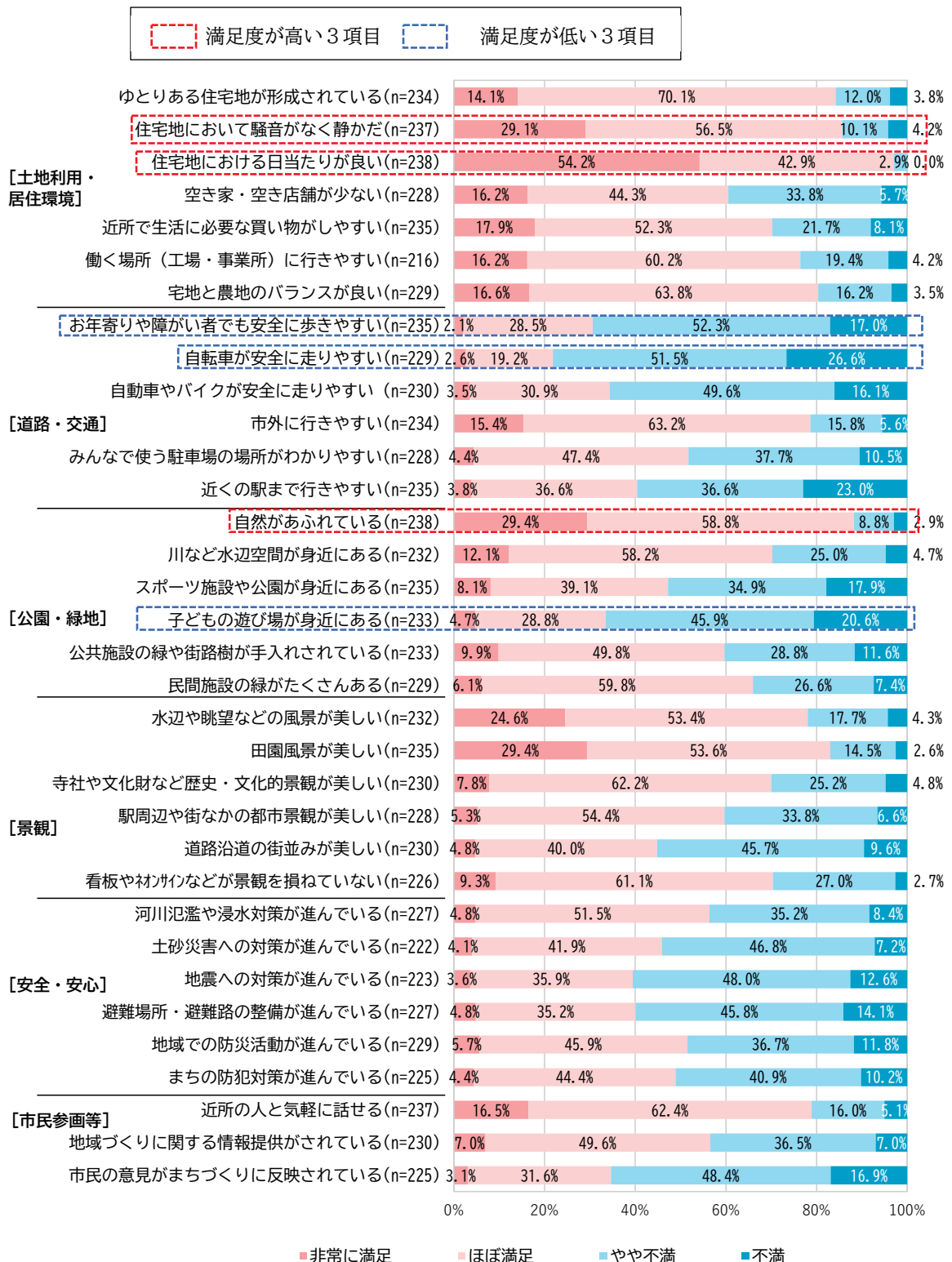
【R7~R22】社人研推計(R5推計)に準拠したコーホート要因法による独自推計(住民基本台帳人口ベース)

※市全体の将来推計人口(社人研推計)は国勢調査をベースとしているため、各地区の合算値と一致しない。

(4) アンケート調査結果による住民意向

住みやすさに関して、「土地利用・居住環境」、「道路・交通」、「公園・緑地」、「景観」、「安全・安心」、「市民参画等」の6分野 34項目についての満足度は以下の示すとおりとなっています。

北御牧地区では、住宅地の日当たりや静かな住環境、自然環境の満足度が高いものの、自転車の走りやすさや道路の歩きやすさ、子どもの身近な遊び場について満足度が低くなっています。



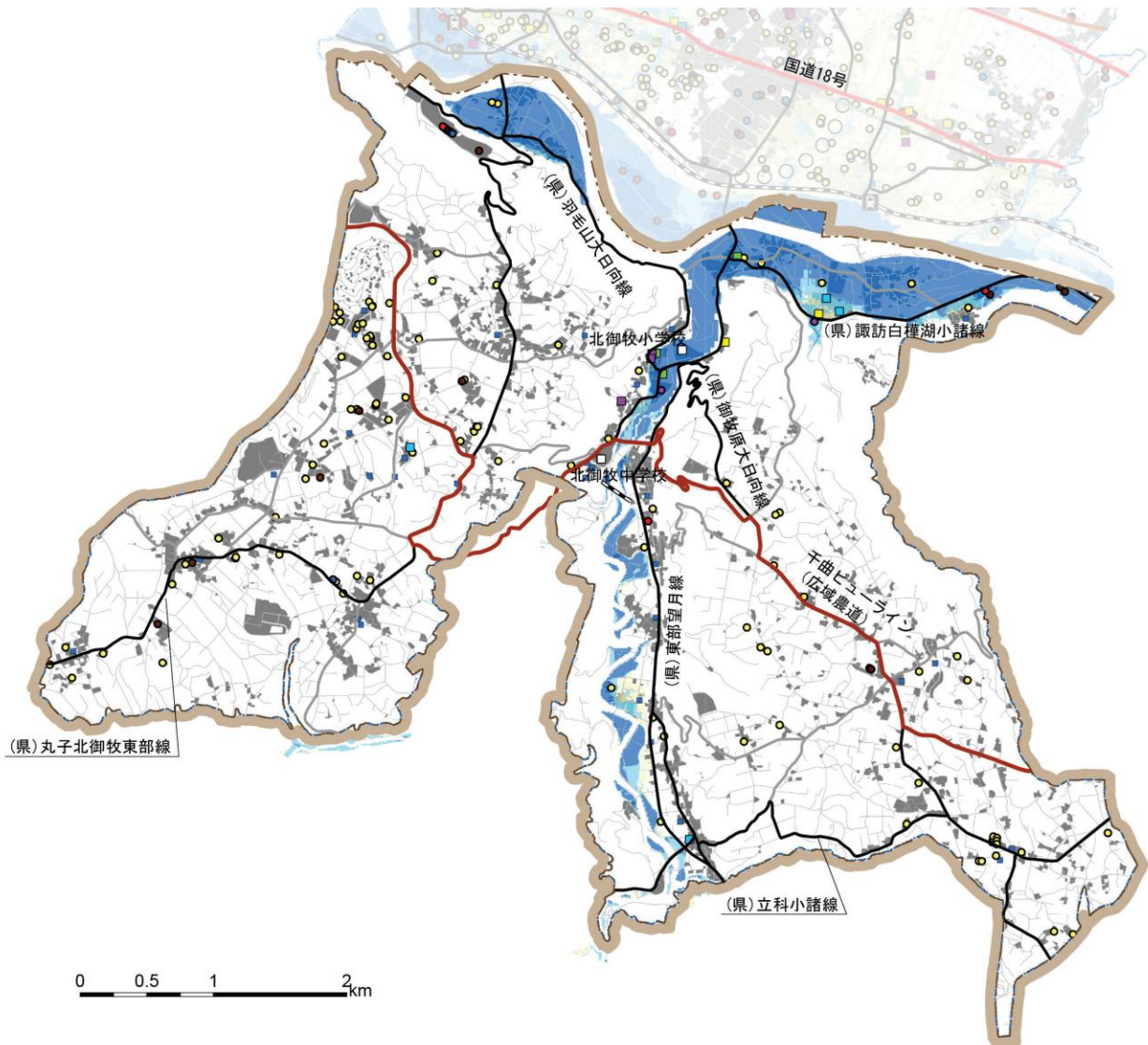
住みやすさに関する満足度(北御牧地区)

資料：令和6年度 東御市のまちづくりに関するアンケート調査結果

(5) 災害ハザードの指定状況

① 浸水想定区域 (L2: 想定最大規模降雨)

- 千曲川、鹿曲川流域では3mを超える浸水が想定されています。
- 北御牧小学校周辺においても3m以上の浸水が想定されています。

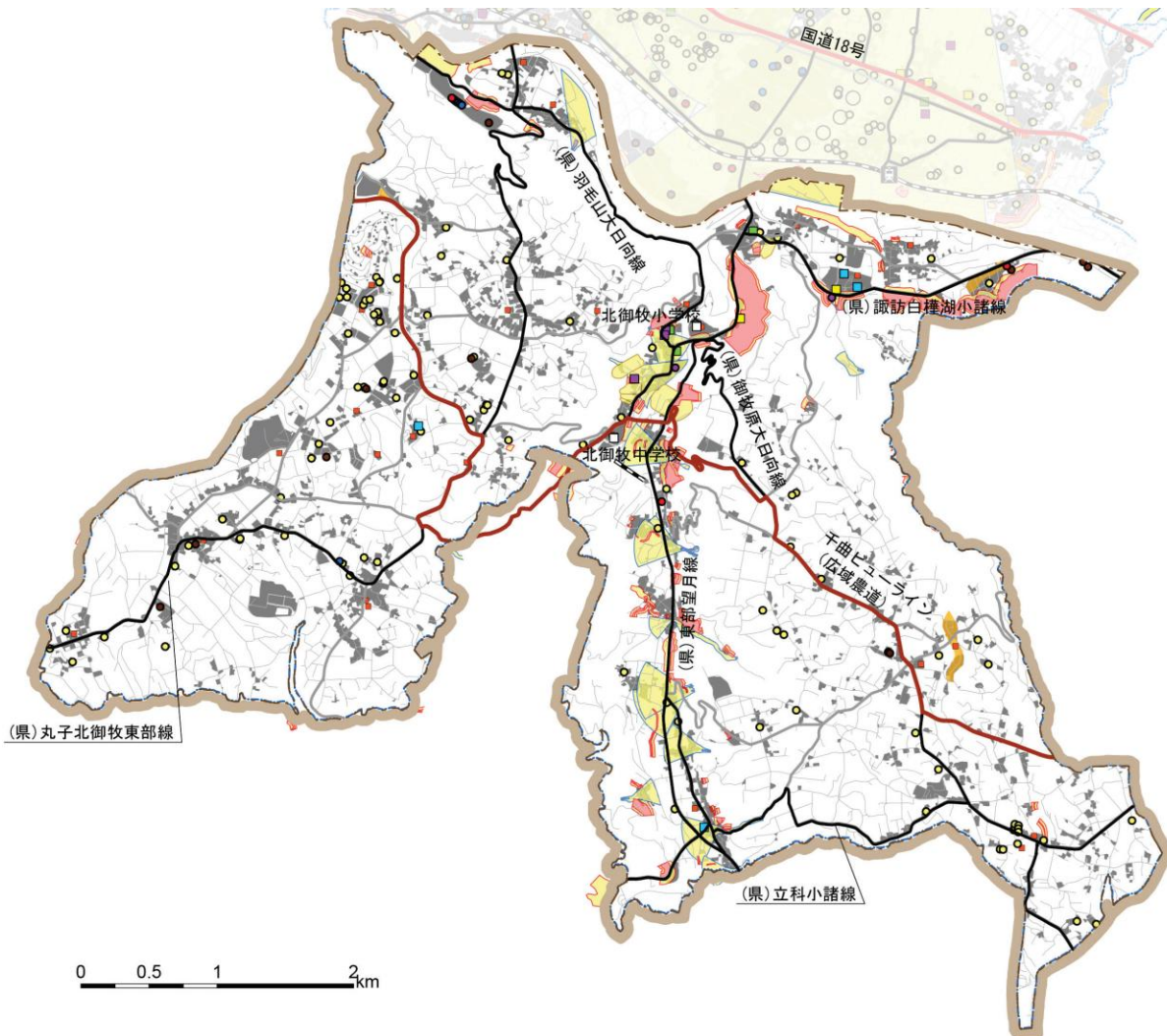


浸水想定区域 (L2: 想定最大規模降雨)	□ 学校	● 新築建物(住宅)	— 広域幹線道路
■ 3.0m以上	■ 子育て施設	● 新築建物(商業)	— 都市幹線道路
■ 0.5~3.0m未満	■ 商業施設	● 新築建物(工業)	— 補助幹線道路
■ 0.5m未満	■ 医療施設	● 新築建物(公共)	○ 構想道路
■ 指定緊急避難場所	■ 社会福祉施設	● 新築建物(その他)	— 鉄道
	■ 金融機関		

② 土砂災害

■ 県道諏訪白樺湖小諸線沿線及び鹿曲川沿いに土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されています。

■ 鹿曲川沿いの谷地部では土砂災害警戒区域（イエローゾーン）も指定されています。



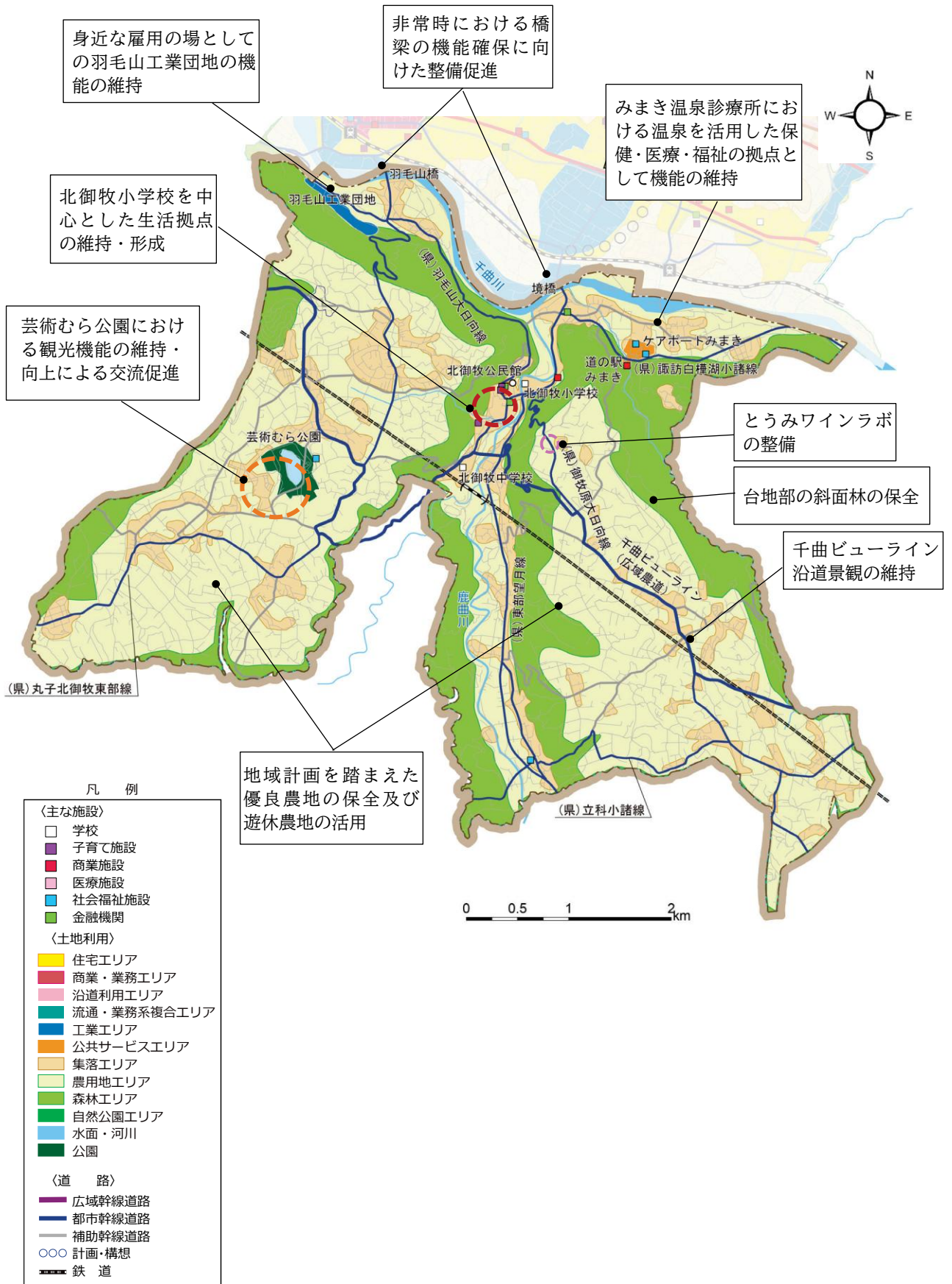
	土砂災害特別警戒区域		学校		新築建物(住宅)		広域幹線道路
	土砂災害警戒区域		子育て施設		新築建物(商業)		都市幹線道路
	急傾斜地崩壊危険区域		商業施設		新築建物(工業)		補助幹線道路
	地すべり防止区域		医療施設		新築建物(公共)		構想道路
	大型盛り土造成地		社会福祉施設		新築建物(その他)		鉄道
	指定緊急避難場所		金融機関				

(6) 地区整備の方針

① 分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・北御牧小学校周辺は公民館や保育園など主要な施設が集積し、地区の生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 ・みまき温泉診療所周辺は、温泉を活用した保健・医療・福祉の拠点として、機能の維持を図ります。 ・移住者の受け皿としては、既存集落内や幹線道路沿道など、一定程度の生活基盤が整ったエリアに集約化を図るなど、地区の持続可能性やコミュニティ維持に配慮した土地利用を推進します。 ・羽毛山工業団地は、「産業・業務拠点」に位置づけられており、今後とも職住近接の雇用の場としての機能の維持に努めます。また、雇用の受け皿として新たな工業地の確保を目指します。 ・県の農業試験地の跡地に、「とうみワインラボ」を整備し、ワイン用ぶどうについての研究や農福連携の取組を進め、地域振興を図ります。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風の際、千曲川に架かる橋梁が通行不能となった経緯を踏まえ、非常時における橋梁の機能確保に向けた整備を推進します。併せて、関係機関との連携のもと、千曲川左岸道路（仮）整備も視野に入れながら、地区が孤立しないための対策について検討します。 ・安全で快適な歩行者空間を確保するため、生活道路の整備を計画的に進めます。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術むら公園は「交流拠点」と位置づけられており、市内外から多くの方が訪れる施設となっています。今後とも、適切な維持管理に努めるとともに、文化・芸術活動や観光の拠点としての機能を高め、交流人口の拡大につなげます。 ・子どもからお年寄りまでが憩える身近な公園や緑地等の整備を図ります。 ・御牧原台地や八重原台地の縁辺部の斜面林は、適正な森林整備により保全に努めます。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・八重原・御牧原台地からの山並みや田園景観、八重原用水、野馬除跡（のまよけあと）など歴史を感じさせる景観は地域における豊かな暮らしを創出する重要な環境資源であることから、今後とも維持保全を図ります。 ・鹿曲川・番屋川等の河川水質の保全を図るとともに、河川沿いにおける緑化の推進等による快適な水と緑の空間づくりを推進します。 ・自然生態系の保全・再生に向けて、水田環境の保全など自然豊かな農村環境の保全活動の展開により、自然環境との共生に配慮します。 ・市道浦久保山崎線沿道において、良好な沿道景観の維持に努めます。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川、鹿曲川流域では3 mを超える浸水が想定されており、北御牧小学校周辺においても浸水リスクが高くなっています。また、台地部の縁では土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）も存在します。ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内共有を図りながら、防災意識の啓発に努めます。 ・消防団員の確保や避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。

② 整備方針図



第6章 実現化の方策

1 都市計画制度の運用

1-1 都市計画区域

都市計画区域とは、自然的・社会的条件、人口・産業・土地利用・交通量等の現状と、その将来的な推移を考慮し、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」として指定するものです。このため、計画的かつ適正な土地利用へ誘導、良好な自然環境の保全、地域の日常生活や観光、福祉の拠点となる市街地の形成を図るため、平成20年9月1日に北御牧地域を都市計画区域に指定しました。今後も、東御市一体として総合的に整備、開発及び保全を図ります。

1-2 地域地区

本市では、昭和49年に都市計画区域が決定され、現在、用途地域は684haが指定されています。その後、指定当初から土地の区画形質の変更や道路線形の変化、用途地域外周部における宅地化の進行等により、実際の地形と指定区域の不整合箇所が多く見られます。そのため、土地利用の実情と整合を図りながら、用途地域の見直しを行い、適切な土地利用誘導を目指します。

また、本市には、高規格道路の整備計画・構想路線があります。計画地周辺においては、これら道路の整備効果を活かしていくため、必要に応じて用途地域の見直し等により適切な土地利用誘導を図ります。

用途地域外において、計画的な開発等が発生する際には、特定用途制限地域などの活用も視野に入れながら周辺環境との調和した土地利用を推進します。

1-3 都市計画道路の見直し

都市計画道路は、計画的なまちづくりを行うために、都市計画に位置づけられる道路ですが、現在の都市計画道路の整備率は低く、計画決定したまま事業が長期間未着手となっている都市計画道路があります。

近年の社会経済状況等の変化などにより、都市計画道路の役割や必要性に変化が生じつつある路線もあります。

このため、「上小圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づき、これからの都市計画との整合性や事業の検証及び各計画路線の事業効果の検証、並びに市全体の道路網等を検証し、都市計画道路の「必要性」と「実現性」について定量的・定性的に評価を行い、それらを総合評価することにより「存続（変更・追加も含む）」、「廃止」の方向性を見定め、都市の将来像の実現に向けた都市計画道路を必要に応じ見直しを行います。

1-4 地区計画など

地域住民の合意による美しい街並みを形成していくために、地区計画制度及び住民協定等の活用を検討し、計画的なまちづくりを推進していきます。

本市では、歴史・文化遺産である海野宿や、田中商店街については、景観育成住民協定が締結されており、今後も住民の意向を踏まえつつ、良好な沿道景観の形成を支援していきます。

また、計画的な開発の推進に当たっては、用途地域の見直しと併せて、地区計画を導入することで、秩序ある街並み空間を担保していくものとします。

2 計画の実現に向けて

2-1 基本的な考え方

本計画は概ね 20 年間という長期的な視点に立った計画であり、実現にあたっては、様々な施策・事業等の展開が必要となります。

このため、本計画における施策・事業等については、社会経済情勢や市民ニーズなどを考慮しつつ、重要度や優先度、事業効果、財政負担、SDGs の視点など、様々な観点から検討を行い、企画立案し、適切な時期に総合計画の基本計画や実施計画などに位置づけ、市民・事業者・行政等の協働のもと、計画的・効果的・横断的に展開し、推進するものとします。

2-2 都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランに示す方針に基づいて、個々の事業や施策を検討し、必要に応じて計画の熟度などを判断しながら適正な時期に都市計画の決定・変更を行っていきます。

なお、都市計画の決定・変更は、計画の熟度や可能性、市民との合意形成、社会経済情勢や財政状況などを考慮しながら、適切な時期に行います。また、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等、国や県の計画や方針などを踏まえ、国や県、関係機関と調整・協議を行いながら進めます。

2-3 財源の確保と民間活力の導入

本計画の推進にあたっては、多大な費用を要する事業や維持管理など継続的な費用を要する事業も含まれています。

そのため、限られた財源の中で計画的かつ効果的に事業を推進するとともに国や県の補助金・交付金、交付税措置のある地方債等を最大限に活用し、財源を確保します。

また、都市施設などの適切な維持管理や長寿命化、既存ストックの有効活用などにより、事業費の縮減に努めます。

さらに、民間企業のノウハウや資本等を活用するなど、民間企業との連携や民間活力の導入に努めます。

2-4 広域的な連携と調整

本計画の推進にあたっては、引き続き、国や県、周辺市町、関係機関との広域的な連携と調整を図ります。

また、国や県、関係機関の事業を促進するため、要望活動や事業協力などを行います。

3 計画の進行管理

3-1 庁内関係部局等との都市計画マスタープランの共有化

本計画に沿ったまちづくりを計画的に進めていくため、都市計画マスタープランの周知を図ります。庁内における横断的なまちづくりの推進体制を整えるほか、各関係部局等でまちづくりに関する情報を共有するための仕組みを構築していきます。

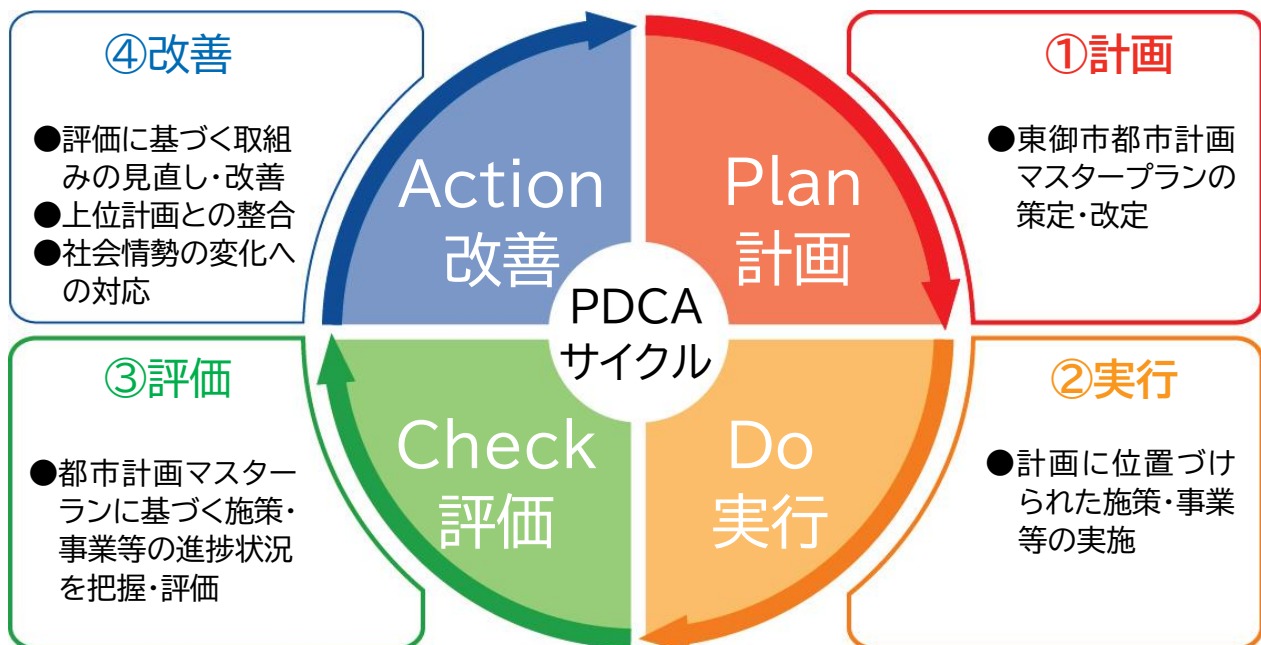
3-2 都市計画マスタープランの適切な見直し

都市計画マスタープランは、計画が中長期にわたることから、その見直しについても社会経済の変化に応じて、地域の実情を踏まえながら市民参加のもとに柔軟に行っていきます。

特に本市の発展に対して大きな影響を及ぼす大規模プロジェクト等の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて、適宜見直しを行います。

3-3 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、市民と企業と行政の協働による効果的なまちづくりを推進していくことから、随時市民への情報公開を行うとともに、庁内の各関係部局等相互の連携を図りながらまちづくりの進捗状況を把握し、都市計画マスタープランの進行管理を行います。



PDCAサイクルによる進行管理

4 パートナーシップ（協働）によるまちづくり

本計画は、市民意向調査や住民説明会等の市民参画や各地区の地域ビジョンとの連携により、市民等の意向や意見等を取り入れて定めています。

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政等の各主体が、都市の将来像を共有し、それぞれの役割と責任のもと、相互に連携し、協働によるまちづくりの取組を推進していきます。

4-1 市民の役割

まちづくりの主体として、市民一人ひとりがまちづくりに対する興味や関心を高め、身近な地域の現状や課題を共有しながら、地域づくりや話し合いの場に積極的に参加していくことが必要となります。

あわせて、市民協働のまちづくり指針に示されている市民主体・協働の考え方を踏まえ、区・自治区や地域づくり協議会など既存の組織を基盤として、分野や世代を超えた連携により、地域課題の解決や生活機能の維持に取り組むための持続可能な体制づくりを進めていくことが求められます。

市民主体のまちづくりへの主な取組としては、次のようなものがあげられます。

- 地域ビジョンの推進に向けた各種取組みへの参画
- 地域づくりのルール（景観育成住民協定等）への協力
- 敷地内緑化などによる良好な街並みづくり
- 環境美化などの地域活動への参加
- 地域課題の解決や生活機能の維持に向けた取組み

4-2 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、身近なまちづくりに参加するとともに、企業活動を通して暮らしやすいまちづくりの実現に貢献していくことが必要となります。

また、開発等を行う場合は、本市が目指すまちづくりの方向性を十分に理解し、周辺的环境や景観に配慮するなど、積極的なまちづくりへの取組が求められます。

地域社会の構成員としてのまちづくりへの主な取組としては、次のようなものがあげられます。

- 都市計画マスタープランの基本方針などを踏まえた開発・建築行為
- 地域の活性化や環境保全、防災・減災対策、防犯対策などの社会貢献への取組
- 地域活動などへの支援と参加

4-3 行政の役割

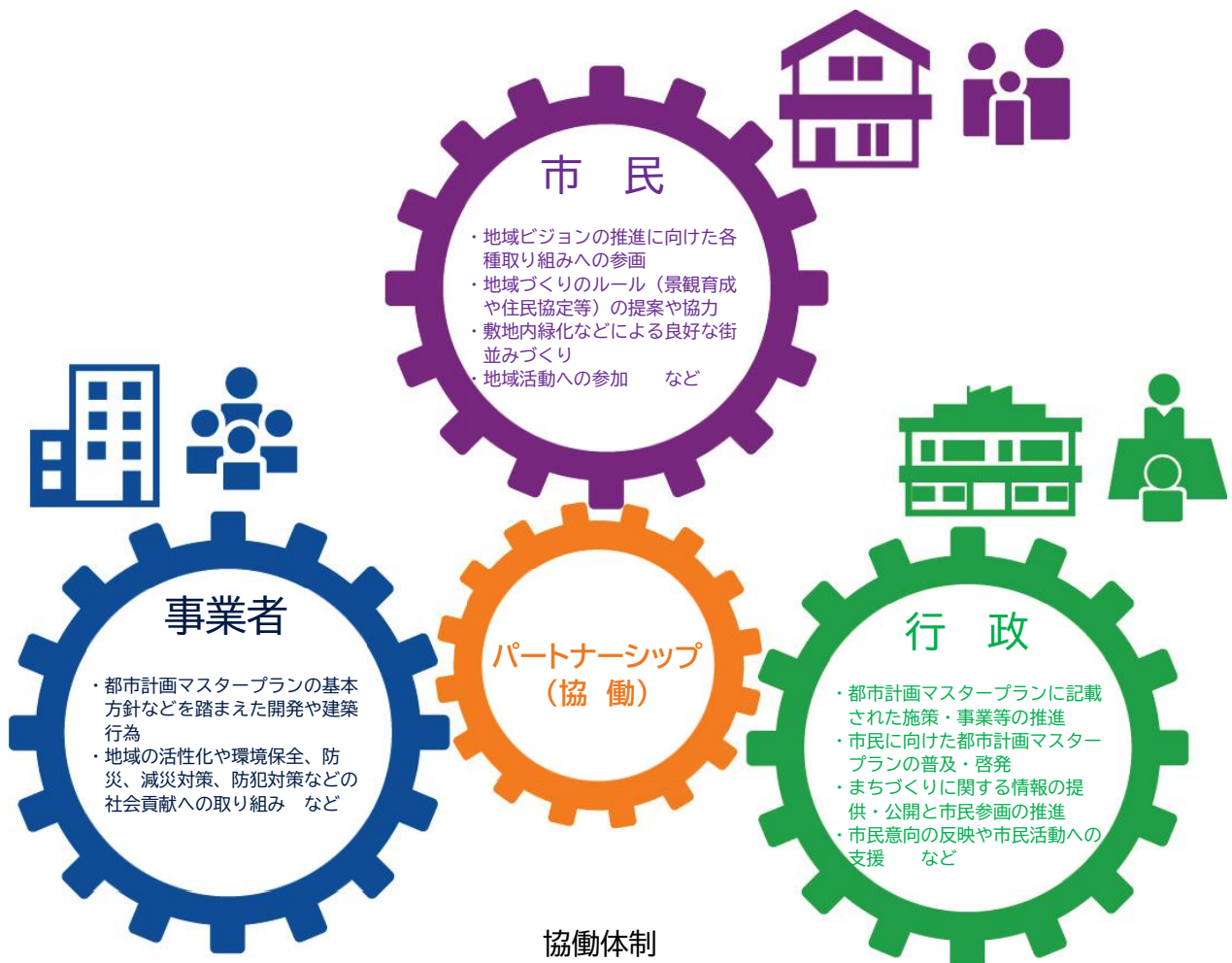
市民・事業者が主体的にまちづくりに参加できるような体制を整えるとともに、市民活動を積極的に支援し、市民・事業者・行政が一体となった協働によるまちづくりの推進を図ります。

また、協働のまちづくりを進めるためには、行政による十分な情報提供が必要です。広報紙をはじめ、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の多様な媒体を活用し、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信します。

また、より分かりやすい情報提供や多様な主体との連携促進等を実現するため、各種都市計画情報のオープンデータ化をはじめとしたDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

協働によるまちづくりの推進に向けた主な取組としては、次のようなものがあげられます。

- 都市計画マスタープランに記載された施策・事業等の推進
- まちづくりの方向性の共有
- まちづくりに関する情報の提供・公開と市民参画の推進
- まちづくりに関する市民意向の反映
- 地域づくりに関する市民活動への支援
- 市民・事業者・行政との相互交流等の機会の提供



資料編

1 用語集

【あ行】

ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、情報技術 (IT) に「通信」の要素を加えたもの。
インフラ	日常生活に不可欠な道路、橋梁、電気、ガス、水道、通信 (電話・インターネット)、交通 (鉄道・バス) などのこと。
ウォーカブルなまちづくり	ウォーカブルは「歩く= walk」と「できる= able」を組み合わせた言葉。国土交通省では、「居心地が良く、歩きたくなるまち」として、道路空間を車中心から「人中心」の空間に転換し、多様な人々の交流の場を形成することで、都市の魅力を向上させる取り組みを推進している。
SDGs	SDGs とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、2030 年までに貧困や差別、環境問題などを解決し、誰一人取り残さない世界を目指す国際目標。

【か行】

街区公園	街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
可住地・非可住地	「可住地」は居住に利用できる土地のこと。東御市都市計画基礎調査では、水面、その他自然地、商業用地のうち敷地面積が 1ha 以上の大規模施設用地、公益施設用地、道路用地、交通施設用地、公共空地、その他公的施設用地、工業専用地域を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
拠点連携型都市構造	地域ごとの複数の核となる拠点 (駅周辺、公共施設周辺、集落など) に居住・生活サービス機能を誘導し、それらを公共交通等で結び、都市全体の利便性と持続可能性を高める都市のあり方のこと。
緊急輸送道路	地震や台風などの災害発生時に、避難、救助、物資供給といった応急活動を円滑に行うために確保すべき、高速道路や一般国道などの重要な幹線道路。
グリーンインフラ	自然が持つさまざまな機能を生活空間や災害への備えに活かす考え方や取り組みのこと。
計画規模降雨 (L1)	河川整備などの治水対策の目標となる、ある一定の確率で発生する降雨量のこと。概ね 100 年に 1 回程度の確率で発生する降雨を想定している。

景観育成住民協定	一定の区域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関しての自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として長野県知事が認定を行う制度。
建築協定	地域住民が自ら集まり、建築基準法に上乘せする形で、地域の実情に合った建築のルールを定めたもの。
公共交通徒歩圏人口カバー率	駅やバス停などの公共交通機関から一定の徒歩圏内（本計画では、駅から半径 500m、バス停から半径 200m）に住んでいる人口が、総人口に占める割合。
公共施設の再編・統廃合	人口減少や高齢化、財政状況の悪化といった社会変化に対応するため、公共施設のあり方を見直し、維持管理や運営を効率化する取り組み。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、「一人の女性が生涯に産む子供の平均数」を示す人口統計の指標。
交通結節機能	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する機能。鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車などの交通手段をつなぐことであり、鉄道駅やバスターミナルなどが持つ機能。
コーホート要因法	年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化を死亡、出生、人口移動ごとに計算して将来の人口を求める方法。
混雑度	道路の「設計交通量（最大で通行できる量）」に対する「実際の交通量」の比率を数値化したもの。
コンパクトシティ	居住機能と生活サービス機能（商業施設、医療・福祉施設など）を都市の特定のエリアに集積し、効率的で持続可能な都市構造を目指すこと。

【さ行】

再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても枯渇することなく比較的短期間で再生される自然の力によるエネルギーのこと。
自然的土地利用	森林、農地、原野、水辺など、自然環境やそれに近い状態を保ちながら利用される土地の利用形態のこと。

重要伝統的建造物群保存地区	城下町や宿場町、門前町など、歴史的・文化的価値が高い伝統的な街並みを保存・継承していくために、市町村が定めた「伝統的建造物群保存地区」のうち、特に価値が高いとして国が選定した地域のこと。海野宿は、昭和 62 年に国から選定されている。
浸水想定区域	想定される最大規模の豪雨などで河川が氾濫した場合に、水につかると想定される地域のこと。
水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
水防法	洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮などによる水災から、人々の生命・財産を守るための法律。
ゼロカーボン	温室効果ガスの「排出量」から「森林などによる吸収量」を差し引いて、実質的な排出量をゼロにすること。「カーボンニュートラル」とも呼ばれる。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	インターネット上でユーザーがプロフィールを作成し、友人や共通の趣味を持つ人々と繋がって、文章、写真、動画などを共有・交換するサービス。
想定最大規模降雨（L2）	過去に観測された、または近隣地域で観測された実績最大降雨量に基づき、対象地域で起こりうる最大規模の降雨のこと。概ね 1000 年に 1 回程度の頻度で発生する降雨を想定している。

【た行】

脱炭素	地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガスの排出量を、できるだけ削減し、将来的には実質ゼロを目指す取り組みのこと。
地域高規格道路	地域全体の自立的な発展を促すために整備される、高い走行サービスレベルを持つ道路。
地域地区	住居・商業・工業など適正な土地利用を実現するため、用途や建蔽率・容積率、高さを定めた地域、地区の総称。
地区計画	地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。

定時定路線バス	定められたルートと時刻表に従って運行する形態のバス。
低未利用地	居住用、業務用などとして利用されておらず、または利用の程度が周辺の地域に比べて著しく劣っている土地。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。
デマンド交通	利用者の予約に応じて、その都度ルートや時間を決めて運行する乗り合い型の公共交通システム。
東御市空き家バンク	市が空き家や空き土地の売買や賃貸に関する情報提供を受け、それらの物件情報を公開するとともに、必要に応じて仲介支援を行うことにより移住・交流希望者の住宅確保を支援するシステム。
東御市公園施設長寿命化計画	老朽化が進む公園施設（遊具、ベンチ、トイレ、園路、照明灯など）の安全確保と機能保全を目的とした計画的な維持管理の方針。
東御市公共施設等総合管理計画	市の公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための計画。
東御市人口ビジョン	市の人口の現状分析に基づき、将来目指すべき方向と人口の将来展望を示したもの。
東御市地域計画（地域農業基盤強化促進計画）	農業経営基盤強化促進法に基づく計画で、10年後地域の農業をどんな農業にしていきたいか、大切な農地をどう守り、次の世代につないでいくかを農業者や関係機関等の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明らかにする計画。
東御市地域公共交通計画	令和5年3月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて、持続可能な公共交通システムの実現に向けた市の公共交通のマスタープラン。
特定用途制限地域	都市計画区域のうち、用途地域が定められていない区域で、地域の環境保全や良好な形成のため、特定の用途の建築物を制限する地域。
都市機能誘導区域	立地適正化計画により設定する医療・福祉・商業などの都市機能を集めて配置する区域。
都市計画基礎調査	都市の現況及び都市化の動向等を把握し、良好な都市計画を策定するため、都市計画法によって概ね5年ごとに実施することが定められている都市に関する基礎調査のこと。

都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要がある区域のこと。
都市計画公園	都市の健康増進、環境改善、防災機能、景観形成などを目的として、都市計画法に基づいて計画・整備される都市施設。
都市計画道路	都市計画法に基づき、都市の骨格として将来的に整備することが計画された道路。
都市的土地利用	住宅、商業施設、工業施設、公共施設、道路などが集積し、主に人の居住や経済活動、都市機能の提供を目的として利用される土地の利用形態のこと。
都市のスポンジ化	人口減少により都市内部で空き家や空き地がスポンジのように点在して発生する現象。
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定したもので、土砂災害が発生した場合に住民の生命や身体に危害がおよぶおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物が損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある土地の区域。

【な行】

長野県景観条例	地域の特性を生かした美しい景観を育成・保全し、県民の生活向上に資することを目的とした条例。景観法に基づき、景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定などについて定められている。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が指定した区域。
農業地域	自然環境を活かして農作物の栽培や家畜の飼育といった農業生産活動が主に行われ、都市部や工業・商業地域などと区別して、農業の振興や農地の保全を中心とした土地利用が図られている土地の区域。
農振農用地	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市町村が今後おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保し保全すべきとして指定した、原則として農地以外の目的（住宅や駐車場など）への転用が厳しく制限されている土地の区域。

【は行】

パークアンドライド駐車場	自家用車を都市部の手前や駅近くの駐車場に止め、公共交通機関に乗り換えて目的地まで向かうシステムで使用する駐車場。
バリアフリー	障害者や高齢者を含む誰もが社会生活を送る上で、物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除くこと。
ポケットパーク	わずかな土地を有効活用し、ベンチを置いたり樹木を植えたりして、歩行者の休憩やくつろぎの場を提供する小規模な公園。

【や行】

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての人々が利用しやすいように、最初から製品や環境を設計する考え方。
用途地域 用途地域指定区域	市街地の土地利用の基本的枠組みを明らかにするものであり、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るもの。その用途地域を定めた土地の区域のこと。

【ら行】

流域治水	気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防やダム の整備に加えて、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾 濫域（浸水が想定される地域）まで、流域の関係者全体で協力 して行う治水対策。
緑化協定	地域住民の自主的な緑化の意志を尊重しながら、緑を保全・推 進する取り組みの総称。
緑被率	ある都市や地域の総面積に占める、樹木、草地、農地などの緑 で覆われた土地が占める割合。
歴史かおるまち海野宿景観 形成住民協定	平成8年3月に県から認定された住民協定。建築物や屋外広告 物についてのルールが定められている。

2 策定体制

(1) 東御市都市計画審議会

任期：令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

(敬称略)

条例区分	区 分	氏 名	備 考
第2条2項1号	学識経験者	柳 沢 吉 保	会長
		堀 育 夫	副会長
		澤 柳 由美子	
		山 岸 智 之	
		関 昌 子	
第2条2項2号	市議会議員	窪 田 俊 介	
第2条2項3号	関係行政機関の職員	柳 沢 由 里	
		中 島 俊 一	
第2条2項4号	市長が必要と認める者	坂 口 晋 一	～令和6年5月16日
		齋 藤 佳 久	令和6年5月17日～
		依 田 繁 二	
		原 田 京 子	
		長 越 能理子	
		酒 卷 杏 里	

任期：令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

(敬称略)

条例区分	区 分	氏 名	備 考
第2条2項1号	学識経験者	柳 沢 吉 保	会長
		堀 育 夫	副会長
		澤 柳 由美子	
		山 岸 智 之	
		関 昌 子	
第2条2項2号	市議会議員	窪 田 俊 介	～令和6年12月4日
		村 山 弘 子	令和6年12月5日～
第2条2項3号	関係行政機関の職員	柳 沢 由 里	～令和7年3月31日
		合 津 俊 雄	令和7年4月1日～
		中 島 俊 一	～令和7年3月31日
		片 桐 剛	令和7年4月1日～
第2条2項4号	市長が必要と認める者	齋 藤 佳 久	
		依 田 繁 二	
		原 田 京 子	
		美齊津 正 子	
		酒 卷 杏 里	

(2) 東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会

① 東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

○東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

令和6年2月1日

(設置)

第1条 東御市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び立地適正化計画を策定するため、東御市都市計画審議会条例（平成16年東御市条例第145号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町村マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定される「立地適正化計画」に関し検討を行うため、東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な調査、検討等を行う。

- (1) 都市計画マスタープラン策定に関する事項
- (2) 立地適正化計画策定に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、都市計画審議会長が指名する都市計画審議会委員及び条例第4条第3項に基づき市長が委嘱する臨時委員若しくは専門委員の15人以内で組織する。

2 臨時委員若しくは専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 東御市内各地区の地域づくり関係団体に属する者
- (3) 都市計画に関する実務経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から第2条に規定する都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の公表をもって終えるものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部建設課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

② 東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員名簿

任期：令和6年5月10日から令和8年3月31日まで

(敬称略)

条例区分	区 分	氏 名	備 考		
第2条2項1号	学識経験者	堀 育 夫	委員長	東御市都市計画審議会委員	
		柳 沢 吉 保	副委員長		
第2条2項2号	市議会議員	窪 田 俊 介	～令和6年12月4日		
		村 山 弘 子	令和6年12月5日～		
第2条2項4号	市長が必要と認める者	坂 口 晋 一	～令和6年5月16日		
		齋 藤 佳 久	令和6年5月17日～		
		依 田 繁 二			
第4条3項	市長委嘱	芦 田 高 英			臨時委員及び専門委員
		若 林 幹 雄			
		野 口 賢 吉			
		竹 内 幸 彦			
		井 出 広 美			
		柳 沢 登 美			
		山 口 久 二			
		井 出 圭 一	～令和7年3月31日		
増 澤 邦 彦	令和7年4月1日～				

3 計画策定の経過

時期		会議等	主な検討事項
令和6年度	R6.5.10	第1回東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会	・都市計画マスタープラン・立地適正化計画の概要
	R6.8.21	第2回東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会	・住民意向アンケート実施概要
	R6.9~10	東御市まちづくりに関するアンケート (市在住の16歳以上、3,500人を対象)	
	R7.2.19	第3回東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会	・住民意向アンケートの結果 ・都市計画基礎的調査
令和7年度	R7.4.8	第4回東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会	・市の課題分析
	R7.4.21	第27回東御市都市計画審議会	・計画策定について ・市の現況・課題
	R7.7~9	地区別懇談会の開催 ・滋野地区(7/29)、和地区(8/4) ・田中地区(8/6)、祢津地区(8/7) ・北御牧地区(9/18)	・計画の概要及び意見交換
	R7.8.22	関東地方整備局・長野県ヒアリング	・立地適正化計画の概要
	R7.10.1	第5回東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会	・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画骨子案
	R7.11.7	第6回東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会	・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討案
	R7.11	住民説明会の開催 ・田中地区(11/10)、滋野地区(11/12) ・祢津地区(11/13)、和地区(11/17) ・北御牧地区(11/19)、市全体(11/21)	・東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について
	R7.11.27	第28回東御市都市計画審議会	・東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画(素案)【諮問】
	R7.12.3	東御市議会全員協議会にて報告	
	R7.12.10~R8.1.8	パブリックコメントの実施	・提出意見：28件
	R8.2.17	第7回東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会	・パブリックコメントの結果
	R8.3.26	第29回東御市都市計画審議会	・東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画(案)【答申】

第2次東御市都市計画マスタープラン

令和8年3月

発行 東御市
編集 東御市 都市整備部 建設課

〒389-0592 長野県東御市 281-2
電話 0268-62-1111 (代表)
FAX 0268-63-5431
E-mail kensetsu@city.tomi.nagano.jp



東 御 市